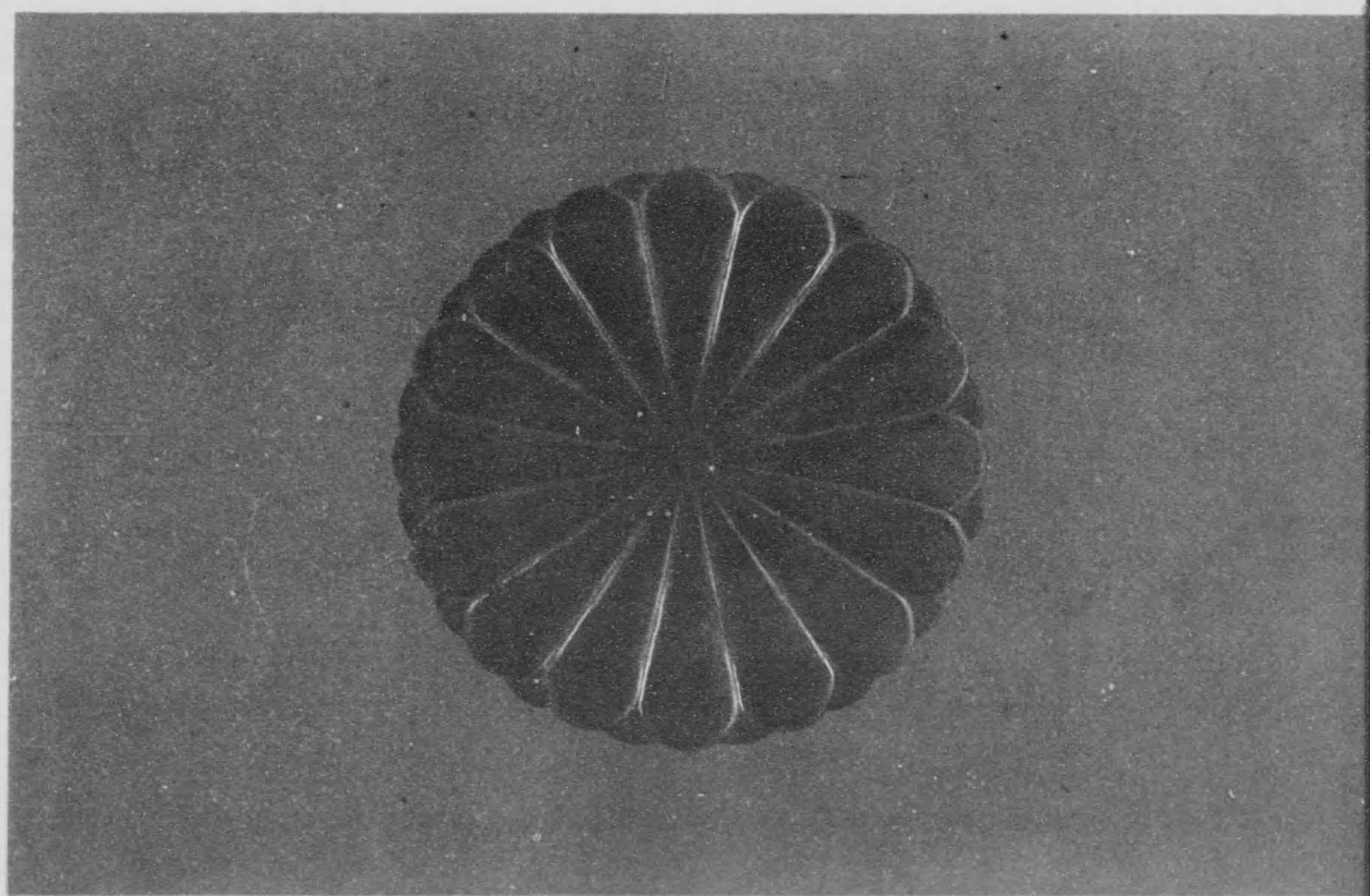


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15



奉 賀
登 極

大正四年十一月十日曆數既正天命維新伏惟太
陽攸昇皇威洽于六合 天孫所御聖澤敷於萬世
列聖永護神器恢弘 祖宗謨訓一統誕握大寶



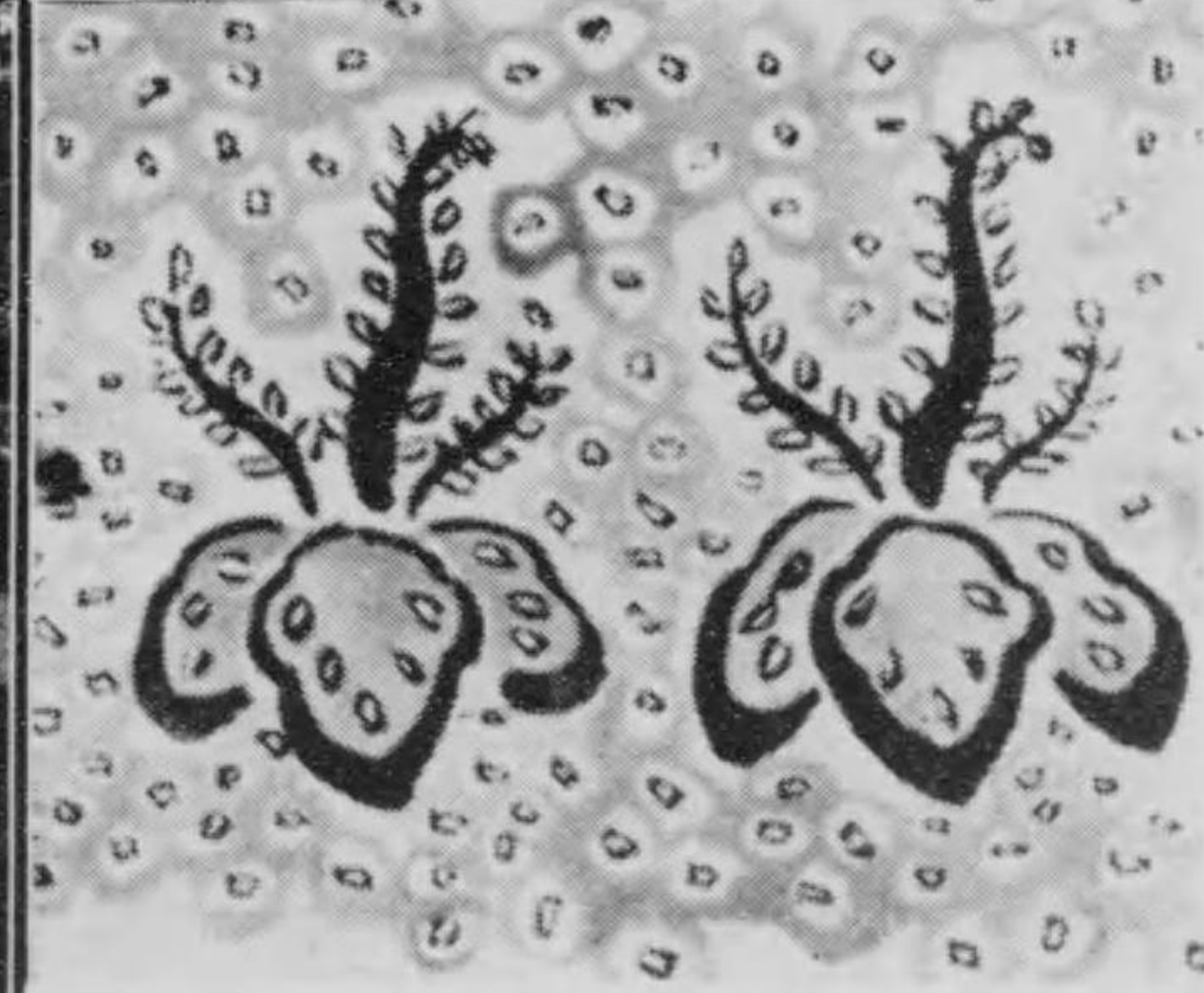
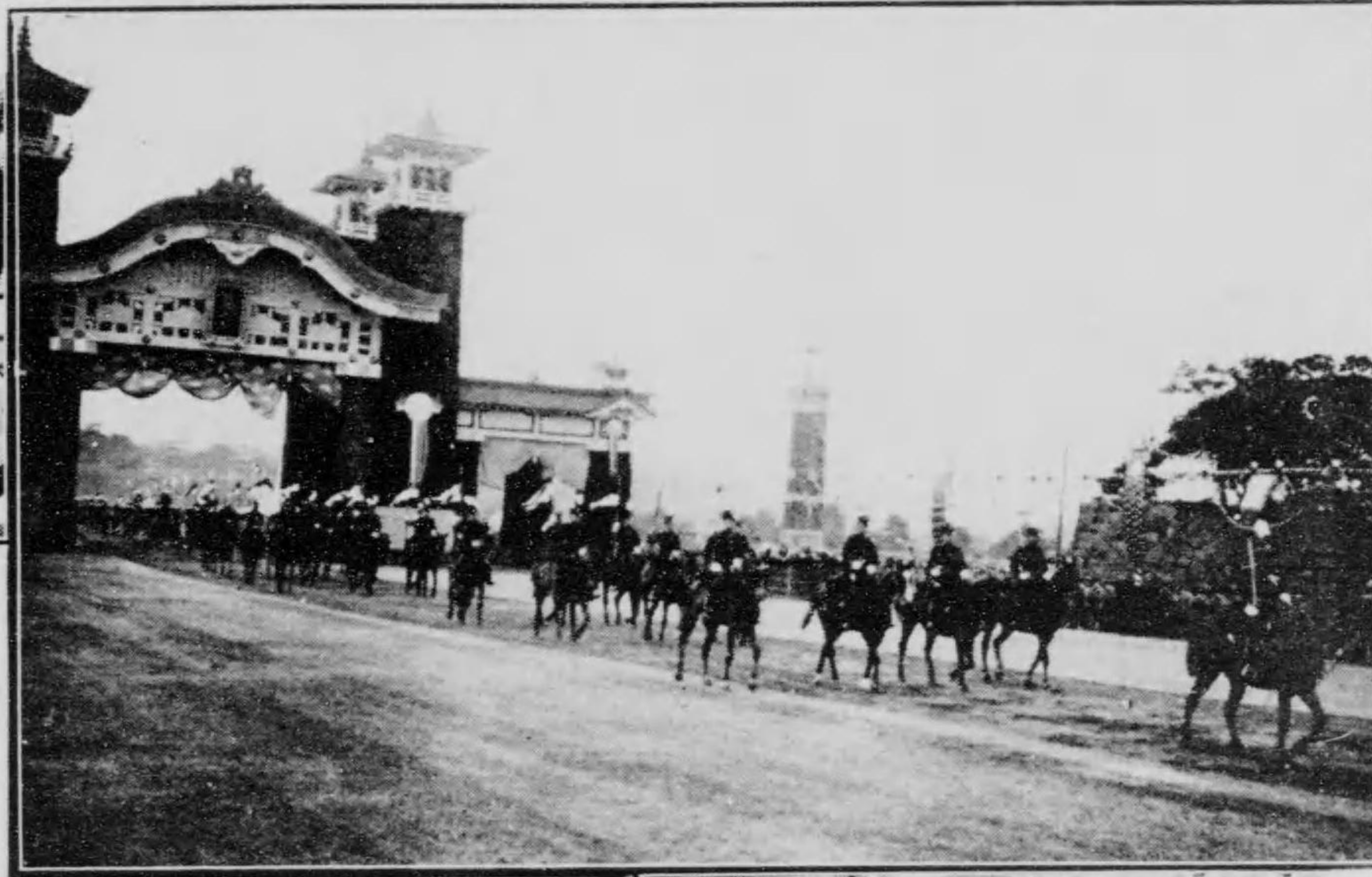
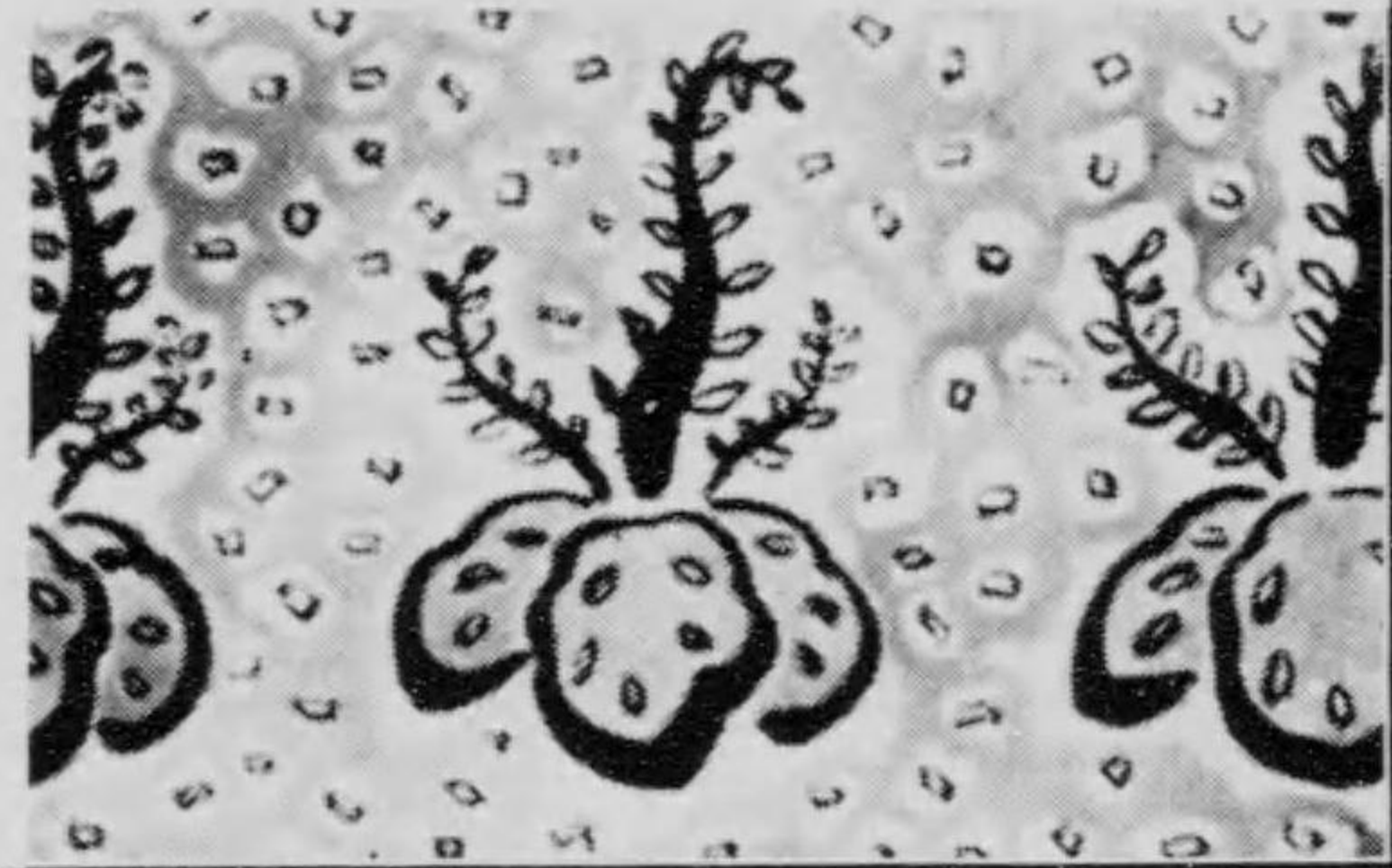
眷顧古今謀猷立極悠々發基神代體元巍々放光
宇內邦基鞏礎殊方豈無匹類國體精華普天竟絕
比倫欽惟 今上陛下紹 天祖之正統神明其德
照臨四海繼先帝之鴻業緝熙之政子育群生今茲
天祥在躬乃舉登極大典秋來嘉穀收田爰行大嘗
重儀爛々慶雲乾坤共頌千秋洋々廣樂億兆齊唱
萬歲訂盟旌節列冠履於玉階歸仁王臣曳劍佩于
丹墀隆禮曠古肅儀絕今草莽微臣等仰觀天象馳
思天壤無窮神勅伏考世態致心人文日就明詔載
歌載舞敢表祝聖至情誠歡誠喜謹陳獻芹微忱

大正
5. 3. 28
內交

凡 例

- 一此の記念帖に收めたる御大典儀場寫眞の大部分は謹寫團の拜寫にかゝるものなるが一部分は他のものをも交へてある。
- 二御大典の記事中、序編は曾て山陽新報紙上に掲げたる「即位禮と大嘗祭」に多少の刪修を加へたものである。
- 三記事中當今及び御歴代を記し奉るに本邦古來の例に依りて敬語を用ゐる別に缺字を爲さず但し總理大臣の壽詞等は官報登載のまゝを用ふ。
- 四大典記事は序編に詳にして正編に省約したるは權衡を得ざるの憾あるも纂修上餘儀なき事情あるに出づ讀者若し御儀式の詳細を知らんせば登極令附式に就いて研究せらるゝを善しとす。
- 五表面に掲げたるは御大禮當日山陽新報紙上に掲げたる奉祝文である今之を序文の代りと爲す。
- 六各家の傳記は、申込みの材料によりて編纂したるものなれどその長短は編者の意によりて、取捨したるものにして、中には大に省略したるものあり。
- 七その順序は申込みの遲速によりて掲げ申込みあるも、傳記の遅れたるものは總てその順序によらず、中には時日を経過せるも、送られざるもあれば、これらはすべて省くことせり。
- 八その他申込みなく、編者の隨意掲げたるものにして、年齒の長幼により、地位を定めたるものあり。
- 九編纂の時日切迫し、その体裁宜しきを失したるものあり。看者諒焉。

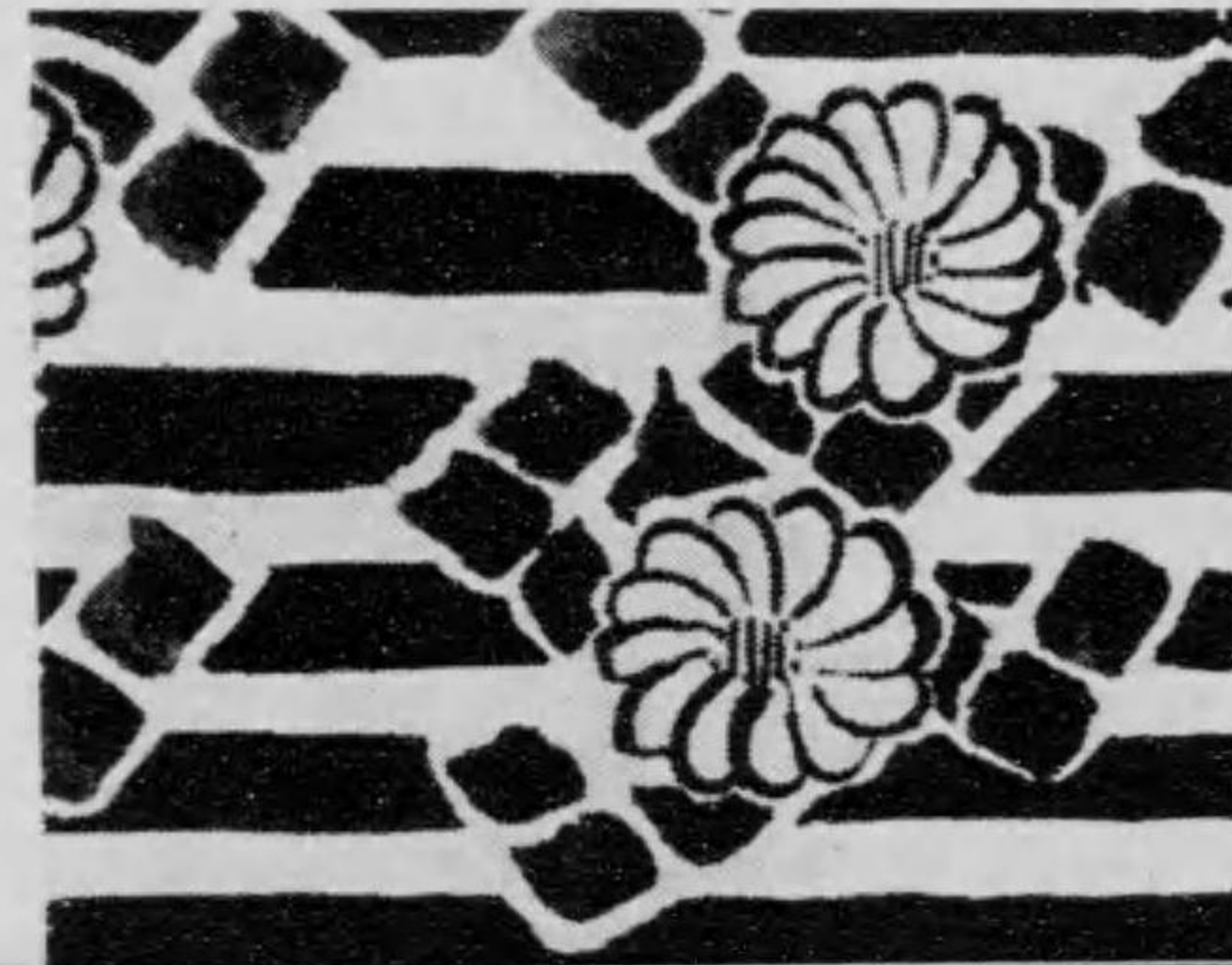




驅先簿函筆發御京東

車羽天所賢上全

東 京 御 發 輦 兩 節 鳳 輦



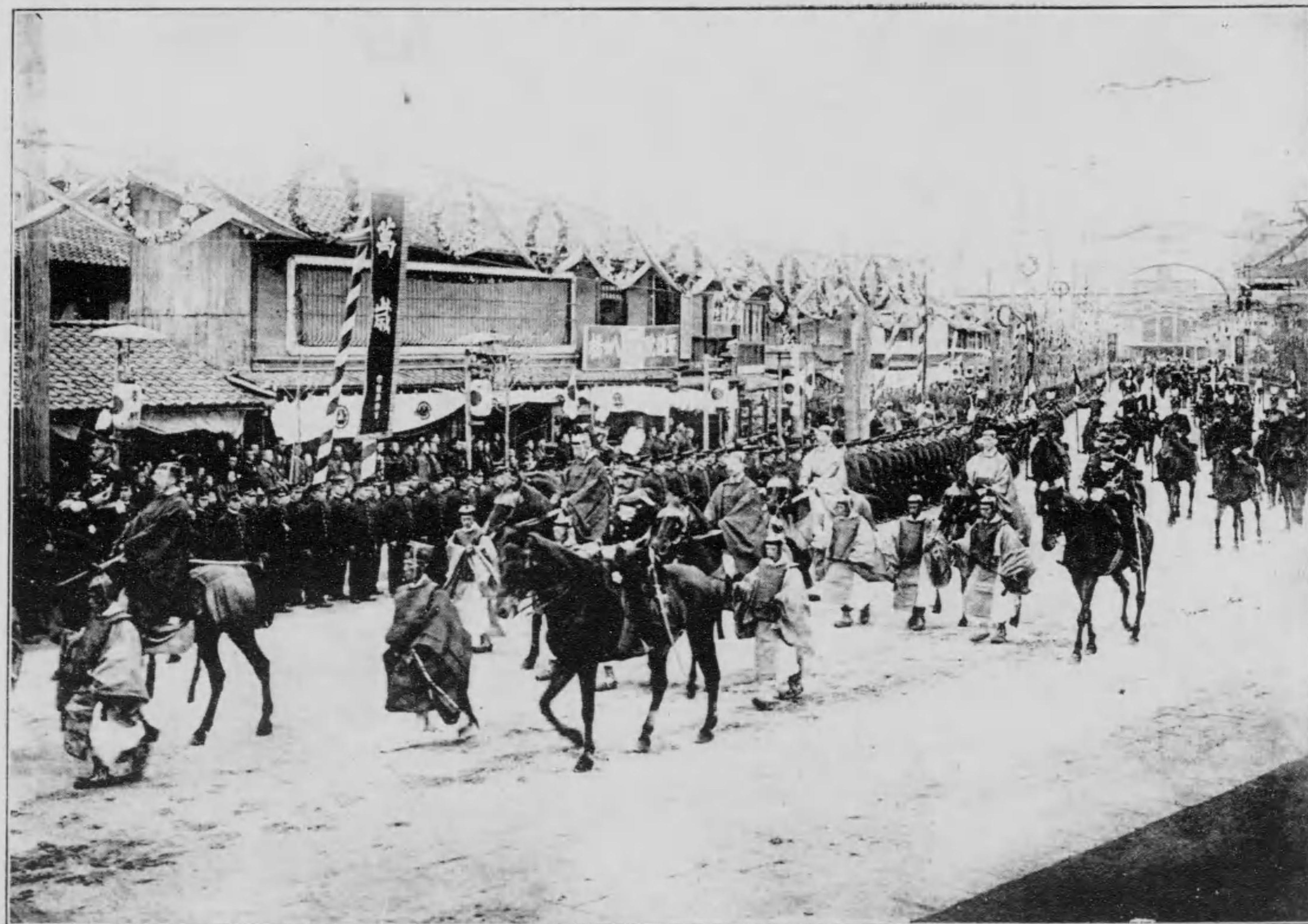
兩 節 御 通 筋 萬 歲 門 夜 景



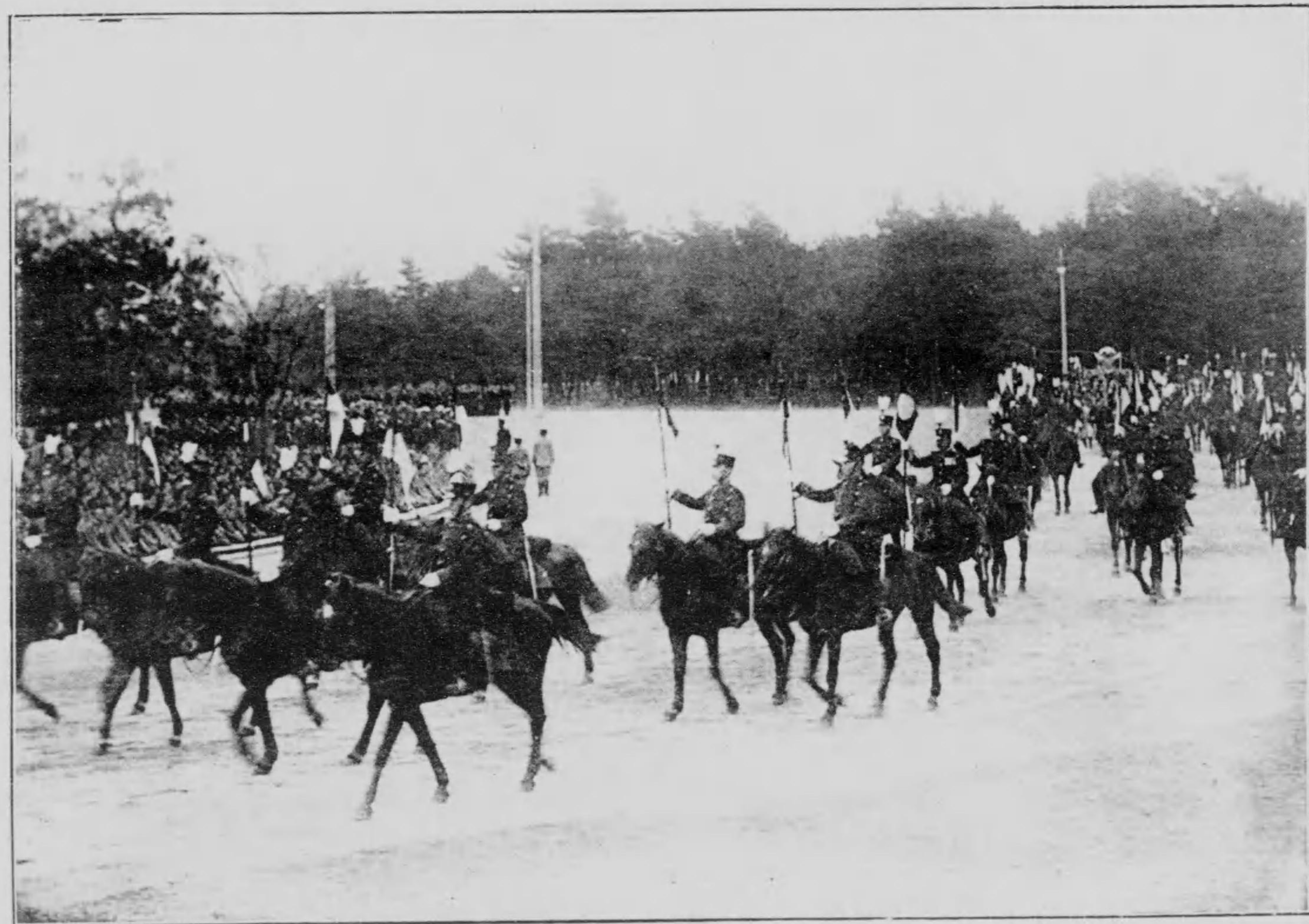
車羽天所賢着御都京



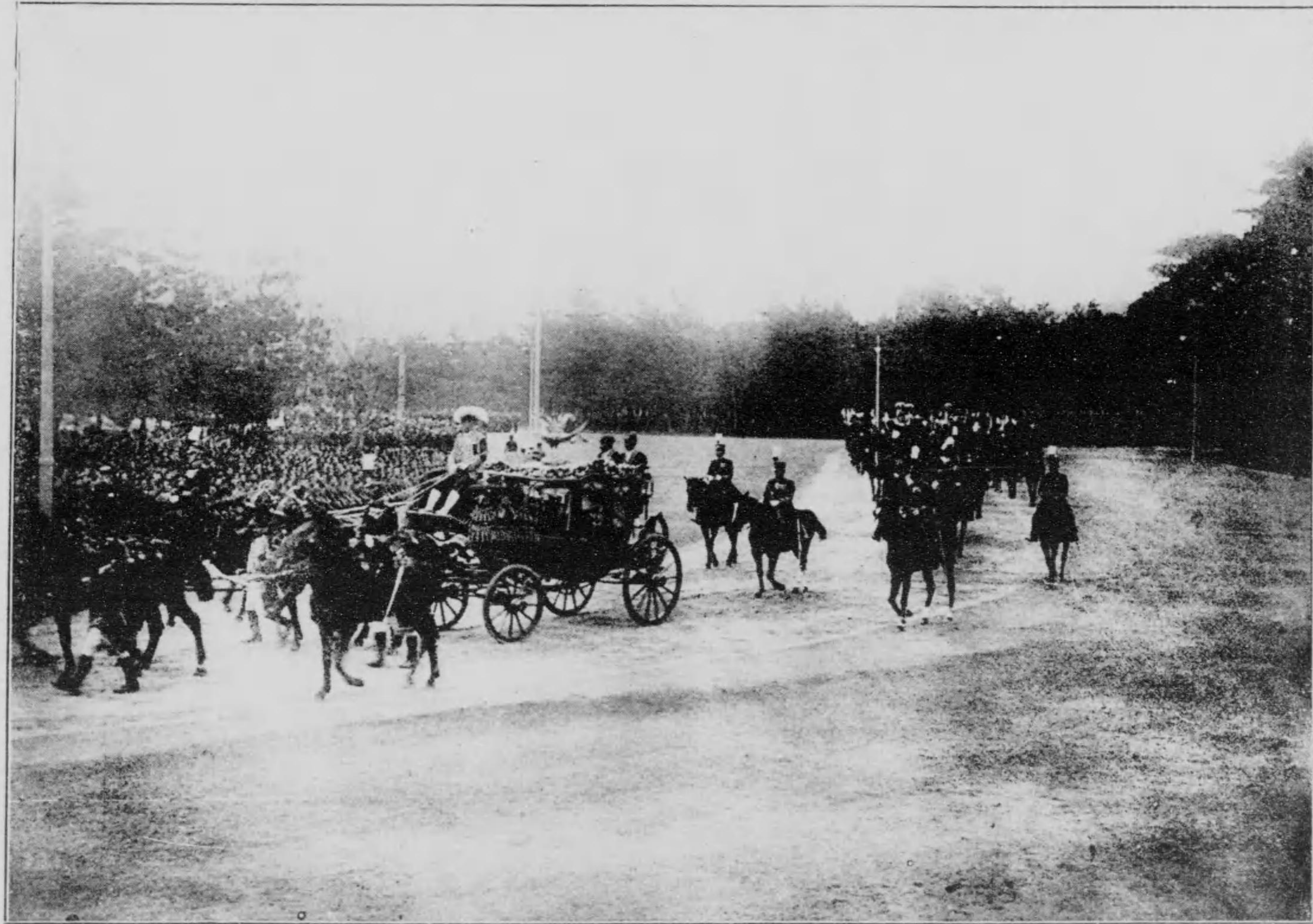
（一其）海鹵輩着御都京



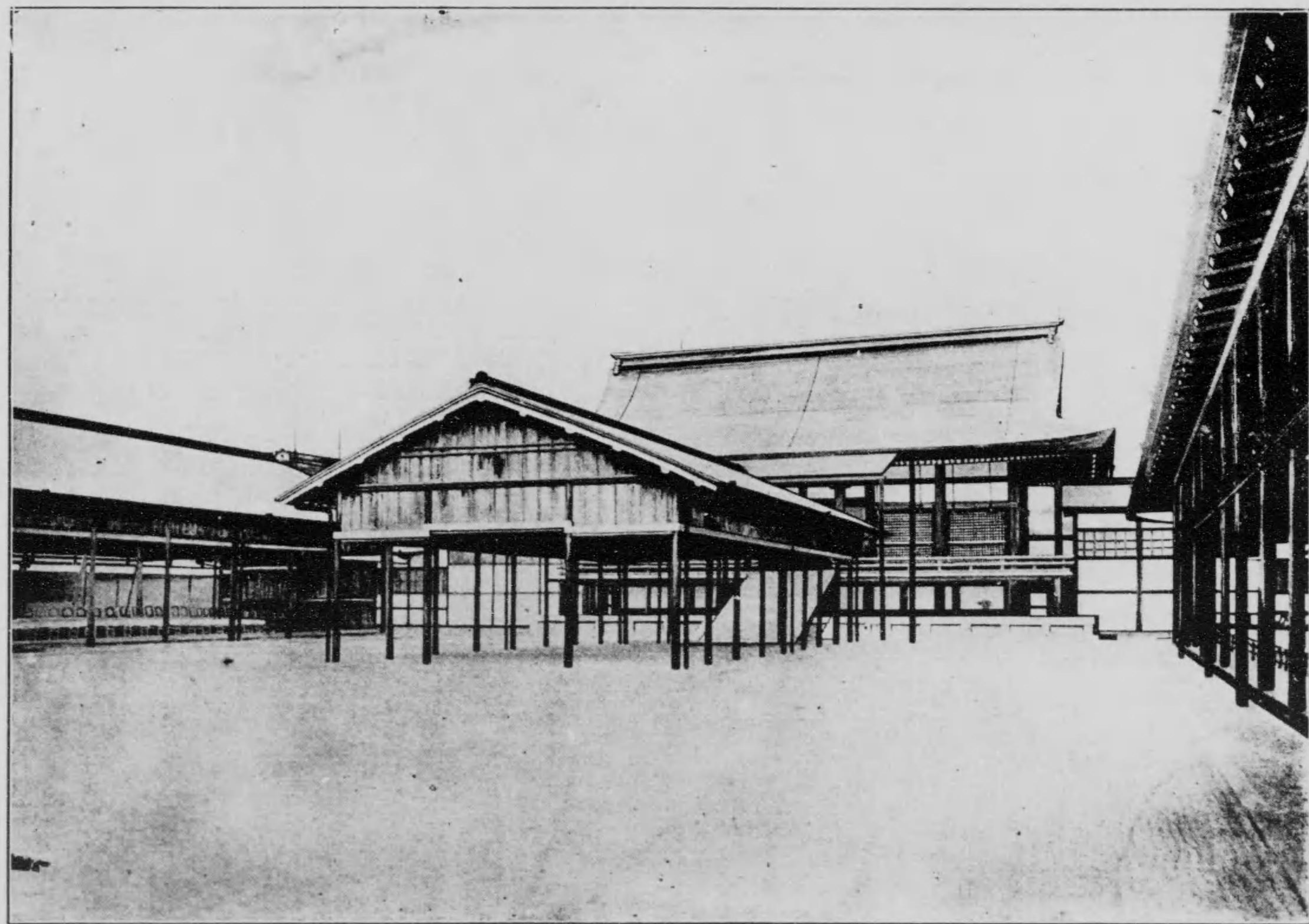
(二 共) 簿 鹵 兼 着 御 都 京



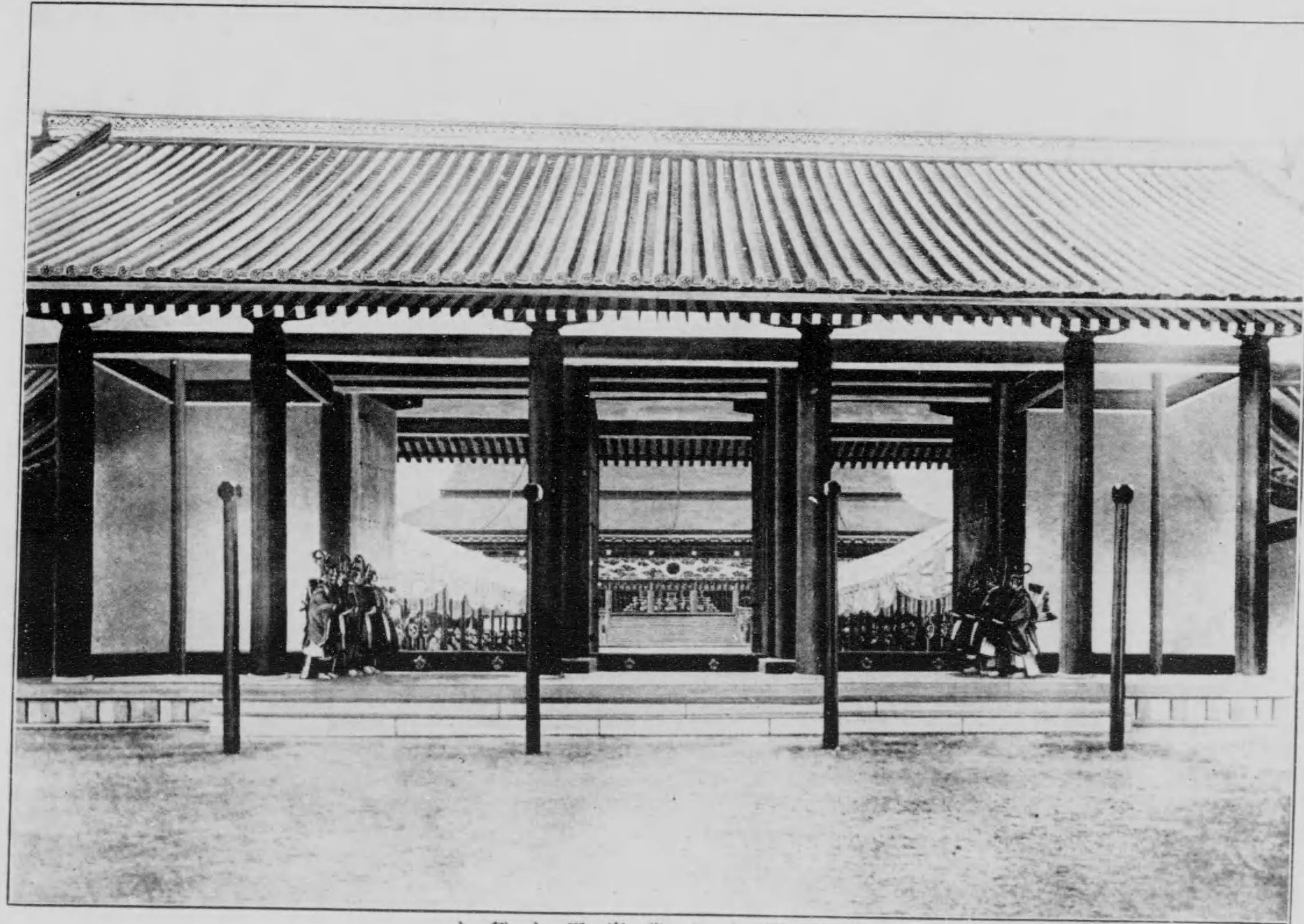
御苑内の先驅



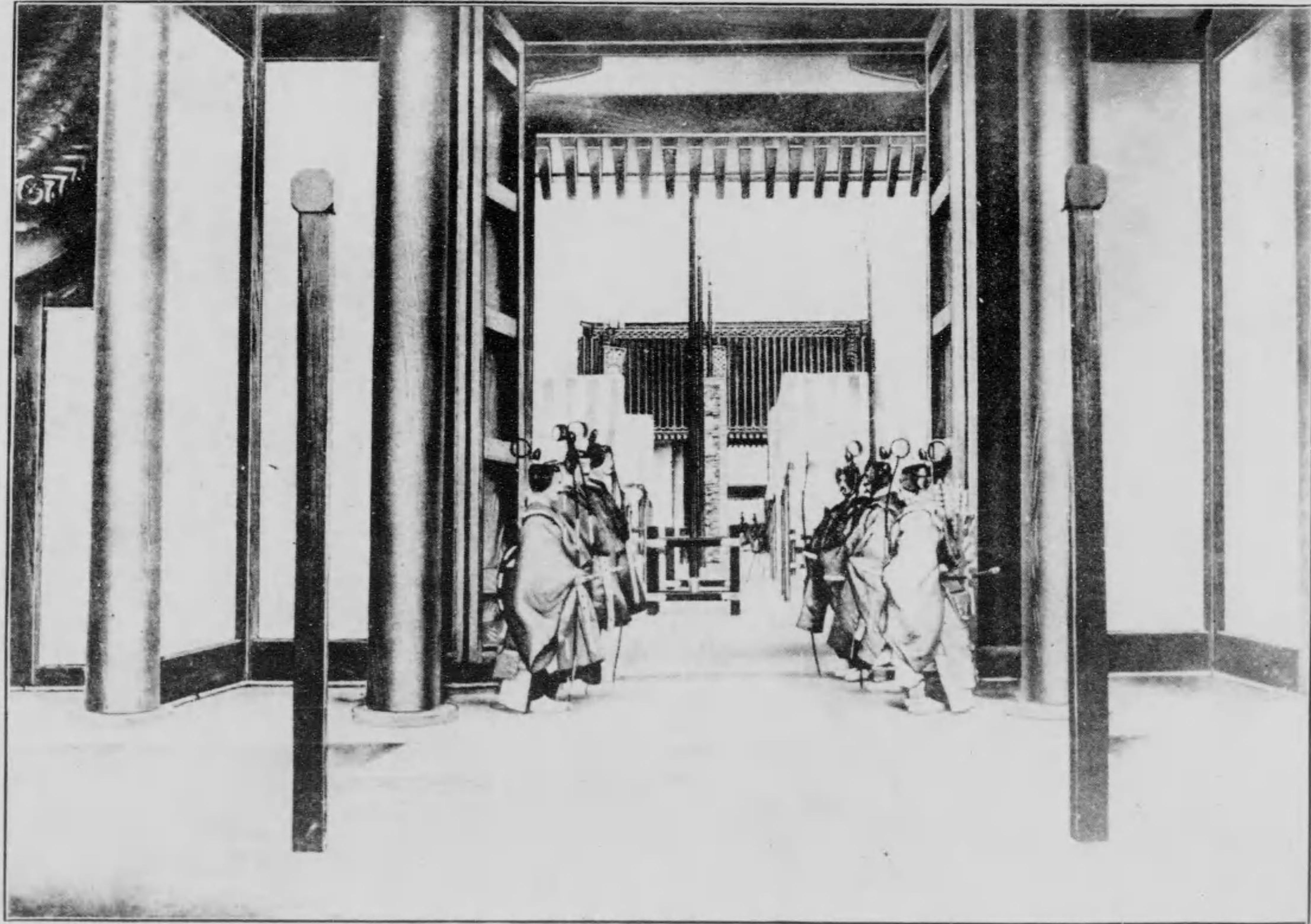
御 苑 内 の 鳳 葦



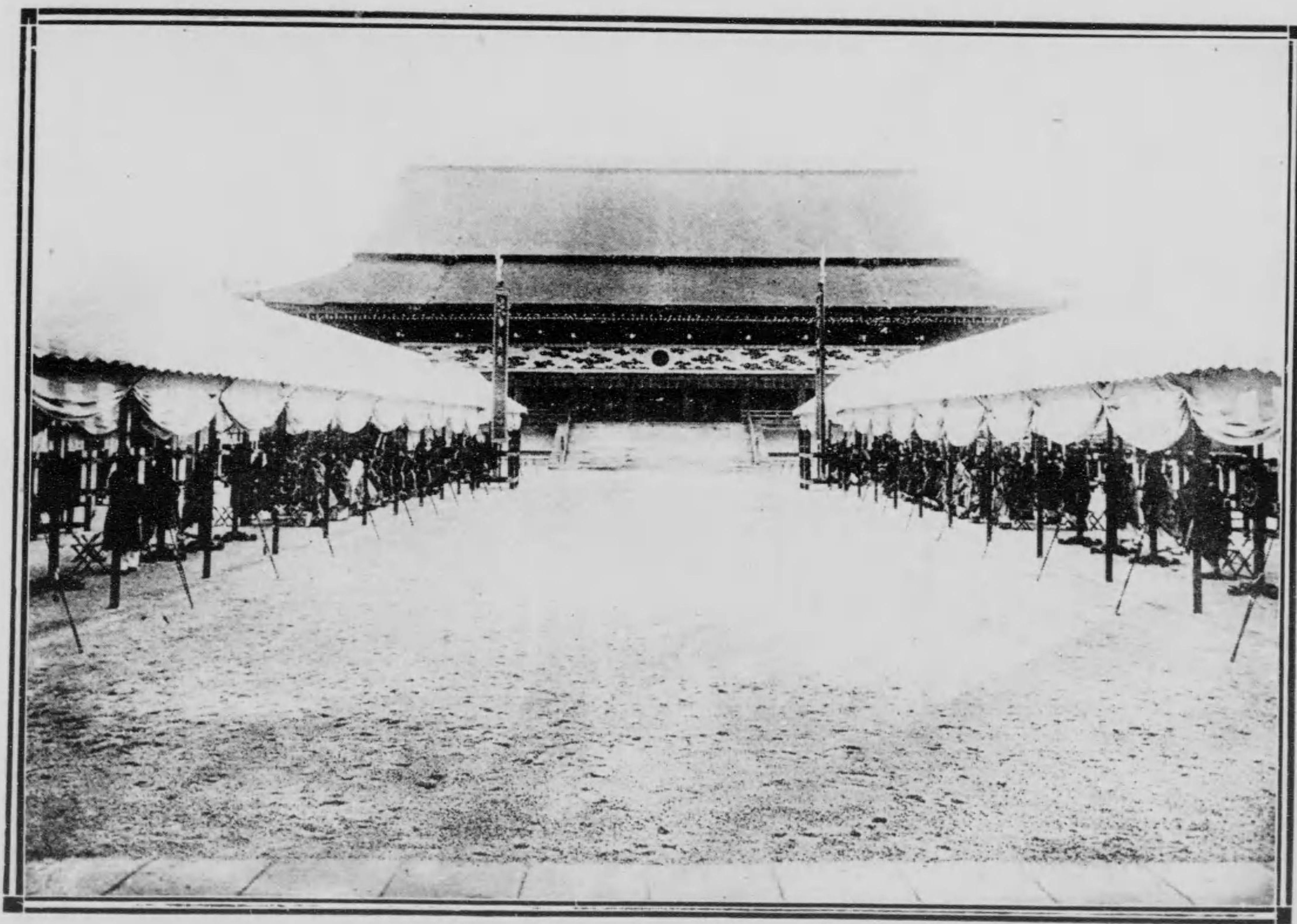
春興殿(賢所奉安所)全景



承明門より紫宸殿を拜す



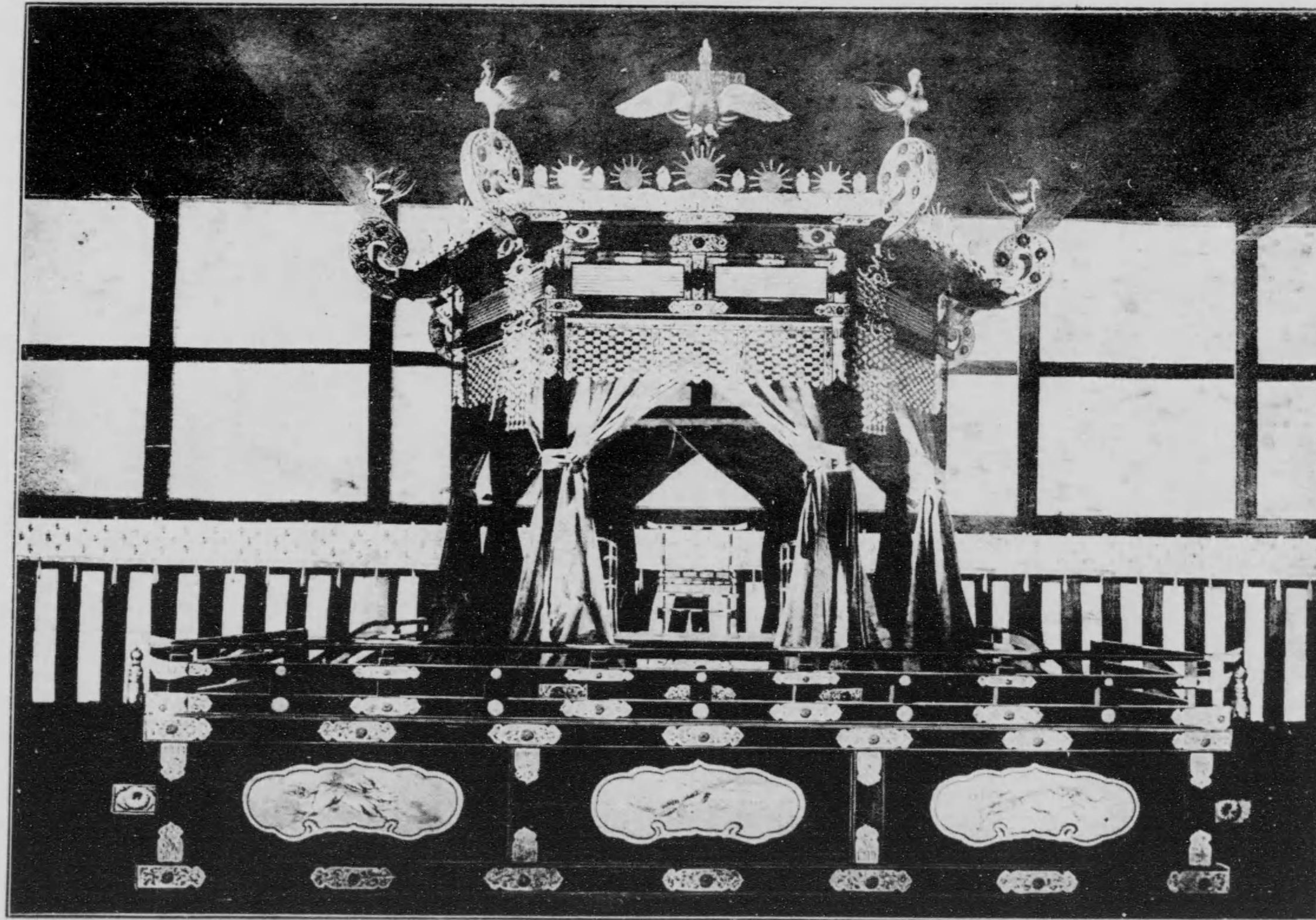
日華門より月華門を望む



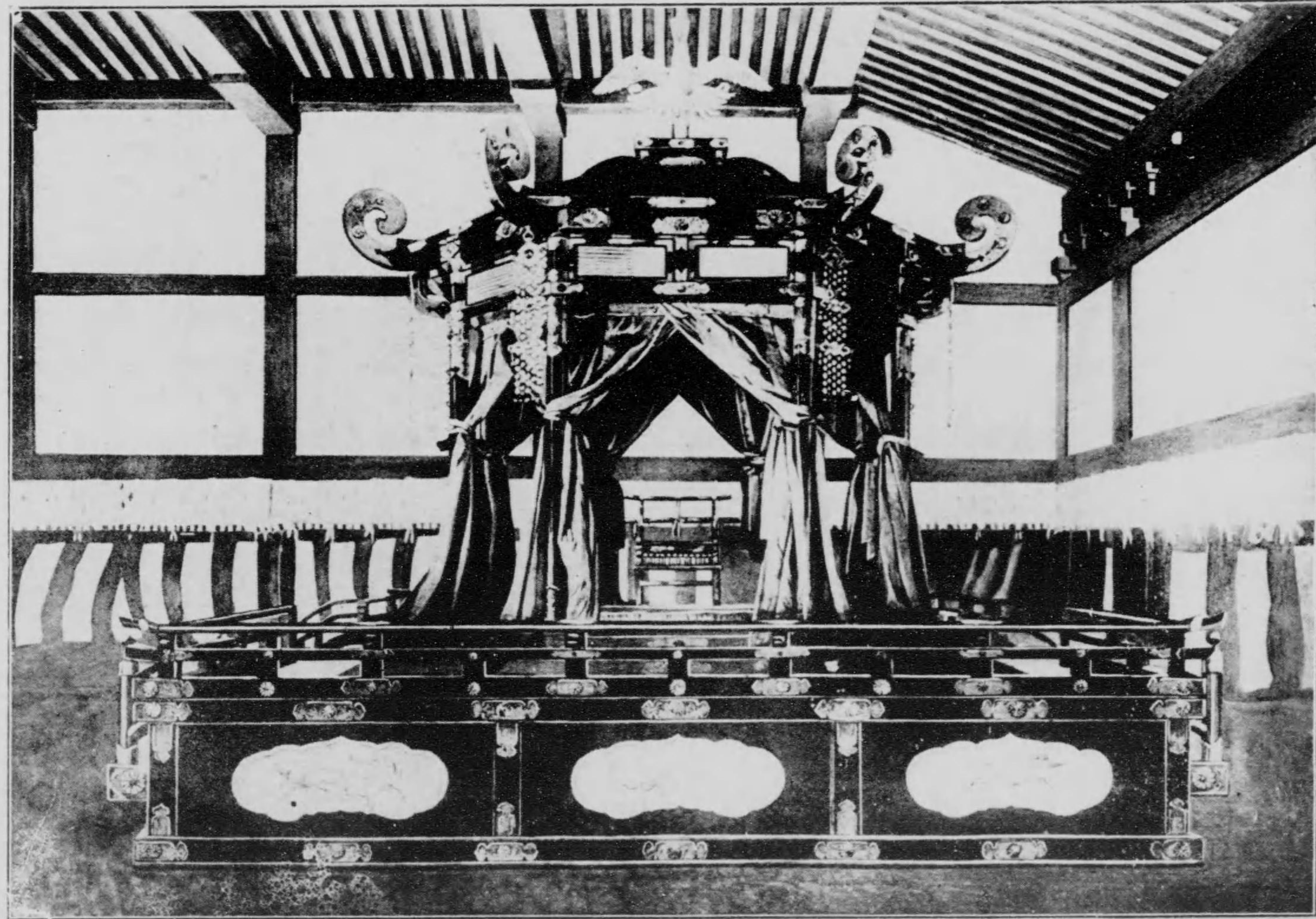
紫宸殿南庭



紫宸殿上高御座



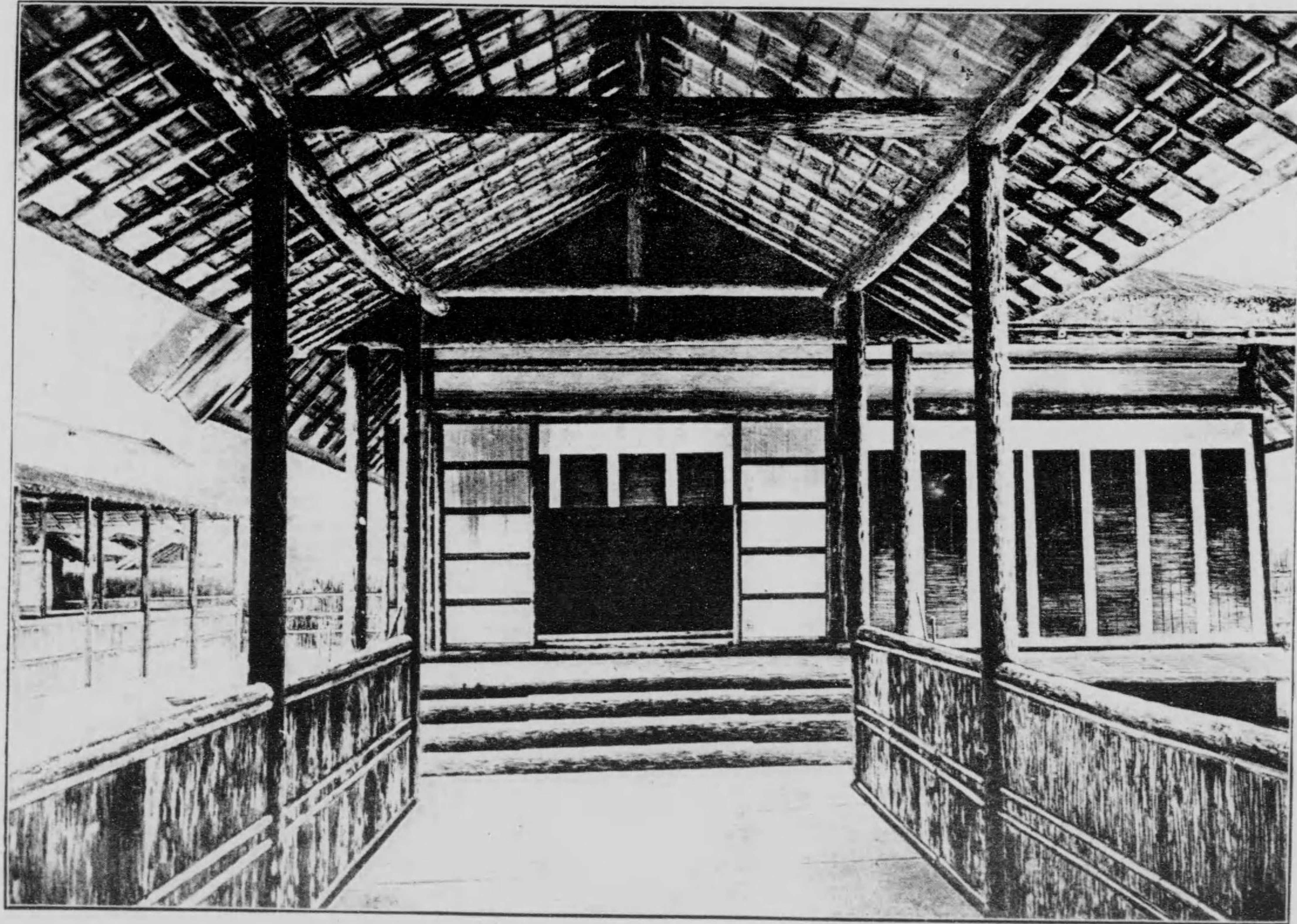
天 津 高 御 座



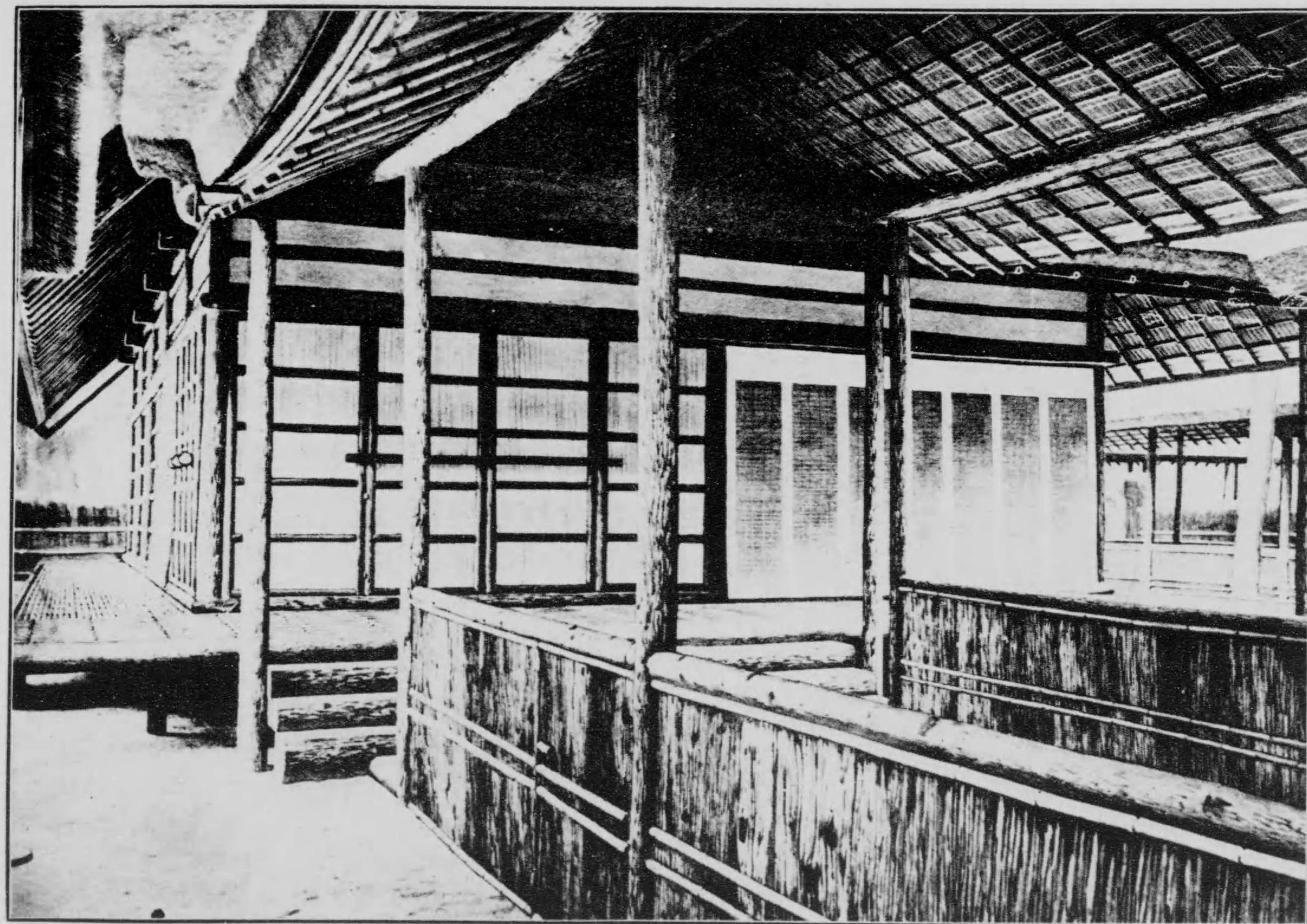
臺 帳 御



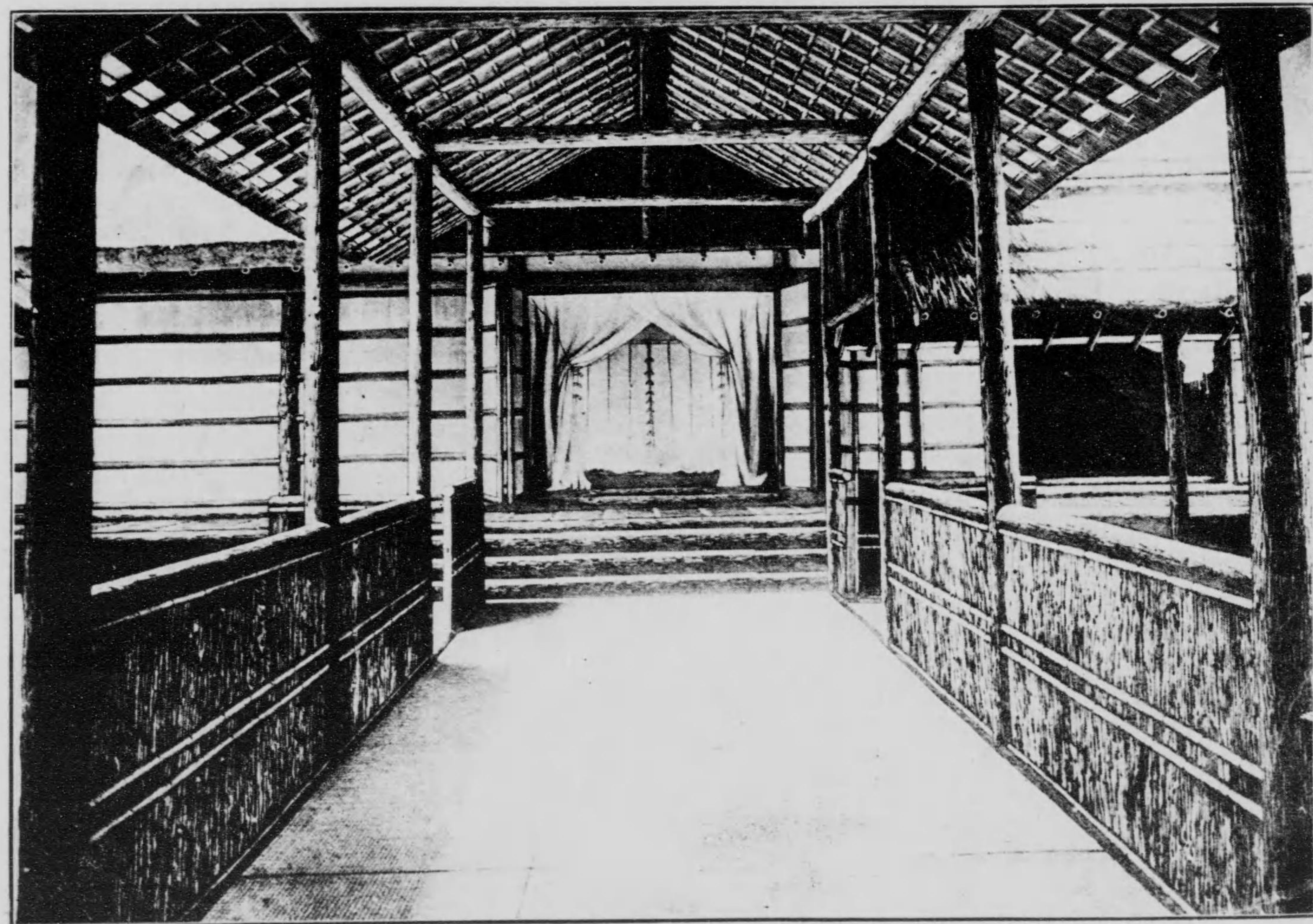
大 菅 宮 正 門 前 全 景



悠紀殿



主 殿 基



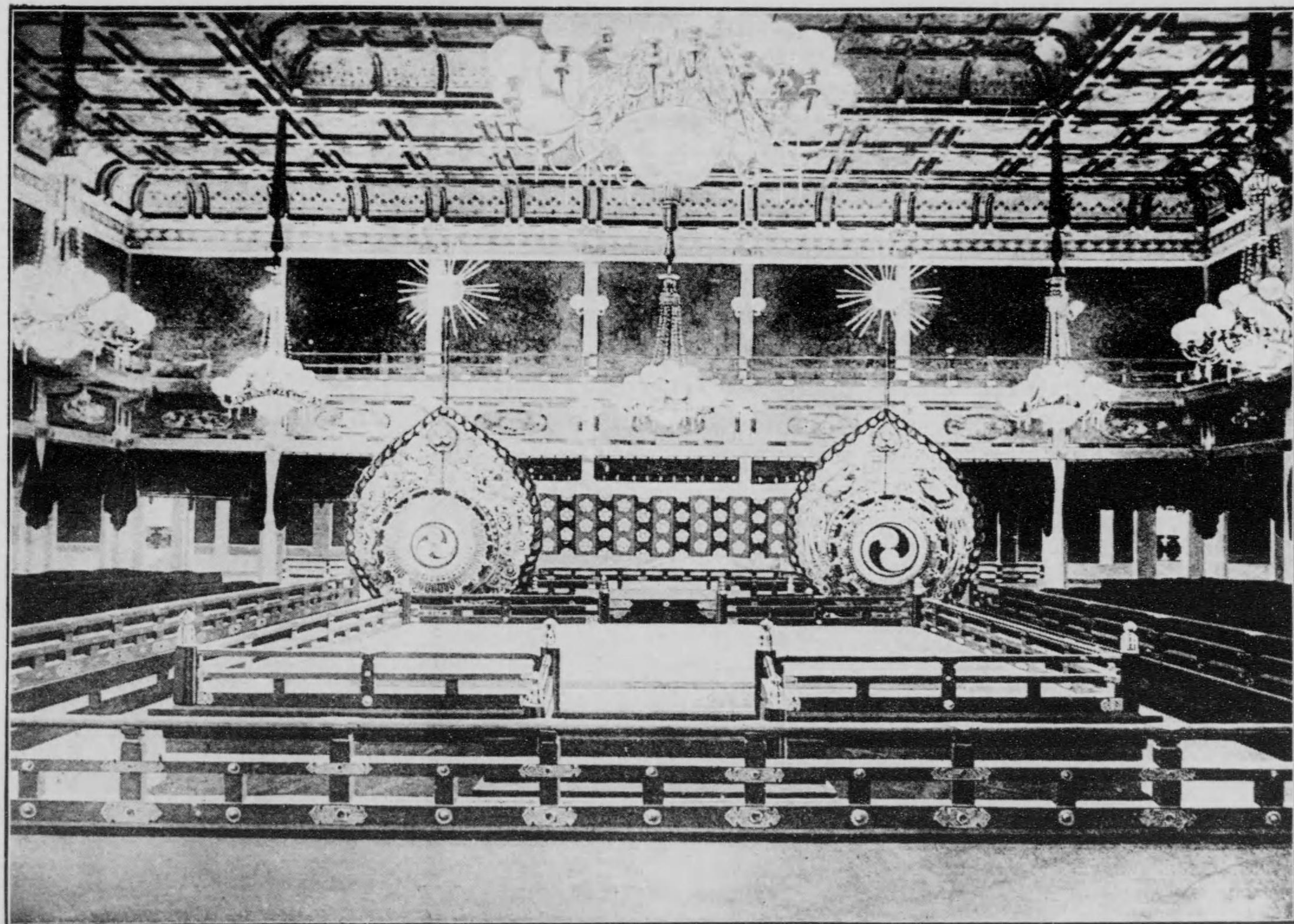
廻立殿



寄 車 御 宮 離 條 二



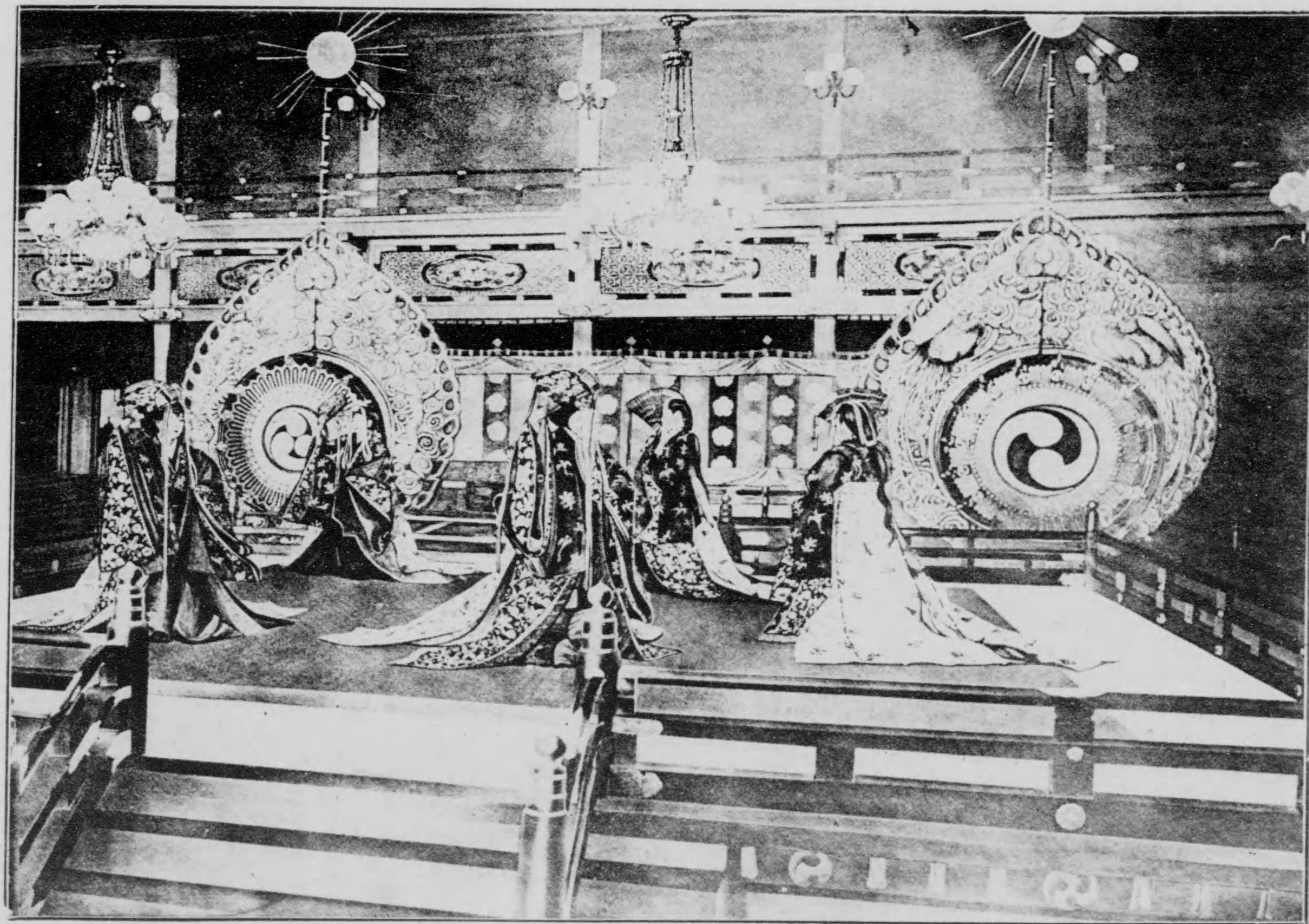
大饗宴當日の
二條離宮前



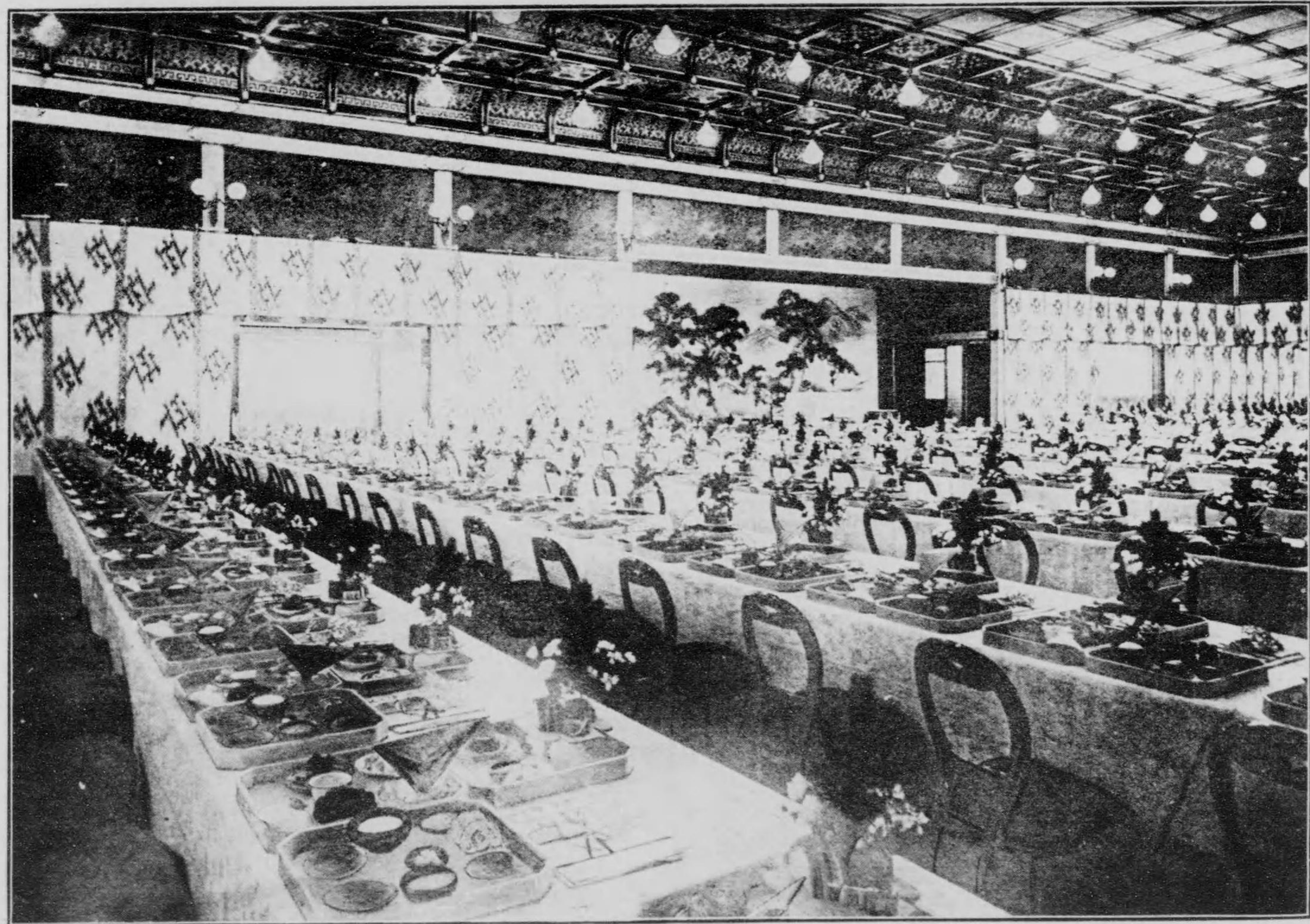
大 饗 宴 場 舞 樂 臺



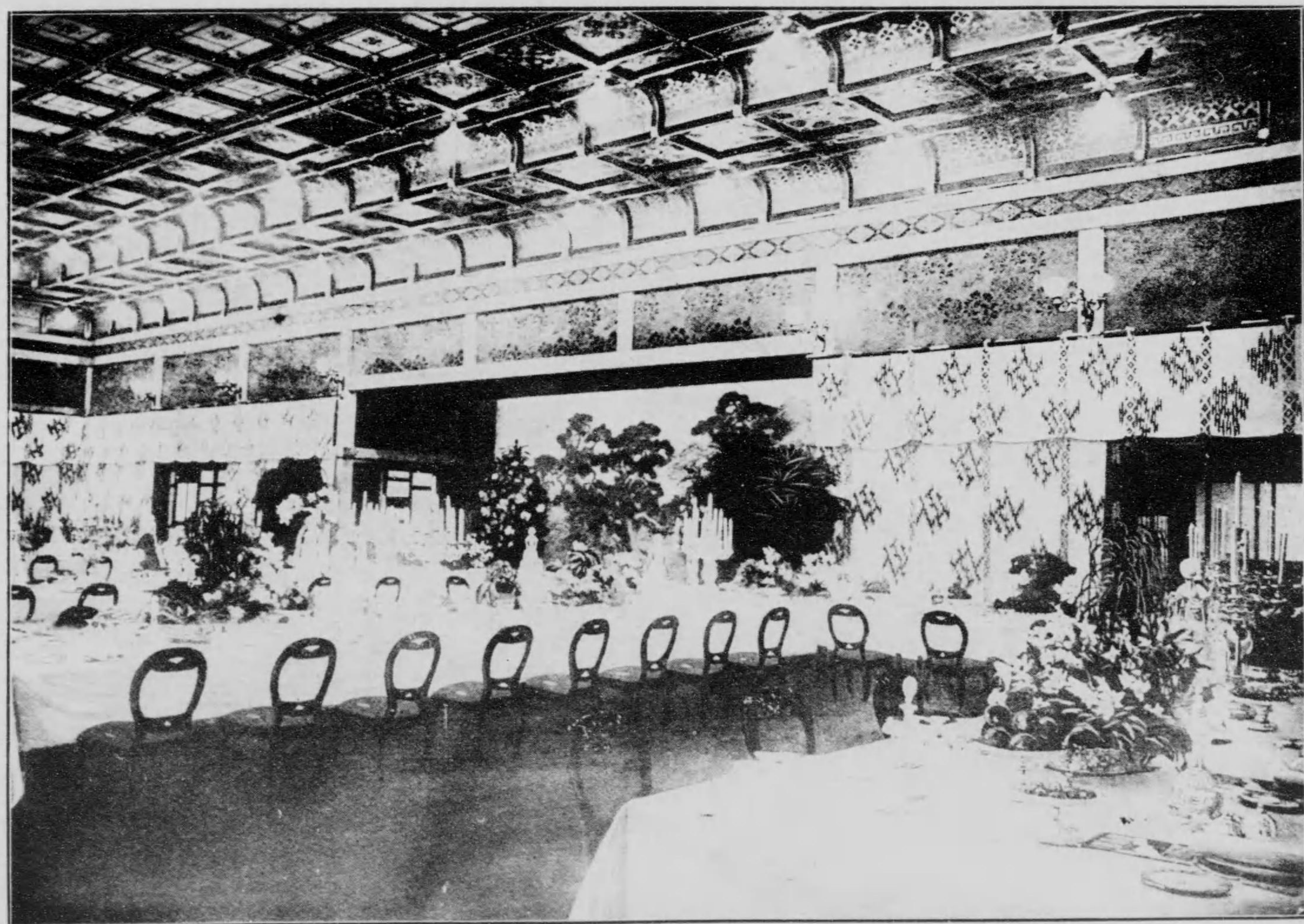
五 節 舞 姫



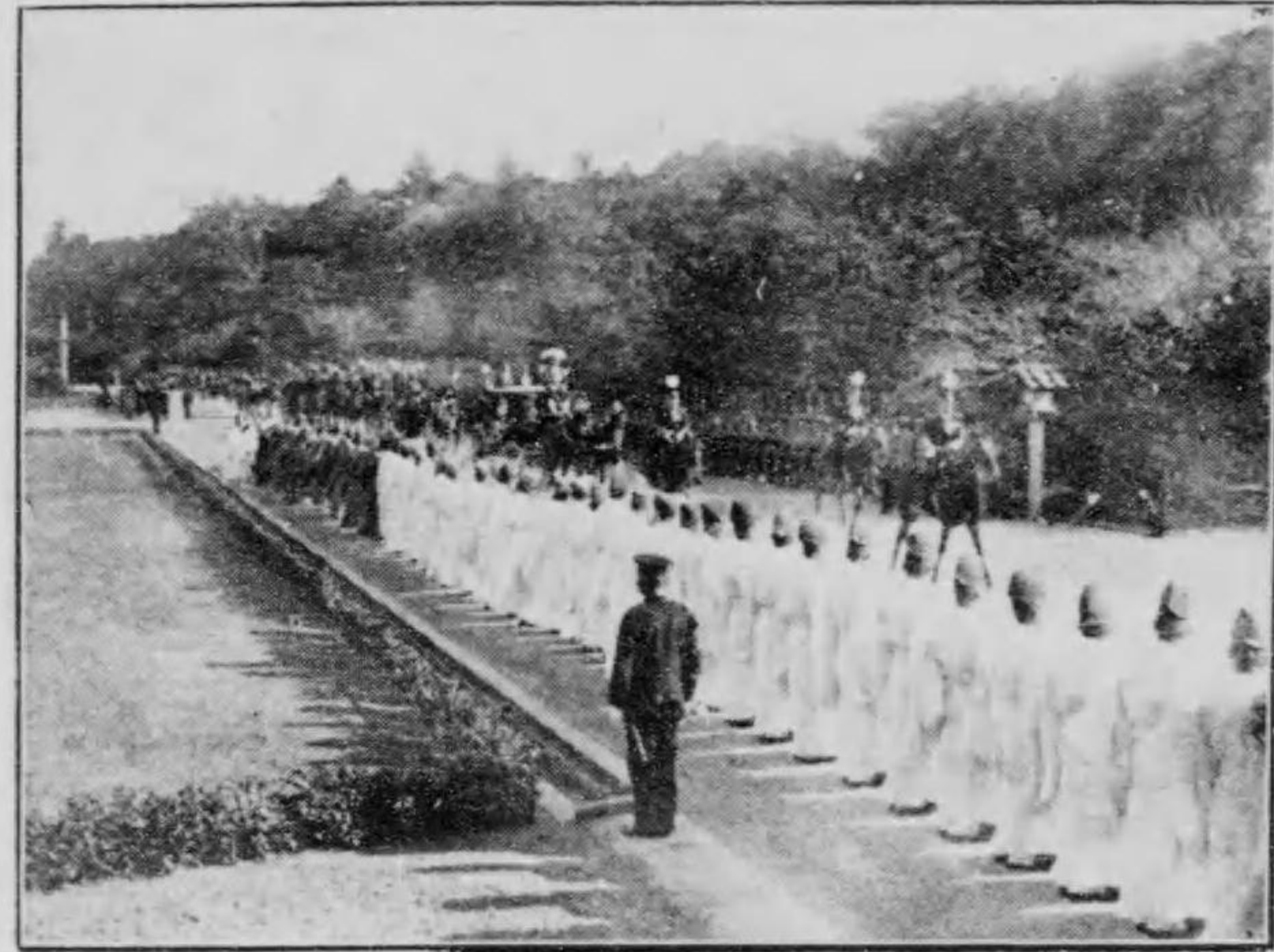
舞の節五



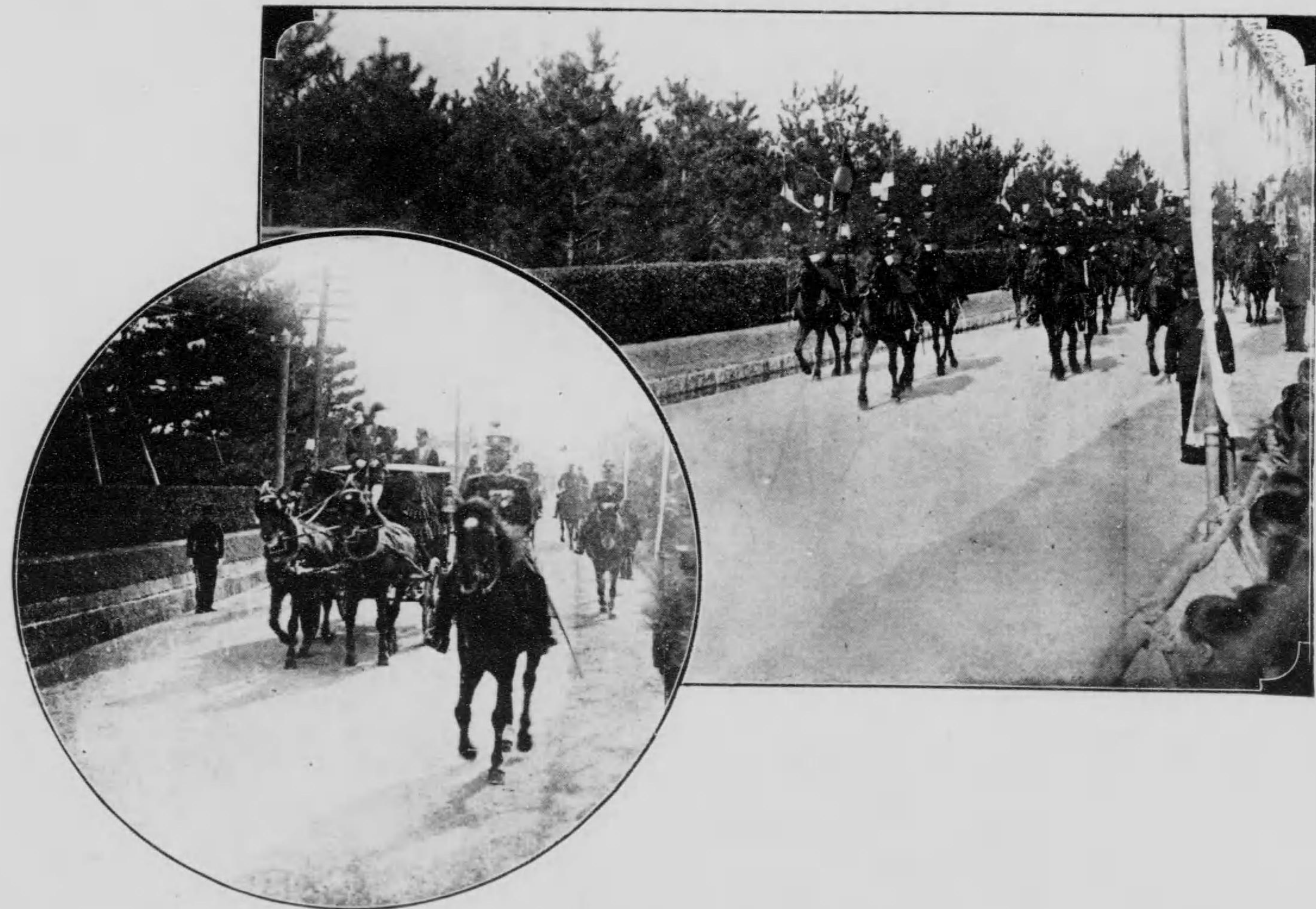
大 饗 宴 場 (其 一)



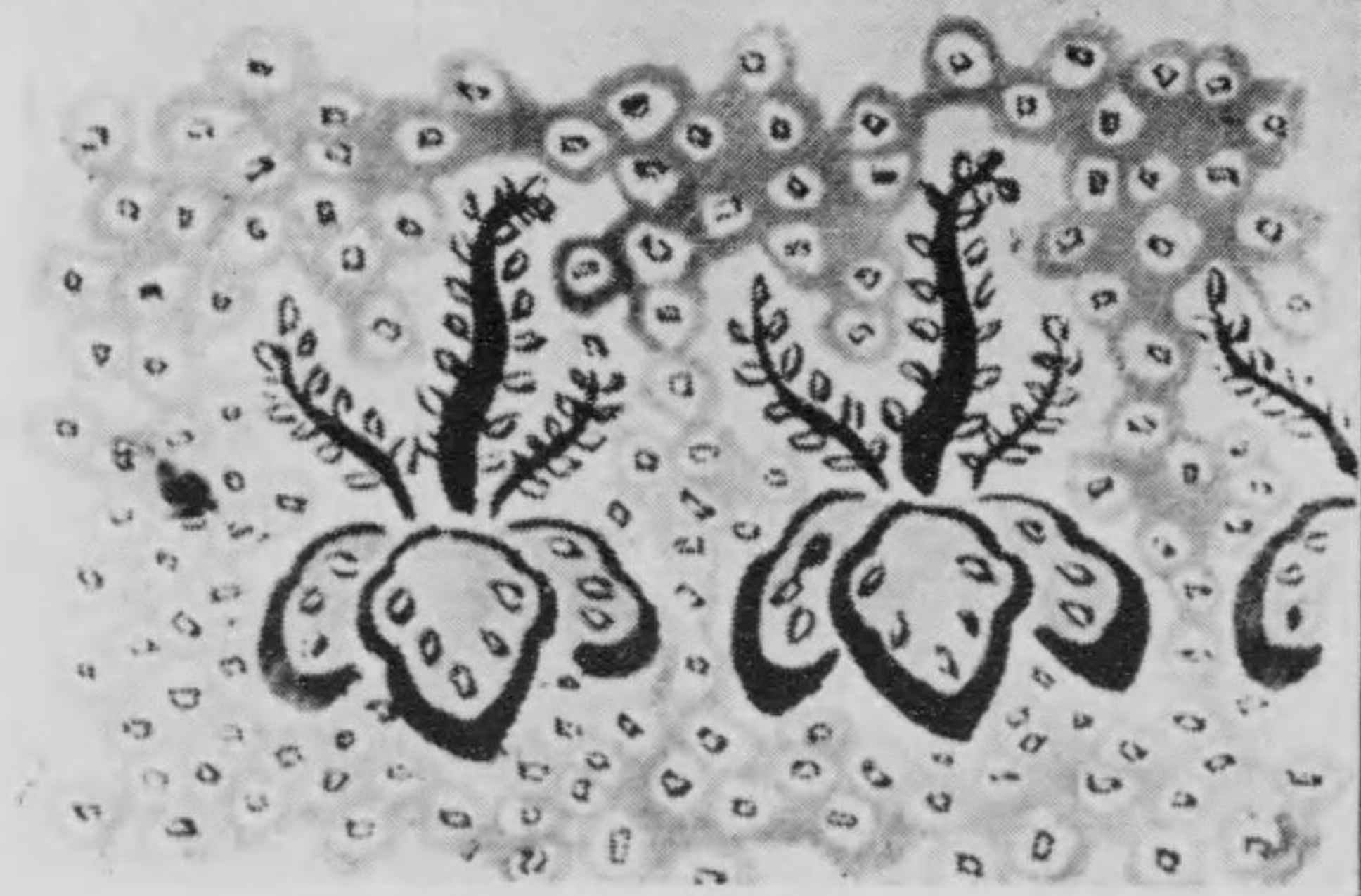
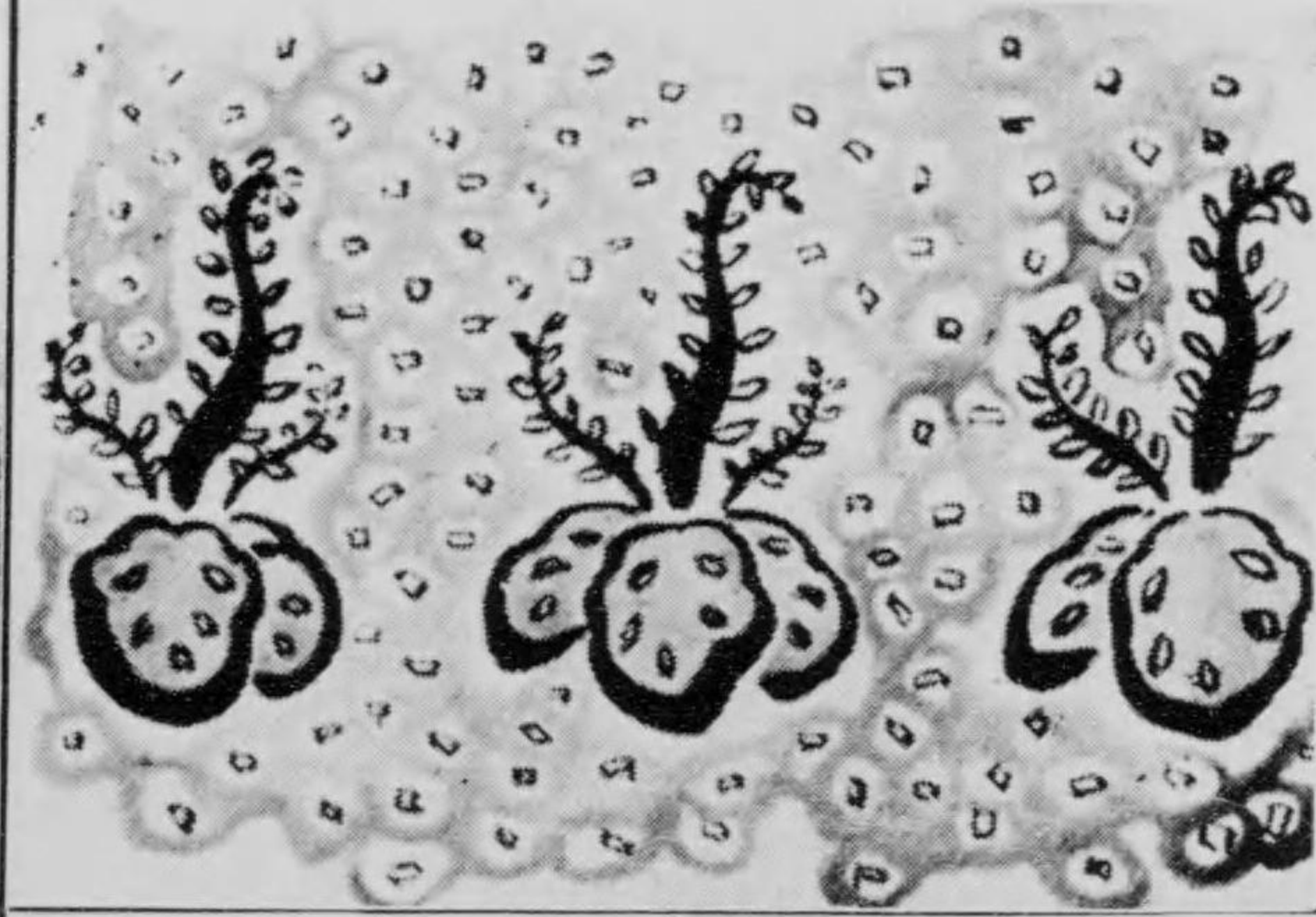
大 餐 宴 場 (其 二)



伊勢行幸神宮御親謁



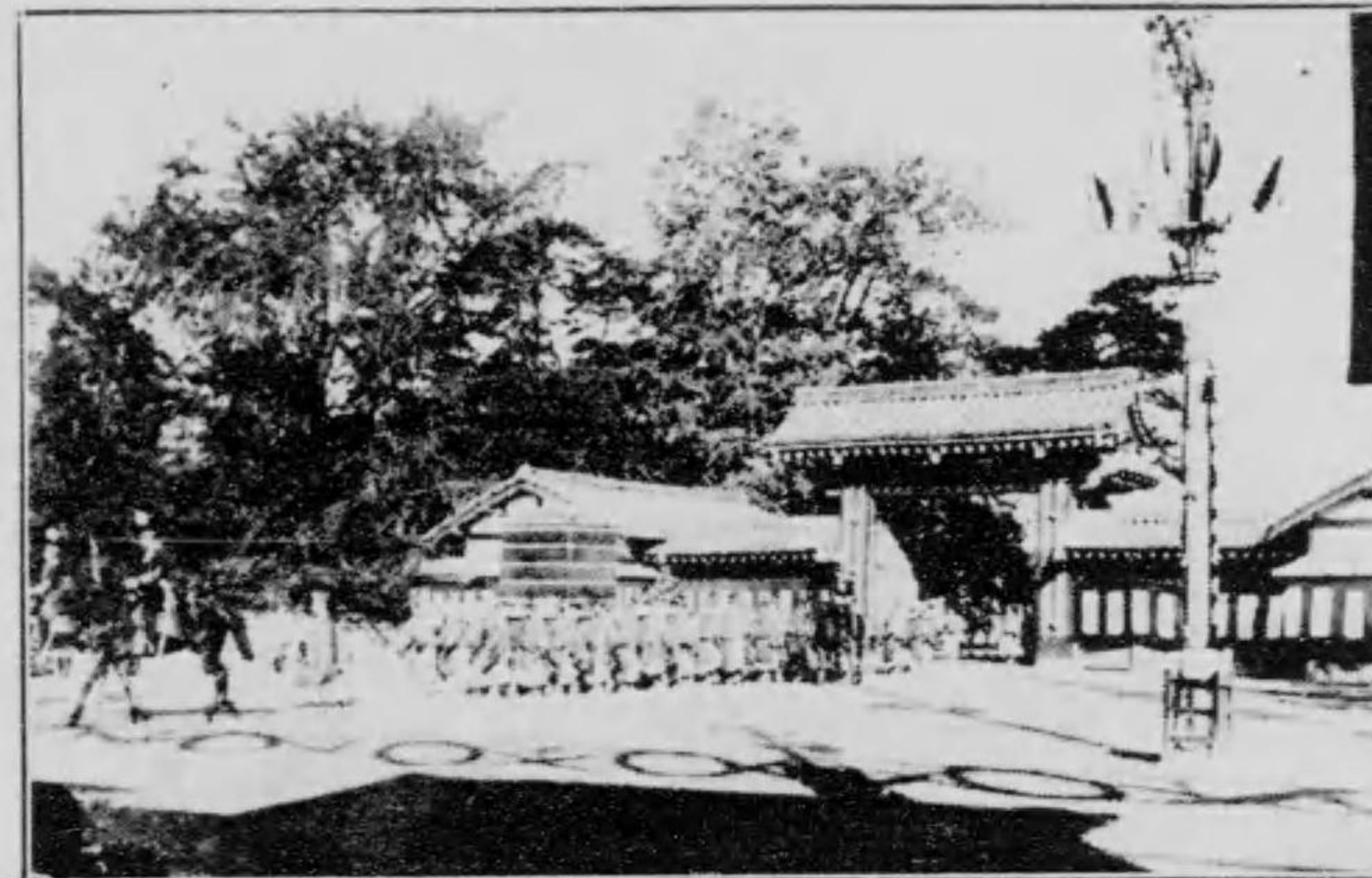
謁 親 御 陵 御 傍 畝



桃 山 御 陵 御 親 謁



堺町御門の風葎



堺町御門の賢所御羽車

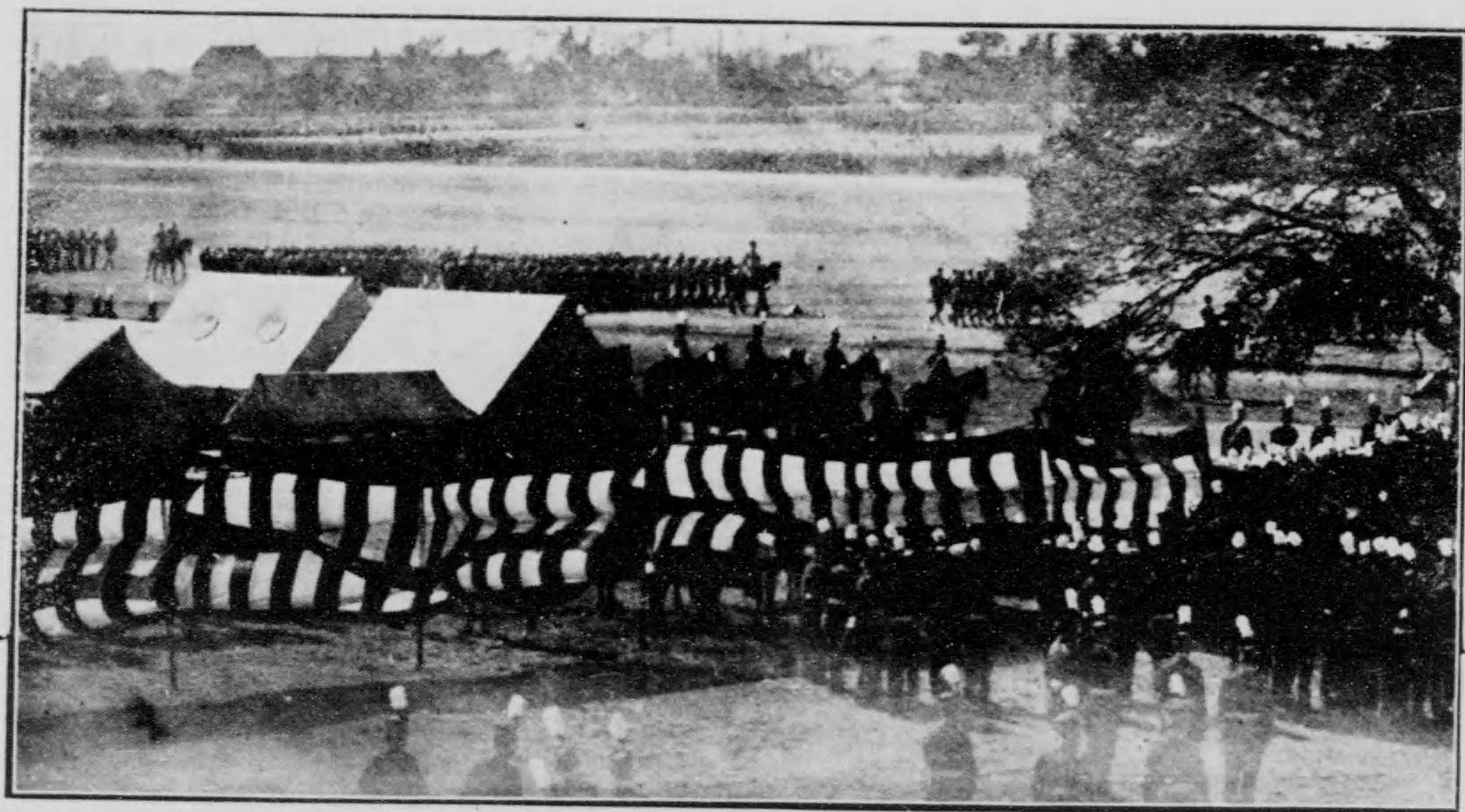


還幸鹵簿(本願寺前御通過)

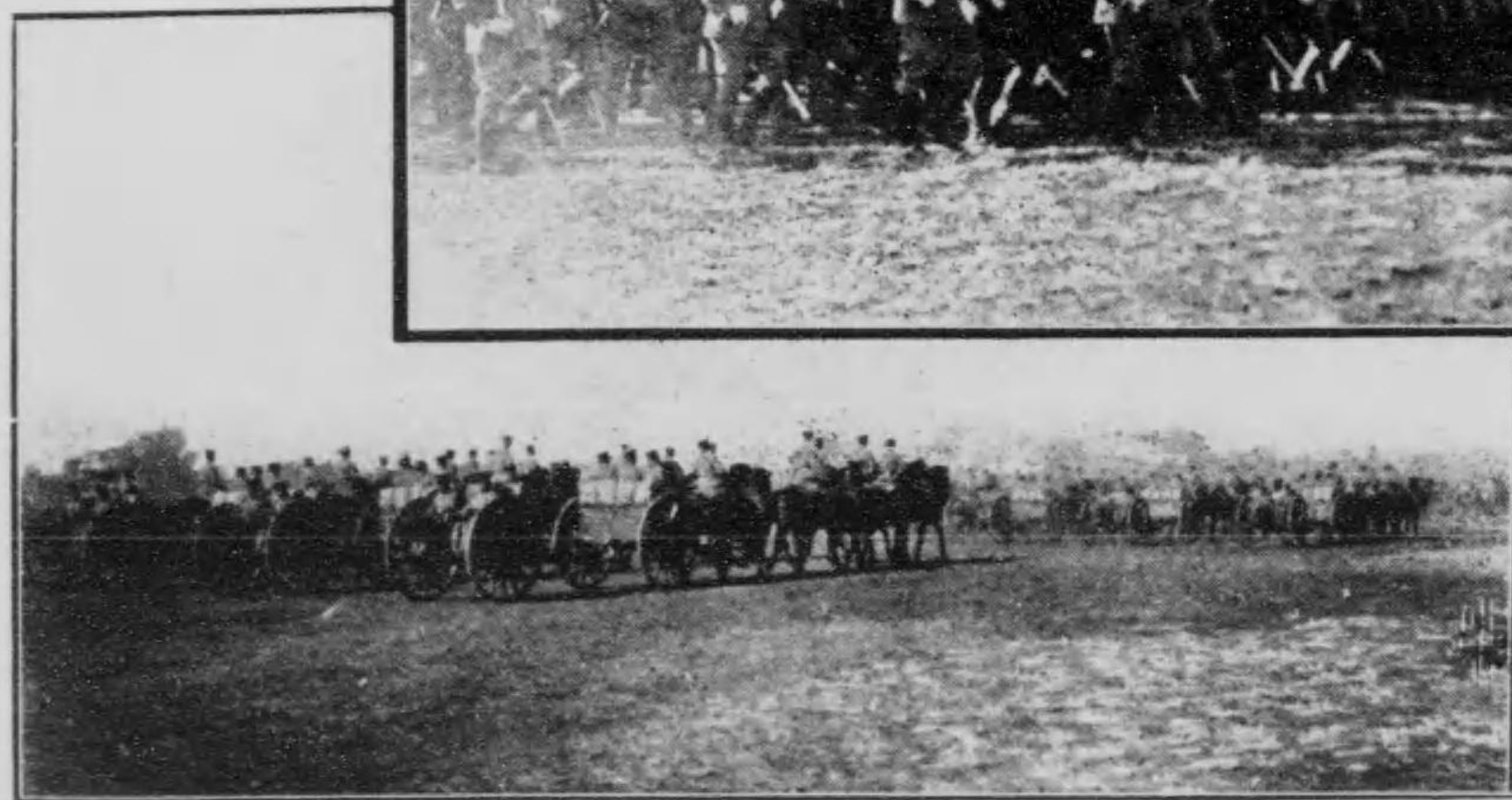
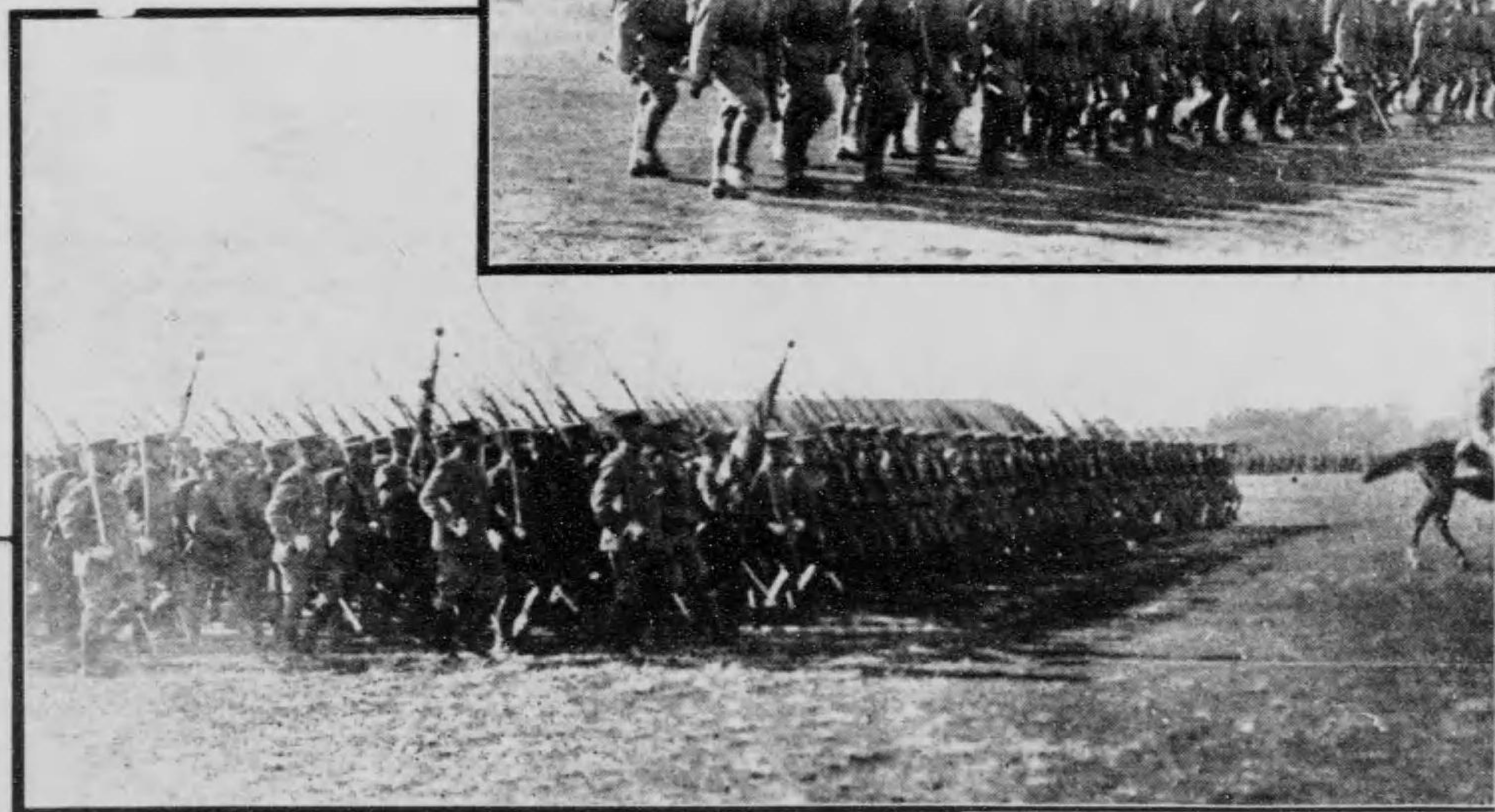
大觀兵式御親閱



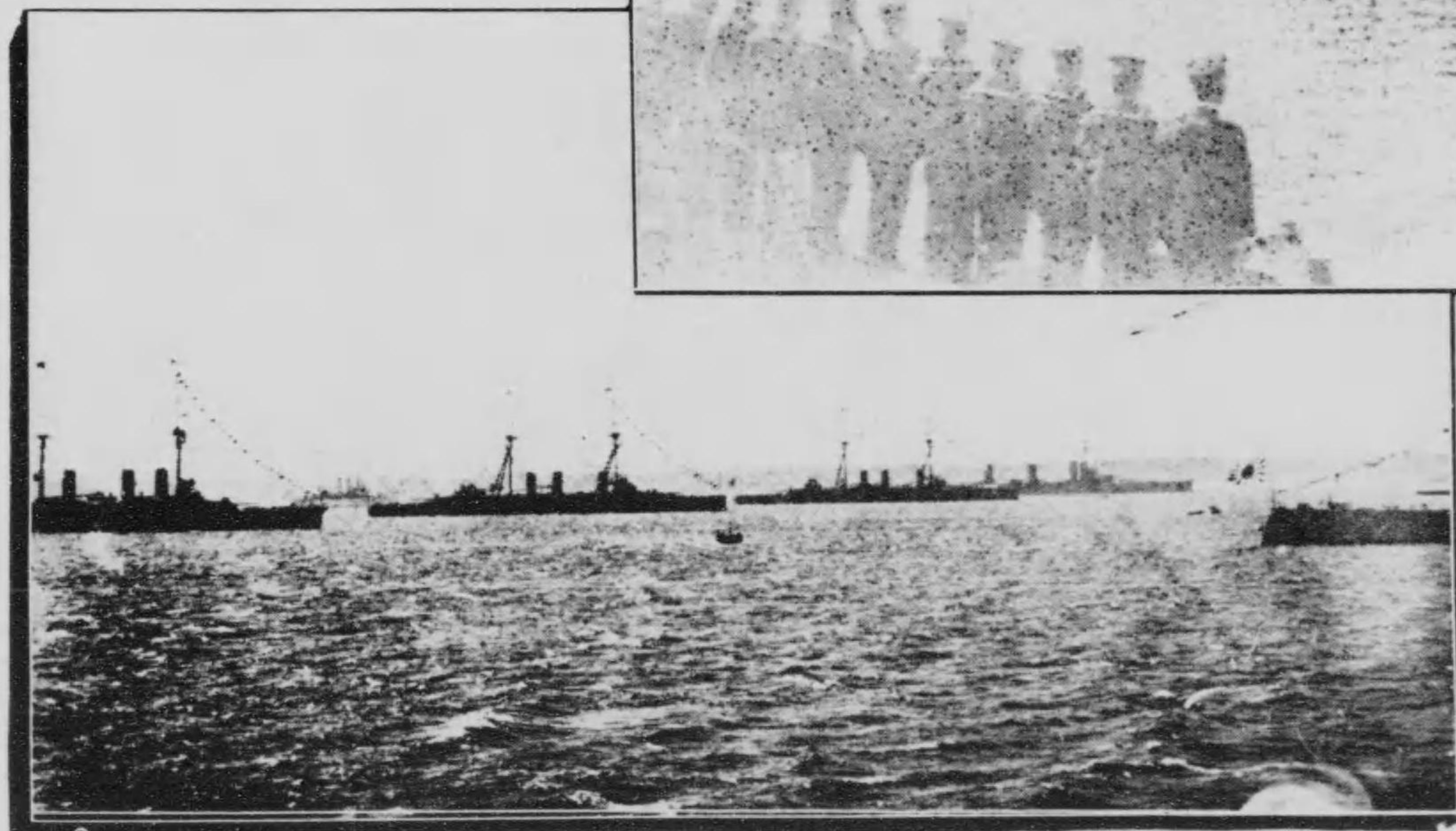
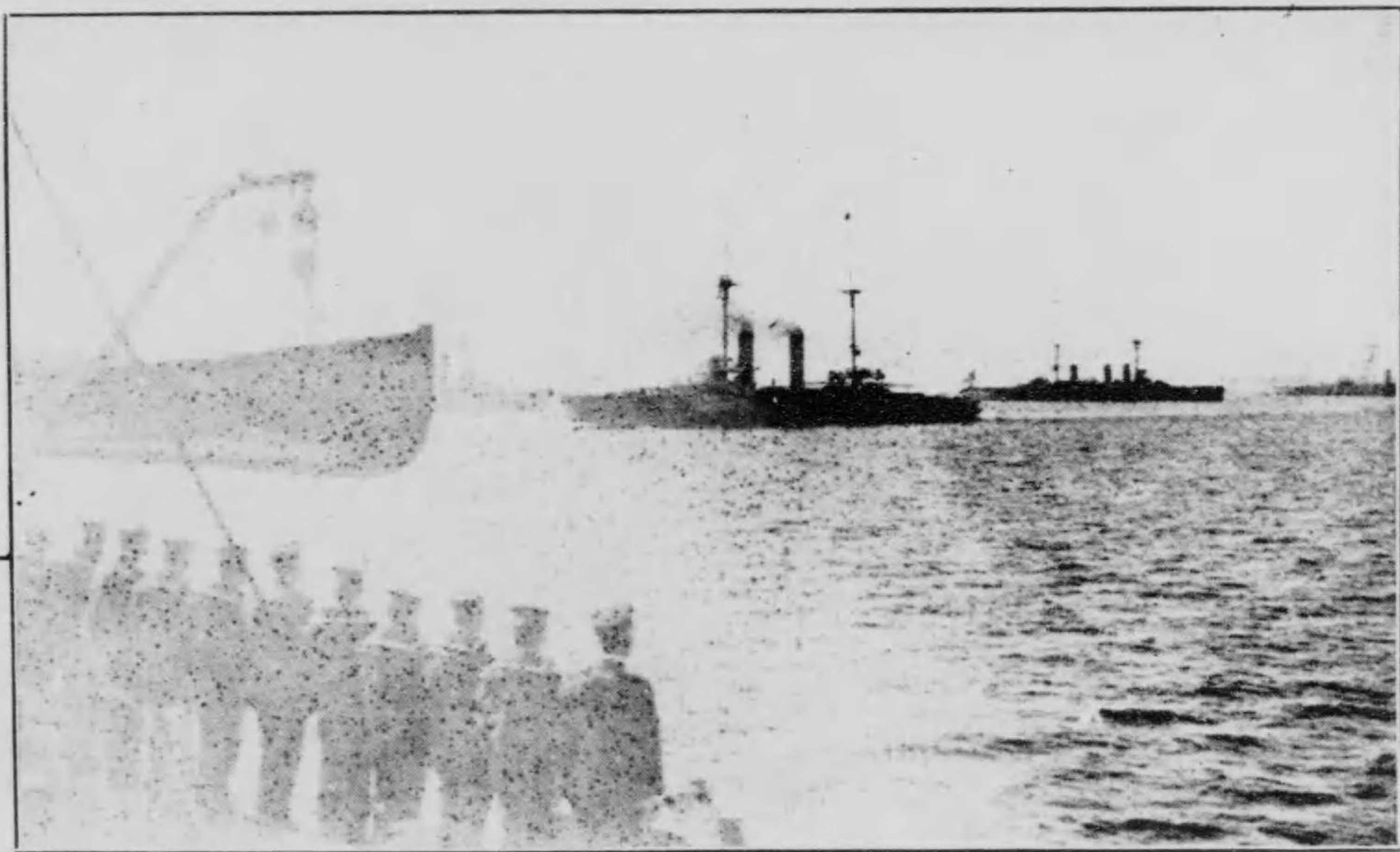
在郷軍人御親閱



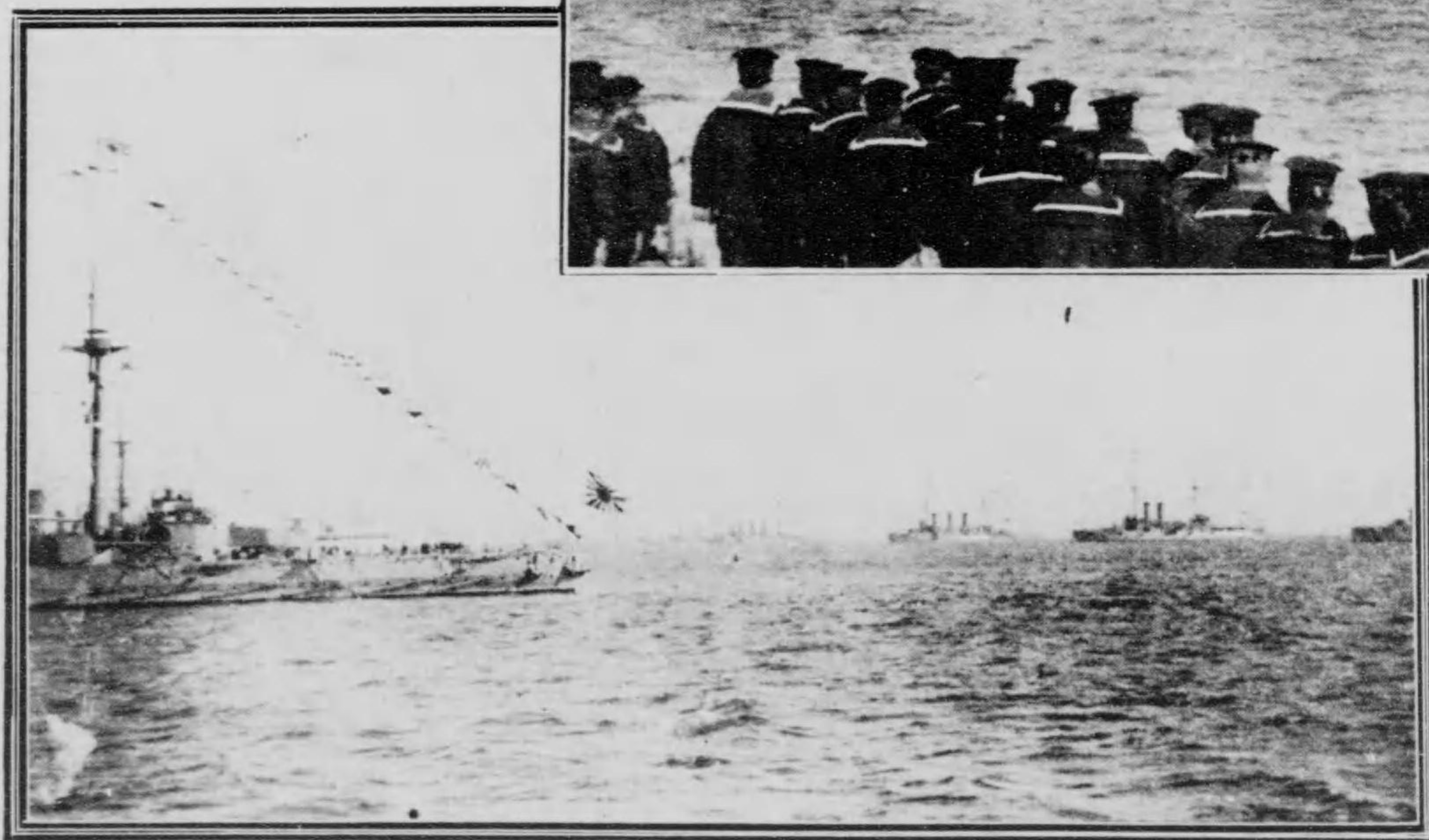
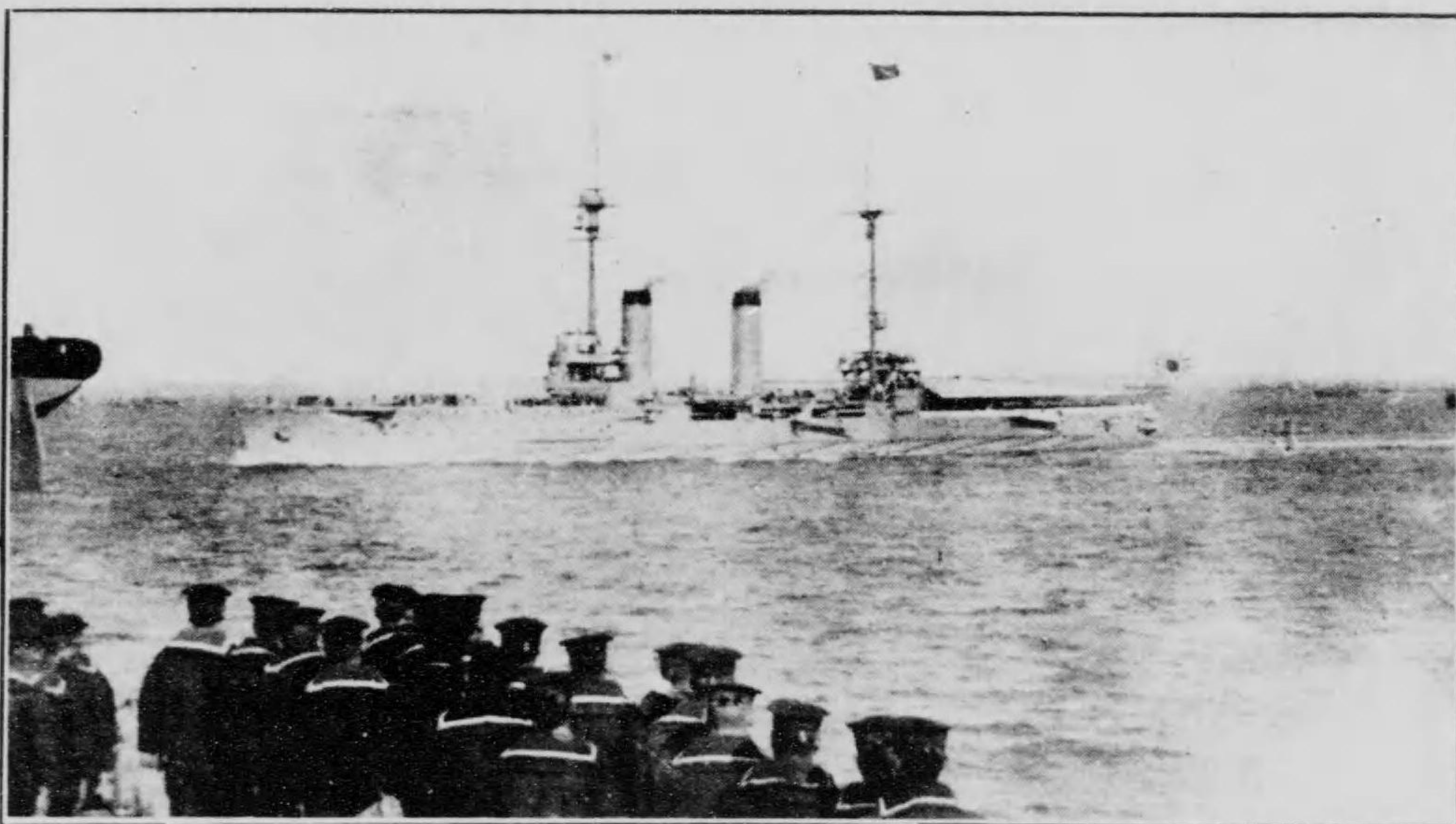
大 觀 兵 式 (其 一)



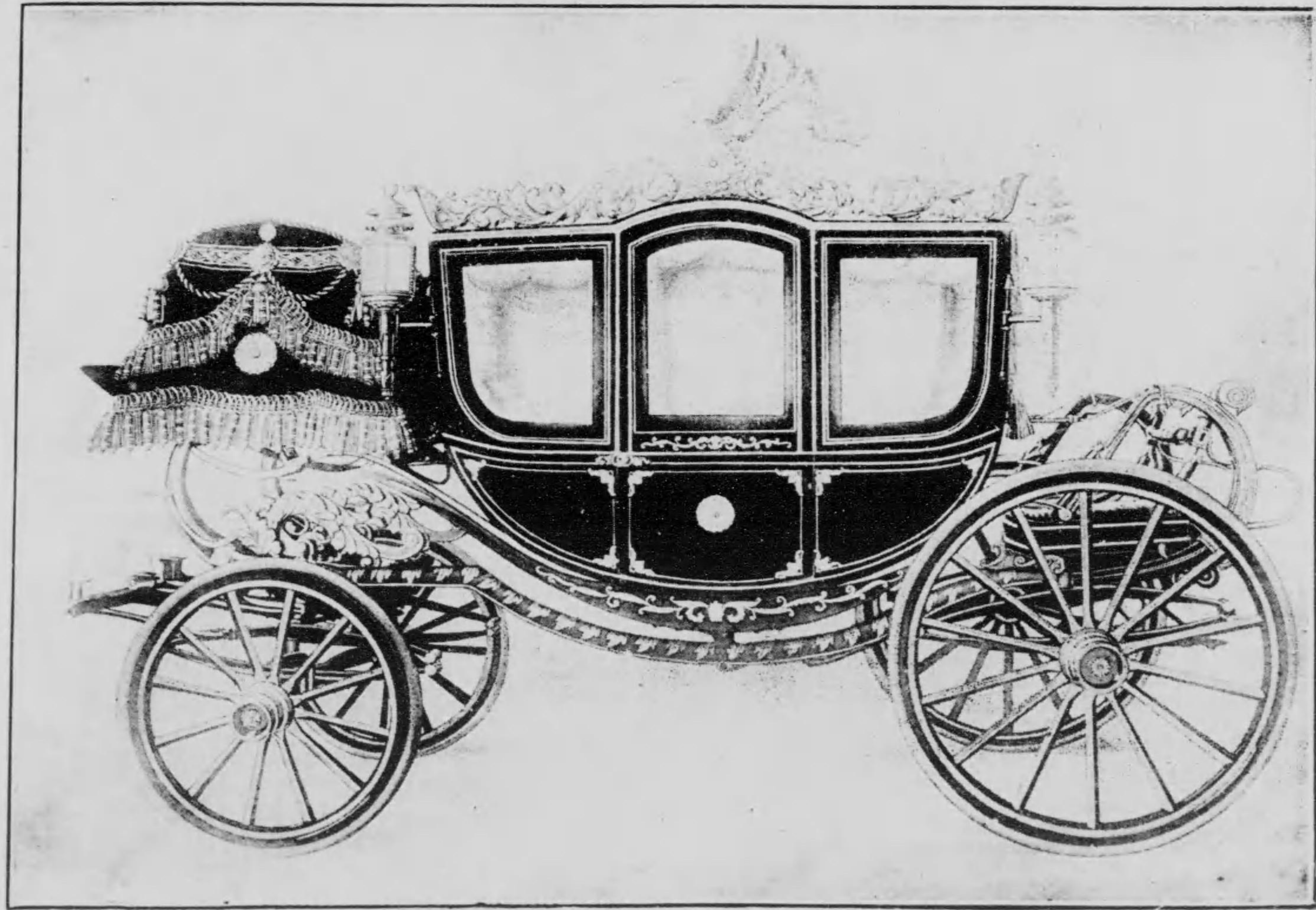
大觀兵式(其二)



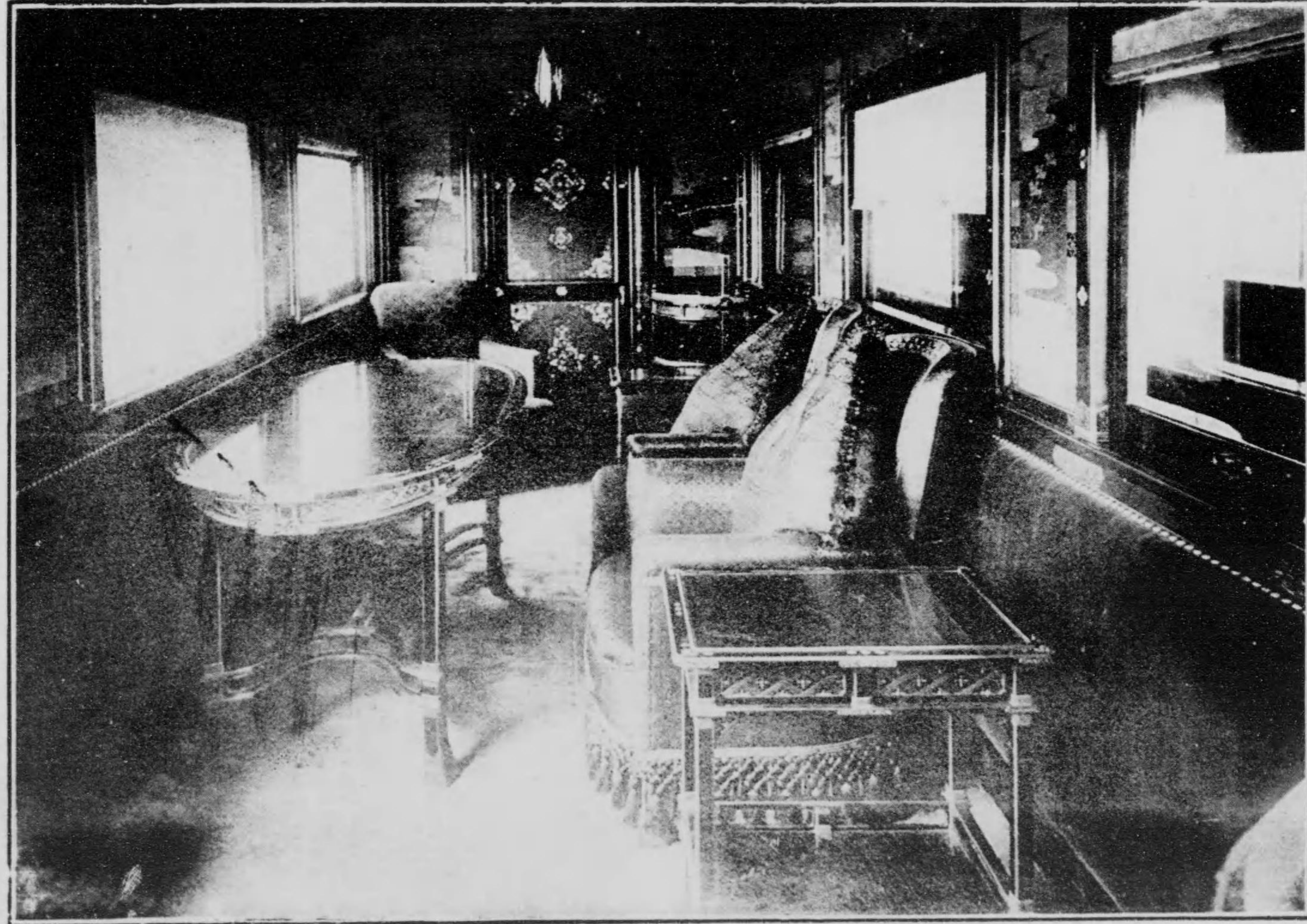
大 觀 艦 式 (一 其)



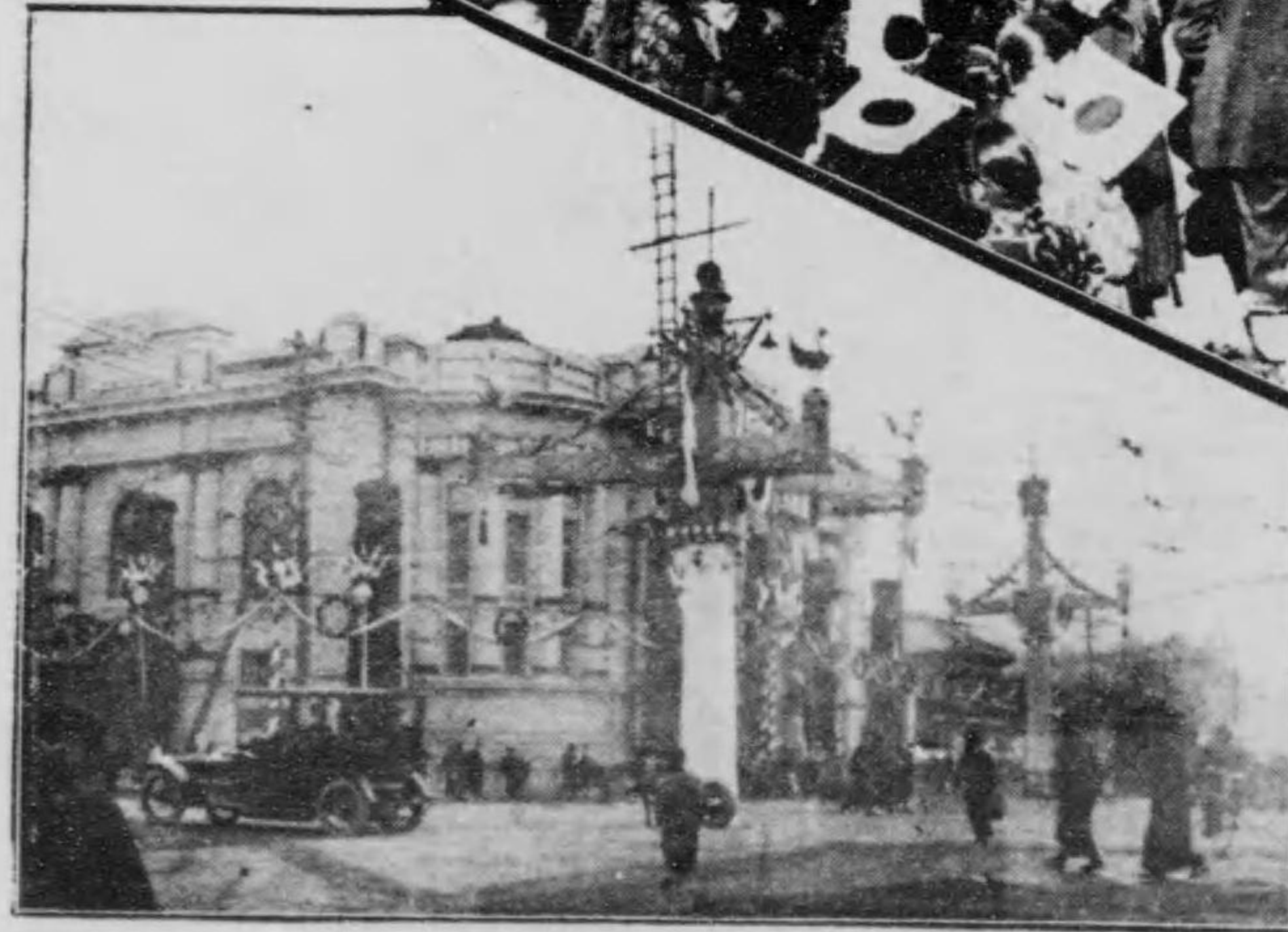
大 觀 艦 式 (其 二)



車 馬



部 内 車 列 廷 宮

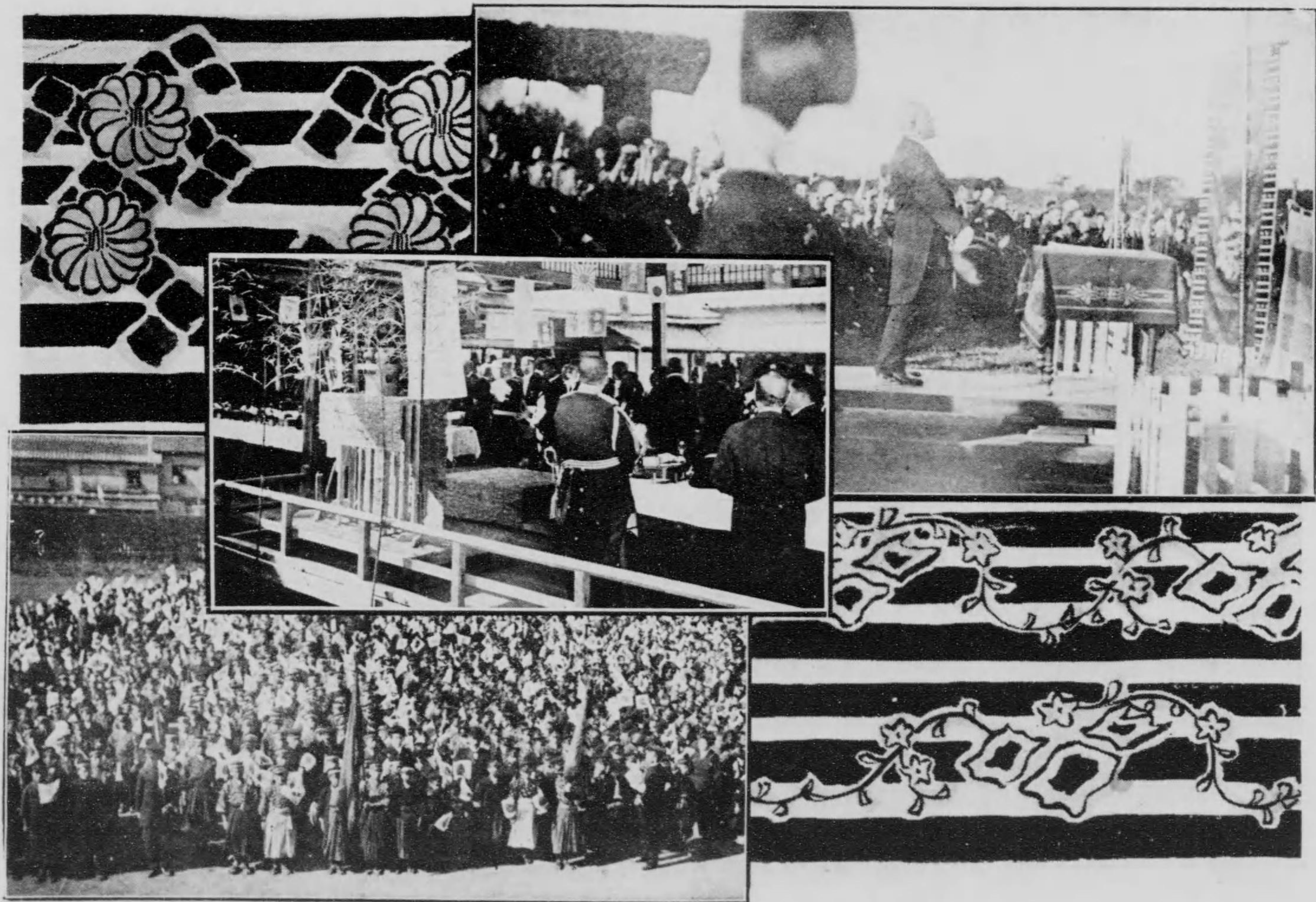


飾装の街市都京



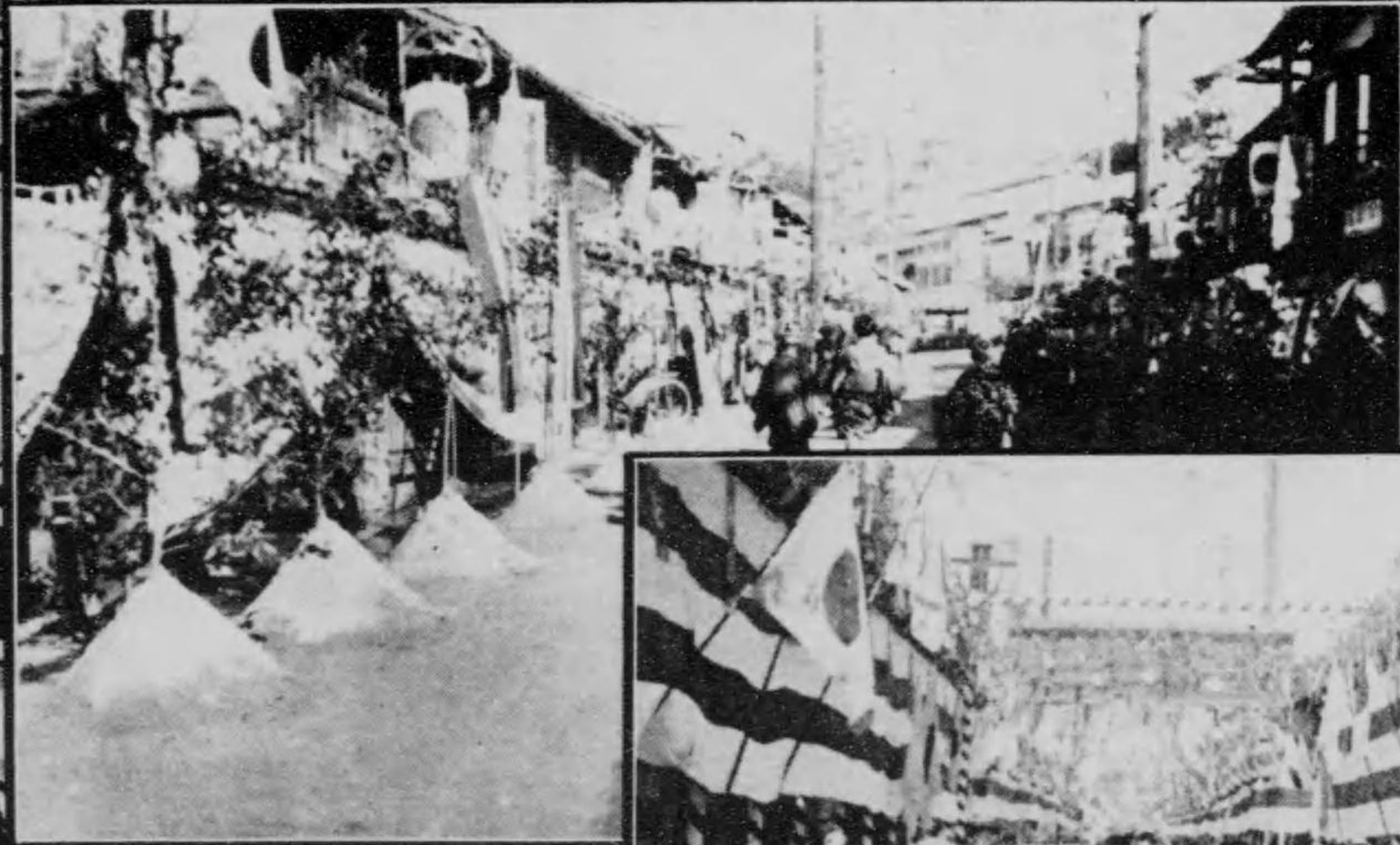
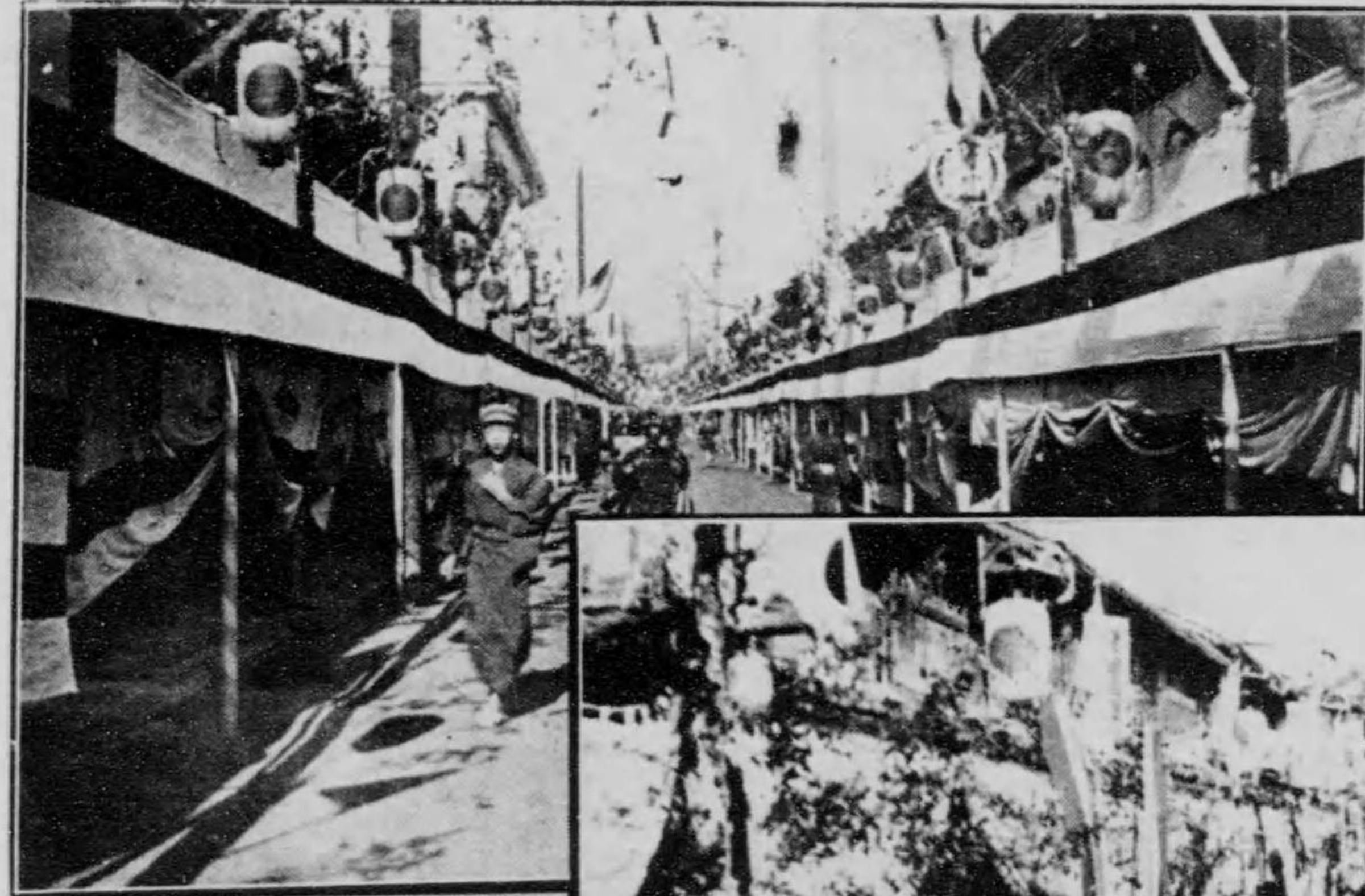
門迎奉大市都京

建禮門前の旗行列



祝奉の市山岡



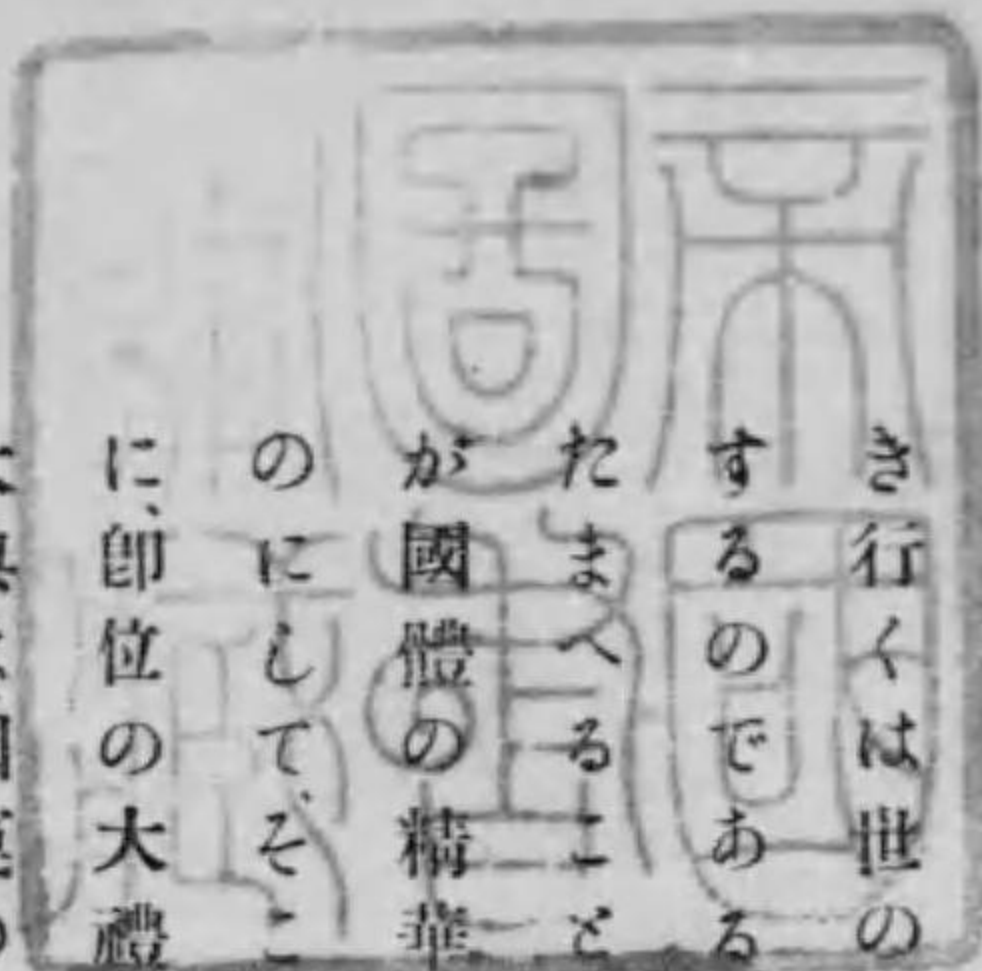


岡山街市ノ模様

大正御大典記序編

緒言

大正四年十一月の吉日を生日の足日と擇びまして、此月の六日を以て天皇陛下には神器を奉じて京都に御座を移させられ、其の十日には御躬親ら賢所の大前に於いて、紹統登極の事の由を皇祖皇宗に告げさせられ、次いで紫宸殿上天津高御座に昇御、四海億兆に大詔を下し、恩澤を敷きたまひ、續いて十四日には悠紀主基の兩殿に天神地祇を請饗あらせられ、報本反始の大義を明にし、敦く孝敬の範を垂れたまひぬ。洵に曠世の盛典、昭代の偉儀、普天率土誠歡誠喜、赤誠を捧げて天の高市の聲高々と聞え上げしは、今猶昨の如き思ひなるが、物變り星移れば、いつしか印象の薄らき行くは世の中の習ひなれば、こゝに大禮の一斑を拜記して、後昆に貽し置かうとするのである。謹みて按ずるに、天壤無窮の皇運を保有し、萬世一系の皇統を繼がせたまへることは、今上御一代の大典たるは申すまでもなく、實に宇内に冠絶せる我が國體の精華を事實的に證明し、我が皇位の絶對に尊嚴なるを中外に宣揚するものにして、こゝには深淵洪大なる意義が含まれてある。勿論連綿たる皇統御歴代毎に即位の大禮は必ず行はせられたることなるが、僅少の例外を除き、別けて今回の大典は國運の昇進と制度の完備と相伴ひ、誠に以て前古未曾有の盛儀と申さなければならぬ。暫く大隈首相の言葉を假りていへば、「聖上御即位の御精神に至りては神武以來少しも變ることなく、皇祖皇宗の遺訓を奉じて、億兆を愛撫するを其の目的と爲したまふ、加之其の式場に於ける萬般の御設備までも、神代さながらの面影を存するもの甚だ多く、衣袂を繞る空氣にも三千年の古香が動くのである。個中の崇高にして森嚴なる情味は、吾等の如く萬世一系の連綿たる皇統を奉戴する國民にあらざるよりは、到底經驗し得ざる所である。別けて未曾有の盛觀と考へられたのは、全世界の文明國の代表者が、我國と不幸にも交戦状態に陥れる一二國の外、盡く其の御儀式に參列した事である。即ち今上には世界の全視線を御一身に集めさせられて御即位になつたので、之を明治天皇の御即位式の際、紫宸殿上一個外國使の影だになかつた光景と對照して見れば、實に無限の感に打たれ、僅々四十有八年の星霜とはいへ、時勢の推移、かくまで顯著なる變化を現出するものかと訝らるゝばかりである」と、實にそれに相違ない。さて御即位の典儀は明治の御制定にかゝる



皇室典範及び登極令に準據し、萬般滯りなく濟ませられたのであるが、元來日本帝國の皇位繼承、登極大典には如何なる來歴があつて、如何なる意義を存じ居るものなるやを、歴史的に研究し、之より得たる明確なる知識を以て、大正の御大典を拜觀するときは、我が國體に對する觀念がいよゝ強固と爲り、こゝに眞正なる國民の大自覺が現前するであらう。萬葉の歌人曾て歌ふらく、「御民われ生けるしるしあり、天地の榮ゆく御代にあへらく思へば」と。惟ふに生を此の聖代に受け、曠古の大典に遭遇せる國民は、實に無限の榮光に浴せるものといはなければならぬ。況や事は前代の例に超え、典は後世に輝き、宇内萬國共に之を瞻仰するをや、又況や聖德八荒に光被し、仁恩四海に洽く、帝業の盛なる今古比なく、皇家の榮は巍巍ととして、富嶽の搖きなきが如く、邦國の前途は洋々として、春海の如きをや、吾人草莽に在りて、此の大典を記する、豈啻一片記念のためのみならんや。

第一章 皇室制度の沿革

第一 皇位繼承と建國神勅

皇室制度の中で一番大切なものは、皇位繼承であるが、之を詳記することは到底此の小冊子の許さぬ所であるから、こゝには其の参考書を舉げて記述は大体に止めて置く。其の参考書には、嘗て有栖川宮殿下が御統裁の下に國學の大家が集まつて編纂されたものに、皇位繼承編と言ふのが十卷程ある。是は政府で調べたもので、一々原書が引いてある。それから文部省で同じく國學の大家連が、長年月の間調べて出來た「古事類苑」と云ふのがある。是は部門を三十に分ち、第一に「帝王部」といふのが、洋装では一冊、和装では八冊になつて居る。是も御歴代の御系圖から、天皇に關する有らゆること、皇太子のこと、皇位繼承のことなど、總て分類して詳しく記し、一々原書が引いてある。先づ此の二書が最も確であつて、近來出版される皇室の典禮、皇室の制度などいふ書物は、大抵古事類苑の中にあることを分り易く見易く書いたに過ぎないのである。

さて我國の皇位の繼承は、皇祖天照大御神が皇孫瓊々杵尊を此國の君主と定めて御降しになつた時の詔が基本になるので、其詔は何人も知る如く日本紀の神代の卷に出て居る「豊葦原の千五百穗秋の瑞穂の國は、是れ我子孫の王たるべき地なり、爾皇孫往きて知らすべし、往きませ、天津日嗣の隆えまさん、こと當に天壤と窮まり無かるべし」といふのである。此詔に基いて天照皇大神の御子孫が、代々天皇の御位

に御即きになる。此の建國の神勅は極めて大切なもので、上古以來朝廷の大典或は年中の御祭式にも、之を天下の人民に告げ知らせることになつて居る。其の明文のあるのは、續日本紀に文武天皇、孝謙天皇、聖武天皇などの御即位の時の宣命である。宣命とは天皇が御即位のことを天下に御發表になる詔で、是れは日本の古語で書

御降しになつた時の詔が基本になるので、其詔は何人も知る如く日本紀の神代の卷に出て居る『豊葦原の千五百穂秋の瑞穂の國は是れ我子孫の王たるべき地なり、爾皇孫往きて知らすべし、往きませ、天津日嗣の隆えまさんこと當に天壤と窮まり無かるべし』といふのである。此詔に基いて天照皇大神の御子孫が、代々天皇の御位

に御即きになる。此の建國の神勅は極めて大切なもので、上古以來朝廷の大典或は年中の御祭式にも之を天下の人民に告げ知らせることになつて居る。其の明文のあるのは續日本紀に文武天皇、孝謙天皇、聖武天皇などの御即位の時の宣命である。宣命とは天皇が御即位のことを天下に御發表になる詔で、是れは日本の古語で書いてある。其他國家に大事のあつた場合にも、皆建國の意味を御宣布になつた。譬へば元明天皇の御宇に銅が始めて出た之を天下に御告げになるにも、同じく建國の詔の意味を始めに述べて、次に銅の出たことを御詔になつた。それから一年中重要な祭典に奏する祝詞が延喜式の八の卷にあるが、其祝詞の言葉は色々あるけれども、重なる祝詞の始めには皆建國の詔の意味が擧げてあつて、中にも詳しいのは大祓の祝詞である。大祓は六月と十一月に行はれる。又大殿祭にも建國の神勅の意味が述べてある。其の意味は高天原に御出になる天照大神が瓊々杵尊を此國へ御下しになつて、其の御子孫が世々高御座即ち天皇の御位に在まして、千秋萬歳の後までも大八洲國を安國と御治めになるやうに御傳へになつたといふのである。それで大御神の御子孫が、代々大御神の思召に依り、其の御傳へになつた天皇の御業を御継ぎになる、そこで之を天津日嗣と申す。即ち天子の御位は日の神(天照大御神)の御事業を其まゝに御受継ぎになるといふ義にて、之を御受けになる皇太子を日嗣の尊と云ふ。天津日の業を御継ぎになる御子といふのである。あらゆる御儀式の場合に此の神勅の意味を祝詞の最初に述べられてあるのは、寔に深い意味があると思ふ。それは何故かと云ふに、我が建國の基である所の神勅をあらゆる儀式の場合に讀み上げ、一般の人に聴かせると、知らず識らずの内に、國體の觀念を深く植ゑつける。恰も現今全國の各學校で教育勅語を捧讀すると同じ意味で、古人の深く意を注いだ所のものである。歴史に此事が現はれたのは文武天皇以來のことであるが、其の以前とても必ず同様であつたに相違ない。詳しくいへば、是は文武天皇が態々御始になつたものでなく、必ず神武天皇以來あつたに違ひない。文武以後奈良朝のは宣命が書いてあるが、此の以前のは毎時も同じであるから省いてしまつたのであらうとは學者の一致せる意見である。此の如く御即位、御讓位或は大事件の時の詔を始め、總ての御祭なり御儀式に於て常に萬世一系の建國の詔を國民に知らして來たのが、明治になつて憲法の第一條に、『大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す』といふ明文となつて顯はれたのである。然し是は唯憲法の明文に顯はれたといふだけで、實は建國の神勅に依つて、祖宗以來常に御實行なつたものを、明治の御代に明確に憲法或は皇室典範に表はしたといふに過ぎぬのである。

皇室典範を見ると、天皇の御位を御繼承になる三つの大なる原則がある。第一は皇祚を踐む方は必ず皇裔即ち皇統に限ること。第二は男系の男子の御方に限ること。第三は皇祚は一系にして二分すべからざること。是である。詳しくは後に制度の解説の所で記す。

第一は我國は建國以來君臣の分は劃然と定まつて居る。歴史の上では例の和氣清麻呂が宇佐八幡の神託を奏聞した言葉に「我國は開闢以來君臣の分定まれり、臣を以て君と爲す未だ是あらざる也。天之日嗣は必ず皇緒を立て、無道の人宜しく掃除すべし」とある。即ち皇統以外は決して皇位に登ることを許さない、君臣の名分が嚴重であることは確に分かる。

第二に男系の男子に限るといふことも古來の制法であるが、實際には女帝が御在位になつた例も少くないから、之に就いて少し述べる必要がある。最も古い所では神功皇后が應神の御幼時に暫く政を攝したまへるとがある。是が攝政の始めになる。古い歴史には神功皇后も天皇のやうに書いてあるが、日本紀には攝政としてある。水戸の大日本史には明かに政事を御執りになつても、其の御位は皇后で、天皇ではないといふことになつて、今では何等の議論もない。其の以後では顯宗仁賢御二方の皇姉が、清寧天皇崩御後暫く御執政になつたが、是は顯宗帝の御即位になるまでの御中繼であつて、本當に帝位に御上りになつた譯でないから、眞個の女帝は推古天皇が始めである。推古天皇は欽明天皇の御子で、敏達天皇の皇后で居らせられたが、崇峻天皇の後に御即位になつた。此の天皇の御母が當時の權門蘇我氏の出であるから、其の關係で帝位を御踐みになるやうになつた。其後に於いては皇極天皇が女帝であるが、是は舒明天皇崩御前に太子を御立てにならなかつた爲めに、舒明天皇の皇后即ち皇極天皇が一時、帝位を御踐みになつたのである。さうして此の御方は二度御即位になつた。齊明天皇と申すは、其の重祚遊ばした御名で、大化の改新後いろ／＼の事情があつて、皇太子中大兄皇子が直くに御即位になつては都合が悪い。そこで暫くは重祚あらせられたのである。其次の女帝は持統天皇である。此御方は天武天皇の後に御即位になつたが、此時は壬申の亂の後で、天智天皇の御系統と天武天皇の御系統と、双方皇子が多く居らせられ、互に面白くない關係のあつた場合なので、持統天皇が暫く帝位を御踐みになつて、變亂の起らぬやう御抑へになつたのである。其次の女帝は元明天皇である。是は文武天皇の後に位に御即きになるべき聖武天皇がまだ御幼少であつた爲で、此頃の天皇は自ら政を攝はさねばならぬから、聖武天皇が御成人になる間、元明天皇が御立ちになつた。所が元明天皇は

もう御老年であるから、聽て又元正天皇(女帝)が聖武天皇の御成長になるまで、其中繼ぎに御立ちになり、聖武天皇の御成人後御讓位になつたのである。其次の女帝孝

つたのである。其次の女帝は元明天皇である。是は文武天皇の後に位に御即きになるべき聖武天皇がまだ御幼少であつた爲で、此頃の天皇は自ら政を辯はさねばならぬから聖武天皇が御成人になる間元明天皇が御立ちになつた所が元明天皇は

もう御老年であるから、聽て又元正天皇女帝が聖武天皇の御成長になるまで其中繼ぎに御立ちになり、聖武天皇の御成人後御讓位になつたのである。其次の女帝孝謙天皇は立派に皇太子に立つて聖武天皇の後を御受けになつた。是は聖武天皇に御子孫がないので、最初から孝謙を御立になるやうに太子に冊立された。即ち從來とは全く異例である。當時の法典たる大寶令にも女帝は認めてあるが、此の大寶令は天智天皇の時に御着手になつて種々修正をして元明、元正の頃に出來上つたもので、女帝の御時代に出來る令に女帝を認めない譯には行かぬから、さうなつたものであらう。かういふ時ではあり殊に皇太子が在らせられぬのであるから、先帝に繼いで御踐祚になつたのも不都合ではない。降つて徳川時代に明正天皇が女帝である。是は後水尾天皇が御老年になつて位を御讓りになりたうと思召したけれども、皇子は既に薨去になつて、明正天皇より外に御實子がなかつたから、此御方が御繼ぎになつたのである。然し是は徳川家の御孫に當らせられたから、さう云ふ關係もあつたかも知れぬ。次に後櫻町天皇が女帝で居らせられたが、是は後桃園天皇の後を御受けになつたので、此時は太子は居らせられたが、御幼少のため御成人を御待ちになる間、元明、元正の例に倣うて御即位になつたのである。

上述の如くに御歴代の中に女帝の御方は八代程御在りなさるけれども、皆止むことを得ざる事情があつて御即きになつたのである。故に女帝の御立ちになることは異例であり、止むを得ざる場合又は止むを得ざる事情のために御即位になつたのである。即ち餘儀ない變則であつて、皇位繼承上の正當のことではないのである。から皇祚を男系の男子の方が御踐みになるといふことは昔から略定まつて居つたと見るべきである。それで皇室典範には之を明かに皇祚を踐む者は男系の男子に限ると御制定になつたのである。

第三に皇祚は一系にして二分すべからずといふのは、固よりさうあるべきことで、昔から天に二日なく國に二王なしといふ通り、天皇は御二方あるべき筈のものでない。歴史の上では南北朝兩立といふことがあるが、あれは所謂暗黒時代に、餘儀なき事情の下に行はれたので、寔に遺憾至極のことであるが、然し是とても正潤は自ら明かである。さりながら是は例に取るべきではない。元來皇祖は一系であるべき筈であるから、皇室典範では之が明かに定められたのである。

第二 東宮制度概要

皇太子に御立ちになる方を古くは「日嗣の御子」と申上げたのを、後に皇太子の字を

當たので古語では「もうけのみや」(儲宮)又は「もうけのきみ」(儲君)と申上げる。源氏物語などに儲君とある。又「東宮」も申上げるが、東宮は支那の稱に倣つたので、太子は東の宮に居るといふことがあるから、東宮といつたのである。又物語などには皇太子のことを「坊」と書いてある。或は東宮坊、東宮御坊など記してある。坊と言ふのは東宮殿下に關する所の役所を東宮坊といつたから、其の東宮坊の坊から轉じて來たのである。それで立太子を立坊ともいふ。其他漢文などに色々な名前か書かれてある。冢子、元子、帝儲、東儲、皇儲、儲副、儲兩、青宮、震宮、前星、儲明、潜龍などいふ稱があり、尙他にも色々名前があるが、支那の北史の中に日本の皇太子を「和歌彌多弗利」と書いてある。然し日本にはそんな名前は嘗てないから間違ひであることは明かであるが、但物語などには「和歌彌多弗利」と云ふことが書いてあつて、源氏物語などにも見える。そこで「和歌彌多弗利」とは「どういふことか」といふ／＼學者の説がある。黒川春海の北史國語考などは詳しく考證してあるが、要するに是は母人が皇族である方の御腹から御生れになつた方といふのである。即ち或る御一方をいふので、皇太子の御稱へではない。無論是は支那の書物に出て居るのは間違ひで取るに足らぬことであるが、序に辯じて置く。

皇太子が御立ちになると待遇其他種々のことがあるが、先づ皇太子を御立てになることを冊立といひ、宣命を以て御發表になる。即ち何々の御子を日繼の御子と定めるから、此事を天下に知らせるといふ意味である。奈良朝時代には詔勅は皆古い國文を以て御發表になつたが、後には詔勅は漢文になつたから、宣命は御即位、立太子、立太後の時若くは山陵の御告文に御用ゐになるだけである。而して皇太子を御立てになる順序は古事類苑又は皇位繼承篇に詳しく載せてある。皇位繼承篇第十卷の繼承類例といふ中に、前帝と皇太子との關係が一々示してある。今は立太子の順序が皇室典範に確然と定められて、第一に長子を以てする。長子が御薨れになつた場合は其の御子を以てする。それがない時は次子、次子がなければ皇兄弟、皇兄弟がなければ叔伯といふやうに詳しく規定されてあるが、是も昔から定まつて居つたところである。然し古代に在りては其の順序が今日の如く明かに規定されて居なかつた。それで持統天皇の御代に皇太子の草壁皇子が薨去になつたので、其の弟御が太子に御立ちになつたが、是亦聽て薨去になつた。所が草壁皇子にも御男子があり、弟御にも御男子がある。そこで後を御承になる方に就て種種評議した時に葛野王と言ふ方が「皇位は子孫相承けるのが正當である。若し子孫を措いて兄弟に及ぶならば亂が起る」といふことを仰せられた。此の一言で解決して草壁皇子の御子が御立ちに

方が「皇位は子孫相承けるのが正當である、若し子孫を措いて兄弟に及ぶならば亂が起る」といふことを仰せられた。此の一言で解決して草壁皇子の御立ちになつた。

なつた。それが文武天皇である。それ故に次子が太子に立てられるのは皇長子及び其御子のあらざる場合、皇兄弟に及ぶのは皇子孫のあらざる場合である。歴史には多少變則はあるけれども皇位の皇子孫に及ぶといふことは昔からの原則である。次には皇位繼承の順序として嫡庶の區別を記さねばならぬ。最も嫡子を先にすることは神武天皇以來定まつて居るのである。神武天皇の時には手研耳尊と言ふ方が九州で最初御出生になつたが、是は嫡出でない。そこで神武天皇の御後は神沼名河耳尊即ち綏靖天皇が御年は御若いけれども皇位を御繼承になつた。此事に就いても皇室典範に明確に規定してある。昔は嫡庶の別といふことは嚴重であつたので、單に立太子の時ばかりでなく、總ての場合に區別がついた。大寶令を見るに、例へば官位を受けるにも嫡出の皇子は位が高く、庶出は位が低い。同じ皇女でも嫡出の方は早く内親王に御なりになつて位も高いが、庶出の方は年は上でも嫡出の方の後でなければ内親王になれない、且つ内親王になつても位は嫡出の方より低いといふ規定であつた。

皇太子を御立てになる儀式は上古からあつたのであるが、令制の後時代を経るに従つて漸く整ひ平安朝に入つて大に整備した。其の御儀式は紫宸殿の前で行はれ、親王以下御參列になり、宣命太夫といふのが立太子の宣命を読む、頗る壯嚴な御儀式である。さて愈皇子が皇太子に御立ちになると、御待遇が違つてくる。大寶令に依ると皇太子の命令を「令旨」といひ、他所へ御出でになると「行啓」といひ、臣下から皇太子に物を申上げる場合を「啓」といふ。是は假名物でもさう書いてある。天皇に申上げるのを「奏」といふが、皇太子及び皇后に申上げるのを「啓」といふのである。それから尊稱は現在もさうであるが、昔から「殿下」といつて居る。それから伊勢神宮に奉幣のことがある。昔は伊勢神宮への奉幣に就いて非常に嚴重な制度が設けられてあつた。唯今は伊勢の大神宮に誰でも幣帛を奉り、供物を献することが出来るが、昔は是が出来なかつた。皇族方でも出来ない、況して臣下の奉幣は嚴禁されてあつた。即ち天皇以外には自由に奉幣することは出来ないが、唯皇太子と皇后の御二方だけは天皇に奏聞し、勅許を得て幣帛を奉ることが出来る。かういふことが大寶令には規定されてあつた。令の制度では東宮に傳及び學士を置くことになつて居る。傳は道德を以て東宮を輔導し、學士は經を奉説する。恰も現今の東宮侍講といふ格である。それから春宮坊の職員は大夫一人、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人を置く規定である。春宮太夫は啓令を吐納することを掌り、又坊内の宮人、女孺、諸司の監督考叙等の事を掌つた。其外春宮坊の被管に舍人、主膳、主藏の三監及主殿、主書、主漿

主工、主兵、主馬の六署を置かれた。舍人監は東宮舍人のことを掌り、主膳監は東宮の食膳に關することを、主藏監は金玉寶器錦綾衾好の物を藏し、又衣服の裁縫を掌り、主殿署は湯沐、燈燭、洒掃、鋪設の事を、主漿署は饌粥水及び菓子、の事を、主工署は土木の工作、器具製作の事を、主兵署は兵器儀仗の事を、主書署は書樂筆研等を供進することを、主馬署は乘馬鞍馬等を供進することを掌つたのであるが、是は後世停廢された。明治の制でいへば東宮の傅及び學士は東宮侍講と東宮御用掛に當り、春宮坊の制は東宮職に相似て居る。是等の職員は總て皇太子の冊立と同時に其の補任が行はれる。又日を隔て、太子冊立の由を山陵に告げさせられることがある。

元來皇太子は天皇の御在位中に冊立があつて、先帝崩御の後を承け、又は前帝の禪讓を受けて位に御即きになるのが、古來の慣例であるけれども、歴史の上では澤山異例がある。安康、雄略、繼體、宣化、欽明、用明、崇峻、舒明、孝德等の天皇は皇太子に御立ちにならずして御踐祚になり、光孝、後白川、後嵯峨、光明、後柏原、正親町、後西院等の天皇は親王でお在したゞけで皇太子に御立ちにならずして踐祚せられ、又後堀河、後花園等の天皇は親王に御成りにならず、皇太子に御立ちにならずして御踐祚になつた。蓋し皆其當時の事情止むを得なかつたからである。次に立皇儲の異例を挙げれば、上古には皇太子は必ずしも御一方とは限られて居なかつた。神武天皇は始め皇兄五瀬命と二柱並びで日嗣の御子にて在り、又景行天皇の御時には皇子總て八十柱在りした中で、若帶日子命、成務天皇と倭建命と五百木入日之命と三柱並びで太子に在りしたことが古事記に見えて居る。又應神天皇の時も三人並んで太子に立たれたが、其後皇太子は御一人といふことになつた。さうして皇儲は皇男子が御立ちになることが古來の慣例であるが、後には是もいろ／＼異例が出て來た。聖武天皇が皇女孝謙天皇を皇太子に御立てになつたことは前に記した如くである。持統天皇は皇孫文武天皇を、顯宗天皇は皇兄仁賢天皇を、成務天皇は皇姪仲哀天皇を、皇太子に立てられ、其他皇弟又は從兄弟、再從兄弟、或は從姪、再從姪を太子に立てられた例もあるが、特に異例といふべきは六條天皇が御叔父高倉天皇を、孝謙天皇が其從祖叔父道祖王淳仁天皇を皇太子になされた等である。然し何れの場合でも皇嗣に御立ちになつた方を皇太子と申上げるのであるが、獨り皇弟が皇嗣に御立ちになつた時に限つては之を皇太弟と稱したのは特別の稱呼である。

さて此の立太子の儀を南北朝分立の時、崇光院の時から後西院天皇の時まで十五代二百餘年間中絶して居つたが、靈元天皇の天和三年に再興せられた。立太子の由を山陵に御告げになることは後世廢れて社寺の祈禱と變つたけれども、靈切の御

さて此の立太子の儀を南北朝分立の時、崇光院の時から後西院天皇の時まで十五代二百餘年間中絶して居つたが、靈元天皇の天和三年に再興せられた立太子の由を山陵に御告げになることは後世廢れて社寺の祈禱と變つたけれども、壺切の御

劍を皇太子に御傳へになることと、拜觀節會の儀式は嫡て絶えたことがない。壺切の御劍はもと藤原基經の家に傳へたもので、醍醐天皇が東宮に在した時、基經が宇多天皇に之を奉り、天皇から東宮に御授けになつた。續いて延喜四年醍醐天皇が皇子保明親王を皇太子に立てたまふ時、此の御劍を賜はつて以來、壺切御劍は累代東宮の御守の寶物となつて、代々御傳へになることとなつた。後三條天皇が皇太子に御立ちになつて、以來二十年の久しきに亘つて、藤原教通は東宮が藤氏の外孫で在さぬ爲め、右の御劍を上らなんだといふ話は、藤氏專横の事例として、史上に名高いものである。現代の制に立太子の禮を行はせられる時、天皇が皇太子に壺切御劍を御授けになる御儀式がある。實に中古以來の舊儀を御傳へになつたのである。

皇太子の御勤めになる事柄即ち御職掌とも申すべきことを監國といつた。監國とは天皇が御巡幸の場合に、皇太子が御留守役をなさる、之を監國といつたのである。それで天皇の行幸還幸の際にはあらゆる人が奉送奉迎をせねばならぬが、皇太子は留守を確に御守りにならねばならぬから、奉送迎をなさらないでも宜いといふことに大寶令では定まつて居る。それから天皇が行幸になつて御留守中、監國の太子は大事は御處分になることは出來ぬが、小事件は所謂令旨といふものを以つて御處分になることが出来る。そこで歴史にかういふことがある。延暦四年に天皇が奈良へ行幸になつた。其時早良皇子といふ方が、他の大臣或は納言など、京都を守つて監國をして居らせられ、天皇の御留守中に、監國太子が佐伯今毛人といふ者を參議に御任命になつた所が、還幸の後藤原兼繼が彼者を參議に御任命になつては宜しくないといふことを天皇に奏上したので、太子の御任命になつた今毛人の參議を御取上げになつたから、太子は甚だ面目を失はれたが、今度又行幸になつた御留守中に、兼繼を御處分になつた。是は餘り面白くない例であるが、天皇の御留守中に監國の御方は小さい政治は代つて御行ひになつたものであるといふことが分かる。

第三 後宮制度の概要

本邦上古には一般に一夫多偶の風が行はれたことが、古事記、日本書紀を始め其他の諸書に明かに見えて居る。然し其中の一人のみが正配で、他は所謂隠し妻の位置にあつたものである。それでは上古には天皇の後宮に侍する方は幾人あつても廣く之を「ささき」といひ、其内一番重なる方を「おほささき」と申したものだ。「おほささき」といふと皇太后のやうに聞えるが、さうではなく、嫡后の方の稱へである。大國主命な

ども幾人も配偶はあつたが、其中の一人が正妃で、其他は即ち後世の妃、夫人、嬪、女御、更衣などに當る方である。さうして是等を總稱して「みめ」といつた。此「みめ」とは御妻の義で、「きさき」とは君幸の義であるとは従來諸學者の説の一致して居る所である。記紀に后妃、夫人、嬪などの支那流の語を充て用ゐたのは後世の追記であることはいふまでもない。又上古一般臣民の配偶者を「め」とも「つま」ともいひ、其中の正妻をば「むかひめ」と稱へたが、日本書紀には天皇の嫡后即ち「おほきさき」をも「むかひめ」と訓ませて居る所がある。又上古には一般に父母も祖父も祖先をも總て「おや」「祖」と稱へた。故に皇考、皇妣、皇祖考、皇祖妣をば「みおや」「すみおや」又は「おほみおや」と稱へたのであつて、後世の太皇太后、皇太后、皇太妃、皇太夫人などいふ區別はなかつたのである。

後宮制度の明に定まつたのは大寶令であるが、是は唐の制度を採用されたもので、其の公式令の中に後のことが規定されて、上古の「おほきさき」即ち嫡后を皇后といひ、次に妃、夫人、嬪といふのがある。それから太皇太后、皇太后、皇后、此の御三方を總稱して三后又は中宮と稱へて居る。此の三后は同時に各二人以上居らせられることはできぬ定めであるが、歴史の上では清和天皇の御宇に太皇太后が御二方あつたことがある。其の以外には例がない。かく太皇太后が御二方ある時は、區別して申上げねばならぬから、此時は一方を淳和の太后と申上げ、他の一方は單に太后と申上げた。上古嫡后を「おほきさき」と稱へたことは前に記した如くであるが、是が後世皇太后の稱となつた。それから稱への上に於いて太皇太后と皇太后とを區別する爲めに、皇太后のことは皇太后と申し、太皇太后のことを單に太后と申上げた。三條の太后とか淳和の太后とか申したのは其例である。又太皇太后のことを大宮とも申上げた。大宮といふと皇太后のことに當るやうであるが、古い例は皇太后は皇太后と申上げ、太皇太后は大宮とも太后とも稱へた。是は榮華物語などの假名の物語を読む時に注意して見れば分かる。とにかく三后は同時に各二人以上在さぬが例であるけれども、太皇太后が二人以上居らせられるところある時は、明文では御一方であるから、御一方を女院と申して御落飾なされた。是は恰も大僧正と言ふ官名は同時に二人以上ない定めであるから、新に大僧正が出来ることになれば、前任者を前大僧正として了つた様な譯である。適切な例にはならぬが、早くいへばさうである。大寶令では三宮即ち三后の別稱を中宮といつたが、後世には次第に變り中の宮即ち後宮といふ意味でなく、或る御一方の稱へになつたことがある。それは聖武天皇の御母上から始まつた。奈良朝時代までは天皇の御齊匹は必ず皇親中から擇びた

ち後宮といふ意味でなく、或る御一方の稱へになつたことがある。それは聖武天皇の御母上から始まつた。奈良朝時代までは天皇の御齊匹は必ず皇親中から擇びた

まふ定めであるから、臣下の女は皇后になることは出来ない。大寶令の規定では、皇后ばかりでなく、其次の妃までは皇族から擇ぶことになつて居る。然るに聖武天皇の御母上は藤原氏の出であるから、皇后にはなれなかつたが、然し御生母に在らずので、皇太夫人と申上げた。けれども皇太夫人では資格が低いから、もう一段上げたいが、適當な名稱がない。そこで皇太夫人を中宮といふ御名前にした。爾來中宮の稱へが天皇の御母人の尊稱となり、又或御一方の名稱となつたのである。此の如く初は三后の總稱であつた中宮が、聖武天皇の御時代に上述の次第で御一方の名稱に變り、天皇の御母上で皇太后より低い方を中宮と申上げることとなつたが、中宮は皇太后より位置は低い、皇太夫人よりは上であるといふことになる。そこで是より以後天皇の御母上で皇太夫人の御方は何れも中宮と申上げることになつた。桓武天皇の御母上で高野の新笠と申上げた御方も皇太夫人であらせられたが、桓武天皇の御即位後中宮にならせられた。又文德天皇の御母上清和天皇の御母上も中宮にならせられた。然し是は天皇の母上で皇太后より低い方の御位置で、當代の后即ち御在位中の天皇の后を中宮と申上げたことは古來例がなかつた。然るに醍醐天皇の御代に至り、后の穩子と申す方が中宮になられた。是に於て中宮の稱は二變した。

始めは三后の別稱であつたものが一變して皇太夫人の別稱となり、更に二變して皇后の別稱となり、村上天皇の皇后、冷泉天皇の皇后なども中宮と申上げたのである。ところが一條天皇の朝に至つて皇后と中宮と御二方出來た。それは恰も藤原の道長が勢ひ比ぶものなく、權を専らにして居た時で、道長は其女を女御に奉つたが、此時既に中宮(皇后)はおはしたのであるから、先の中宮をば皇后と申し上げ、後から上つた道長の女を中宮と申すこととした。是は道長のしたことで、あるが皇后の外に皇后のやうな中宮を置くこととなつた。是では名分が頗る紊れる次第であるが、爾來之が例となつて毎々御二方あるやうになつた。

此の道長の時は藤原氏の權勢が最も盛な時代であつたから、御二方の上に於いても中宮の勢力が却りて皇后を凌ぐ程であつたといふことである。此の如く最初大寶令では三后の方は同時に御二人あつてはならぬと規定されて居たのが、段々變遷して名稱の意味までいろ／＼變つて來た。就中最も異例であるのは堀川天皇の時の中宮である。由來皇后といふ言葉は嫡后の御方の稱へて、一般人民で言へば正妻に當るべき御方を申すのであるが、それでない方に一つの皇后といふ名稱を附けることとなつた。即ち堀川天皇の時に皇姉即ち天皇の御姉上が中宮になられた、

けれども此の中宮は從來の如く皇后の意味に於いての中宮ではなく、唯御資格を御上げになる爲に中宮になされて、其の御待遇があつたまでとあるが、こゝで又中宮といふ名稱に新に別の意味が加はつた。其の以後には後醍醐天皇の時に同じく御姉上を皇后になされた。是れも唯御資格を上げるための尊稱である。

大寶令の規定では、中宮に關することを司る官司として中務省の被管に中宮職といふものが設けてあつて、中宮職には大夫一人、亮一人、大進一人、小進一人、大屬一人、小屬二人の職員が置かれ、其下に舍人四百人、使部三十人、直丁十三人が隸屬することになつて居る。中宮職は現代の皇后宮職と皇太后宮職とを兼ねたものといつて宜い。それから令制では宮中に奉仕する女官制度は後宮に十二司を置かれてある。十二司とは内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司、是等十二司の女官を總稱して宮人ともいつた。其内で内侍司は最も重きものである。

皇后を御立てになるには太子と同じく之を冊立といひ、其の御儀式は貞觀儀式の制定以來頗る整備し且つ嚴肅を極めた。即ち天皇が紫宸殿に出御あらせられて、或は出御遊ばさぬこともある。親王以下王臣百僚を御召しになり、宣命使をして冊立の宣命を讀まじめたまふ例であつたが、南北朝の頃から立后の典を御擧げになることは長く中絶した。是れは申すも畏きことながら皇室が段々式微になり、萬事大御心に任せたまはぬ御有様で、御即位式すら御踐祚後長く行はせらるゝに至らず、漸く勤王の武家の献金によつて御大典を擧げさせられたといふやうな、慨はしいことが多かつたのであるから、御費用の關係などから立后の式を御擧げにならなかつたのである。

さて皇后を御擧げになるとは上代には非常に嚴なもので、極めて家柄を重じさせられ多く皇族又は貴族から御立てになる例であつた。申すまでもなく皇后は天皇に齊匹したまふべき御方であるから、是は素より然うあるべきで、神武天皇は九州に御在での時に吾田の小椅君の女を妃に定めたまへるが大和の橿原に御即位の時には皇后を別に名家から御擧げになり、事代主命の媛君を立てさせられた。綏靖、安寧の御二代も亦事代主命の後裔を皇后に御立てになつた。懿德天皇以後は皇后を御立てになるか、然らざるも必ず昔からの名門より御擧げになつたが、大寶令では皇后の次の妃をさへ皇族の中から御容れになることに制定されてある。是れ我國の舊來の慣例に基いたものであらう。けれども御歴代必ず皇族中から皇后を御立てになるといふことは事實不可能の場合がある。此の制度は幾もなく聖武天皇の時に至つて壞れた。即ち天平元年八月聖武天皇は藤原不比等の女安宿媛を夫人

國の舊來の慣例に基いたものであらうけれども御歴代必ず皇族中から皇后を御立てになるといふことは事實不可能の場合がある、此の制度は幾もなく聖武天皇の時に至つて壞れた。即ち天平元年八月聖武天皇は藤原不比等の女安宿媛を夫人

より立て、皇后となされた。佛教信者として世に御名の高い光明皇后は即ち此御方である。鎌足以來勢力家であり元老である藤原氏の女ではあるが、令の制を改めるといふは非常なる重大事であるから、皇后は長い間藤原夫人として居らせられたが、六年ほど経て皇太子が御降誕になつた。そこで天皇は藤原夫人を皇后に御立てになりたいと思召されたけれども、是まで臣下の女を皇后に冊立したといふ例がないので、是に就ては頗る叡慮を惱まさせられ、特に詔を御下しになつて藤原夫人を皇后に冊立するの止むを得ざる所以を天下に御示しになつた。其の詔には「藤原夫人は六年の間夫人で居たが、既に皇太子も御生れになり立派な夫人であらせられる。天皇には皇后が在さなくてはならぬ。天皇皇后は恰も天に日月のある如く、地に山川のある如くである。それで藤原夫人を御立てになる」といふ意味を御述べになつて、次に「けれども臣下の女を皇后に立てることは朕が始めたのではない。是は仁徳天皇が葛城曾豆比古の女の伊波乃比賣を皇后に御立てになつた例に倣つたのである」といふ意味を宣はせられてある。此詔に御引例になつた仁徳天皇の皇后は果して臣下であつたかといふに、葛城曾豆比古の家は皇族から分れた所謂皇別で、而も其時はまだ臣下に下つて居られぬから、無論皇族といつて宜い。そこでは適當な例にはならぬけれども、態々之を引いて長い宣命を以て御辯疏になつたのは要するに藤原氏の勢力發展に歸因するのであらうが、一度大寶令を破つて此の新例が開かれたから、其の以後は藤原氏の女が續々入内して皇后に立ち、皇室と藤原氏の關係は頗る密接し、延いて外戚專權の端緒ともなつた。斯うなると自然藤原氏の女でなければ皇后に立てないといふやうなる勢になり、天平以後皇族で皇后又は中宮に御立ちになつた方は極めて少く、歴代の皇后多くは藤原氏の女で、それも後には大臣の女でなければなれないやうになつた。中には納言ぐらゐの人の女が皇后に立たれたこともないが、極めて稀である。

皇后の敬稱は令の制に天皇より一階低く天皇に對し奉る上表には「陛下」の敬稱を用ゐ、皇后に對し奉る上啓には太皇太后、皇太后、皇太子に對し奉る上啓と同じく「殿下」の敬稱を用ゆることとなつて居る。皇后の敬稱を陛下と申上げること、は明治になつて始まつたのである。又皇后の御他出を「行啓」といひ、人民から申上げること、を「啓」と云つた。又崩御の場合も天皇には「崩」の字を用ゐ、皇后には「薨」の字を用ゆる定めであつた。それから又皇后、皇太子以下一般の王臣から天皇、太上天皇に上表する時は同じく臣妾名を稱する定めである。蓋し皇后の尊貴は天皇と齊しくあらせられるけれども、國法の上からいへば皇后も他の皇親と均しく人臣の列に居らせられ

るから此規定があつたのである。現代の制では敬稱は天皇と同じであるけれども、皇后を以て皇族の班位の首に置かせられてあることは、皇族身位令に明かに規定されてある。君位の一あつて二なき所以は之を以て分明である。

皇后の稱へは普通「きさき」といふ後の字を音便で「きさい」と稱へる。後世の日記物語などに「きさいの宮又は秋宮」と多く書いてある。秋宮とは支那の後漢書の長秋宮の注に「皇后所居也。長者久也。秋萬物成熟之初也」とある所から出て居る。次に同じ後漢書に「皇后之尊與朕同體承宗廟母天下。豈易哉」とある所から、支那にては皇后のことを國母といふやうであるが、日本の古い書物では國母は國王の母とあるから、皇太后のことである。現代では皇后は國民の母であるから國母であるといふやうに雜誌などに書いてある。是は悪いことではないが、日本の古い例からいふと皇太后を申すが正當である。但だ紫式部の日記には一條天皇の中宮を國母と書いてあるが、是れは中宮が皇子を御産み遊ばされた後、當時此に仕へて居た紫式部が國母と書いたので、即ち御生れになつた皇子は天皇に御成りになる方である。此點からいふと國母に御成りになつた譯であるから、さう書いたのである。

皇后の外妃、夫人、嬪などいふも皆天皇の「きさき」であるが、其内妃は皇后に次で尊い方である。後宮職員令に據れば妃は二人まであつて宜い。但品秩は四品以上の定めである。然るに「品」は内親王でなくてはいへない。普通の王は「位」であつて「品」は御有ちにならぬ。即ち此の制度に據れば、内親王若くは同格の御方でなくては妃に取れなからぬ。斯の如きは實際に於いて毎に可能といふことはできぬ。實際國史を調べて見ても、内親王から妃を御取りになつた例は極めて少い。かくて此の皇族より妃を取るといふ令の制度は夙く壞るゝの外なかつたのである。是に就いて史上に一つの問題となるのは、桓武天皇の妃が三品酒人内親王といふ御方である。此の御方は聖武天皇の姫宮で光仁天皇の妃にならせられた井上内親王の御子である。然るに水戸の大日本史には酒人内親王は桓武天皇の御同母の御兄妹にしてある。御同母の御兄妹を桓武天皇が妃に御容れになつたといふと大變不都合となるが、事實はさうでない。桓武天皇の御母上は高野の新笠と申上げた方で、桓武天皇の御即位後皇太夫人より中宮にならせられたことは前に記した如くである。されば御同母の妹御でなく御異母妹である。異母妹を妃に御容れになることは、上古には随分あつたことで、其頃の風習として不倫でも何でもない普通のことである。兎に角妃は身分の非常に高い方を御容れになるから、其の御取扱はなか／＼重かつた。妃の次の夫人は令の制では三人までの定めで、三位以上から取る。多くは大臣の女を以

て二冠で、時後歷代絶ゆることはなかつたが、淳和天皇以來此稱を見なくなつた。

母の妹御でなく御異母妹である。異母妹を妃に御容れになることは、上古には随分あつたことで、其頃の風習として不倫でも何でもない普通のことである。兎に角妃は身分の非常に高い方を御容れになるから、其の御取扱はなか／＼重かつた妃の次の夫人は令の制では三人までの定めで、三位以上から取る、多くは大臣の女を以

て之に宛て、爾後歴代絶ゆることはなかつたが、淳和天皇以來此稱を見なくなつた。次の嬪は令制に四人まで置いて宜い定めで、四位五位の者の女から取るといふのであるから、是は餘り位置は高くない。嬪の史上に見えるのは天智文武の兩朝のみで、爾後は全く之を見ない。

以上妃、夫人、嬪の制度は全く唐制に則つたもので、本邦固有の制度でないから、自然國風に適はない點があるのと、又一つは取扱ひが重い爲め、經費の關係等からして、此の制度は幾何もなく變革して、女御、更衣と云ふものが代つて君側に奉仕することとなつた。それで平安朝以來の物語類には女御、更衣といふものが澤山書いてある。女御の名稱も亦支那の稱呼に據つたものであるが、其起りは桓武天皇の時に紀乙魚の女が天皇の女御になつたのが始めである。此時又百濟王教法の女も女御に上つたが、此の當時のは身分は低く四位五位ぐらゐの所で、令制の嬪よりも低い位であつたが、後には藤原氏の女なども女御に立つやうになつた。女御は妃、夫人などの如く制度ある譯でないから、待遇も極簡略であり、殊に更衣となること一層簡略である。更衣の名稱も亦支那から來て、天子が御衣を更へたまふ便殿の名稱であつたのが、轉じて殿中に在つて主上の御衣などを召更へさせらるゝことに奉侍し、又御寢にも侍する婦人を稱へるやうになつた。始め更衣で上つて後に女御に進んだ例は澤山あるが、冷泉天皇の頃以後からは更衣の名は絶えて了つた。蓋し尙侍、典侍などいふ女官の之に代つて奉仕するものが多く出來たためであらう。

女御の地位は始めは餘り高くなかつたが、後には段々其の地位も高まり、殊に仁明天皇の御時代より宇多天皇に至る數朝の間には、皇后を御立てにならなかつたため、女御にして君寵を蒙るが多く、従つて地位も漸く貴くなり、天皇の御生母たる女御は皇太后又は皇太夫人の稱を御受けになるやうになつた。されば女御も後には多く藤原氏より入内し、其の父祖兄弟たる藤原氏は皇室の外戚として高位高官に上り、政權を自家の掌中に收むるやうになり、女御も亦其の父祖兄弟の勢力に依つて後宮に大なる勢力を有するやうになつて、平安朝の初期に於ける藤原氏は、女御入内の婚姻政策に依り其勢を堅めたが、其後藤原基經の女、穩子が醍醐天皇の女御より進み、皇后に立ち給うてより後は、其の地位愈々貴くなり、爾後最初から皇后に立たれた方は少く、大抵女御から進んだものである。かうなると藤原氏の族で、皇室の外戚たる榮を得て權勢を張らうとするには、必ず先づ其女を女御として上るの必要がある。是に於いて女御入内の一事は、當時藤原氏と同族間に於ける政争と密接な關係を有つたことになり、其の成否は各自の勢力消長の上に大影響のあつたもので

ある。女御入内の時は盛に準備施設をして立派な御儀式が行はれたが、鎌倉時代の末頃から皇室の式微に伴うて此の御儀式も久しく廢絶し、内侍、掌侍などいふ女官が之に代ることとなつたが、後陽成天皇の朝に豊臣秀吉が近衛前久の女を養女として女御に入内せしめたので、茲に再び此の御儀は再興した。次で後水尾天皇の元和六年徳川秀忠の女和子が女御に立つて、後中宮に進んだ。是れ皇武御通婚の初めで又中宮の再興ともいふべきである。

御息所とは初めは后妃の稱であつたのが後には天皇の御寢に侍するものと通稱となり、更に移りて皇太子妃及び皇親妃を稱する名となり、后妃とは離れることとなつた。皇太子の齊匹は始めは皇太子妃と申上げたが、後には東宮の女御、東宮の更衣など、申し、藤原時代から東宮の御息所といふ稱へが行はれ、遂に御息所は皇太子妃の稱へと變つた。皇親妃は始め單に妃と稱へたが、平安朝の末からは多く御息所の名を用ゐ、其後時代々々に因つて北の方、上北の政所、御臺所、簾中などの稱を用ゐたが、鎌倉時代以後將軍の妻の稱へにも御臺所、簾中、政所などの稱を用ふるやうになつた。

平安朝時代から女院號が始まつた。是は天皇の御生母が落飾せられた方に奉られたので、一條天皇が皇母詮子を東三條院と稱したのが最初で、次に後一條天皇が皇母皇太后彰子に上東門院號を奉られたのが門院號の初めであるが、後には國母で出家入道遊ばした方の外國母たらざる方又は后位に居らせられぬ方で、女院號のあつた例もある。始めは唯生前に尊稱したのが、後には追稱することもあるやうになつた。又始めは其の御住居の地名を取つて東三條院、上東門院など稱へたが、後には是に關せず、禁門の名又は小路名を取つて美福門院、京極院など申すやうになり、或は又前女院の號に新後の字を冠して新待賢門後京極院など稱するやうになつた。

今の制の後宮職員は十二司の中の内侍司には尙侍二人、典侍四人、掌侍四人、女孺百人を置く定めて、内侍は司の長として初めは純然たる女官であつたが、平城天皇の御宇から尙侍にして天皇の燕寢に侍するものあるやうになつたので、其の位置待遇も高まり、尙侍は從三位の官に典侍は從四位の官に准せらるゝこととなつたが、實際從二位正三位になつたのも少くなかつた。かく位置も高まつて來ると共に、尙侍にして天皇の殊寵を蒙れるも多く、藤原道長の二女研子は一條天皇の御宇に尙侍であつたが、時に三條天皇が東宮に在して之を御寵幸になり、御即位後直に女御に立て、翌年中宮になされたなどは其例である。然し是は堀川天皇の頃から絶えて

立て、翌年中宮になされたなどは其例である。然し是は堀川天皇の頃から絶えて

しまひ之に代つて後には典侍、掌侍が擧用せらるゝこととなつた。典侍も初は女官であつたが、後には君寵を受けて皇子を生み奉つた方が多く、而して是は後世まで存続した。典侍には通例公卿侍臣の女が任せられ、大臣の女は其例が少い。其の呼名は其名に父兄の官名或は其の氏名を冠して、中納言の内侍のすけ、大納言典侍又は平内侍のすけ、橘内侍のすけなどと呼んだ。掌侍は後に權掌侍といふのが出來之を加へて其數は頗る多くなつた。掌侍も始めは後宮奉仕の女官であつたのが、是亦後には君寵を蒙るやうになり、皇子を生み奉つた方も少くない。掌侍は公家殿上人諸太夫の女より任じ、通例には單に内侍といつた。勾當内侍といふのは掌侍の中の上臈の者をいふのである。呼名は同じく父兄の官名又は氏名或は國名を附して辨内侍、小納言の掌侍、管内侍、藤内侍、或は周防の内侍、美作の掌侍などといつた。典侍、掌侍が上記した外に、宮中奉仕の女官としての本來の職務たる常侍、奏請、宣傳等の任に當つたことは勿論であつて、即ち典侍は劍璽を奉安すること、及び奏請、宣傳のことを掌り、又陪膳に候した。掌侍も劍璽の奉安、奏請、宣傳のことを掌つた。それで天皇御踐祚の時に劍璽を奉持して之を天皇に奉るものは典侍又は掌侍であつて、後には掌侍(内侍)が専ら此任に當つた。之を劍璽使といつたのである。劍璽は平常は清涼殿の夜御殿に奉安し、天皇が出御になれば、内侍は劍璽を捧持して追從し、奉り、還御の後又元の處に奉安する。神鏡は天祖の大御靈であるから、賢所に奉安し、内侍が常に奉仕した。それで賢所を内侍所とも申し奉るのである。次に御匣殿といふのが、これは元は御服の裁縫のことを奉じたもので、多く上臈の別當を以て之に宛て御匣殿別當といつた。是も後には君寵を蒙るものが多くなり、藤原氏の女などが多く上つた。其他以上の女官以外の女官で、又は其外の方で君寵を蒙り、皇子皇女を生み奉つた方を、平安朝の頃から局といふやうになつた。春日局、美濃局などは其例である。後世公卿など臣下の妻妾を何々の局と稱したのは之に倣つたものである。

第四 現代制度概要

現代の制度は皇室典範、皇室典範増補、登極令、攝政令、立儲令、皇室成年式令、皇室服喪令、皇室身位令、皇室親族令、皇室財産令、皇族會議令等の諸制に依つて完備して居るが、之を一々解説することは此の小冊子の許さぬ所である。因りて唯皇室典範と登極令中の最も大切な部分を極めて簡略に解説して置く。さて皇位の繼承のことは憲法の第二條に「皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男

子孫之を繼承す」とあるに基き、皇室典範第一條乃至第八條に於いて繼承の資格と順序とを定めてある。是は既に前に記せる如く、開闢以來の原則が明確に明文に表はされたままで、決して新しいことを定めたのではない。皇室典範では此の憲法第二條の「皇男子孫」といふ意味を敷衍して「大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す」とある。之に就いて疑問の起るのはたとひ皇統に屬した方でも、一旦臣下に下つたものに、皇位繼承の資格があるや否やといふことである。皇室典範には之に關する規定はないが、明治四十年に發布された皇室典範増補第六條に「皇族の臣籍に入りたるものは皇族に復することを得す」と明白に定められたから、是で此の疑問はなくなつた。

本邦君臣の分は開闢以來定まつて居るけれども、其の臣といふのは皇族で臣籍に下つた方をも含んで居るか、元來の臣籍だけをいふのか明確でない。和氣清麿の受けた宇佐八幡の神勅には「開闢以來」とあるから、皇別の臣下は含まないやうにも見える。史上の實例としては、宇多天皇が一旦源の姓を賜はつて臣下に下り、後姓を削つて親王に列せられ直に皇太子に立ち、尋いで御即位になつたことがある。是は一旦臣籍に入り、又皇族に復し、それの順序を経て御踐祚になつた異例であるが、現代の制度では臣籍に入つた方は皇族に復することを得すとの明文に依つて、皇位を繼承する資格はないと見るのが至當である。

皇位繼承の資格が男子に限るといふことは、直ちに歴史に抵觸するが、然し最初の女帝推古天皇が事情止むを得ず踐祚あらせられたに拘らず、先例なき爲め皇祖天照大神が女帝に在したといふ理由の下に御即位になつた史實に徴しても、男子相承が原則であるから、何等かの理由を求めなければできないといふ御信念を御有ちになつて居たことが伺はれる。外國の例を見るに、英國では前々代のヴィクトリヤ女皇、中世紀のエリサベス女皇などは何人も知る所であるが、現在の制度でも女帝でも一向差支ない。西班牙、露西亞にも女帝の例があり、且つ現在の制度にも認め居る。和蘭は現に女帝である。但し外國でも獨逸、埃太利其他男子たることを資格要件として居る國もある。又國に依つては男子がなければ女子の方が繼承するが、男子のある以上は如何に能力が劣つて居つても、それを差置いて女が繼承することの出来ない規定のものもある。瑞典、諾威、白耳義などはそれである。歐羅巴では大体獨逸系の國が男系の男子たることを要件として居る。

前にも記せる通り本邦では皇位繼承の資格は皇統に屬すること、皇族たること、男系の男子たることの三つであるが、歐羅巴に於いては尙此外に、必ず嫡子たること

逸系の國が男系の男子たることを要件として居る。

前にも記せる通り本邦では皇位繼承の資格は皇統に屬すること、皇族たること、男系の男子たることの三つであるが、歐羅巴に於いては尙此外に、必ず嫡子たること

を資格要件として居る國がある。我國では順序の上では嫡子を先にするが、繼承の資格要件に關係はない。又獨逸、埃太利等一二の國では、此の原則の外に、更に其の嫡子の母なる人、即ち父の結婚の相手が現に君主たる家、若くは現在君主でなくとも曾て君臨したとのある家に生れたのでなくては可かぬ。畢竟父方も母方も君主の家を繼ぐ資格ある血統を必要とするといふので、換言せば自國の皇族若くは外國の皇族と結婚して其間に生れた子供でなくては、帝位を繼承することは出來ないのである。此の規則に背いた結婚を「左手の結婚」と稱へて居る。所謂左手結婚とは其の結婚せる夫が後日帝位に即いても其の配偶者たる妃は皇后としての待遇を受け得られない。加之其間に生れたる子は帝位を繼承することはできぬ。例へば昨年塞爾維亞で兇手に斃れ世界大戦争の導火となつた埃太利の皇太子と當時共に遭難された其妃との結婚は即ち左手の結婚で、御二人の間に生れた皇孫は、此の規則が改まらない限り、生涯帝位を繼承し得ぬのであつた。尙西洋に於いては今一つの條件として、或特別の宗教を信仰して居なければならぬといふ國があるが、我國では宗教の關係はない。

皇位繼承は直系の御子孫を先にし、直系の御子孫のない場合は皇兄弟及び其御子孫又は等の方がいない場合に、御近親から段々遠い御血統に及ぶので、其の順序は皇長子及び其の子孫、皇次子及び其の子孫、皇兄弟及び其の子孫が、最近親となつて居る。而して皇庶子孫は皇嫡子孫の皆あらざる場合、皇伯叔父及び其の子孫は、皇子孫皇兄弟子孫の皆あらざる場合に繼承するが規定で、皇兄弟以上に及ぶ場合、同等の方が御二方以上あれば嫡を先に庶を後に、長を先に幼を後にといふことになつて居る。是も古來の原則であるが、明文のなかつたため種々異例がある。例へば顯宗天皇が御兄仁賢天皇より先に御即位になつた如き、或は皇嗣の定まつて居なかつた場合、朝廷の大臣が評議して德望ある方を立てたり、甚だしきは卜筮に因りて繼承者を定めたといふやうな變態もある。現今の制度では皇室典範第九條に「皇嗣精神若くは身體の不治の重患あり又は重大なる事故あるときは」云々とある。此の場合以外に繼承の順序を動かすことは絶対にできぬ。

皇位の繼承は性質上普通の家督相續と形の上に於ては似て居るけれども、相續の原則又は規則を以て皇位繼承を論ずることはできぬ。例へば相續の場合は胎兒でも相續のできるやう民法に規定されてあるが、之を憲法に當籤めて、胎中の皇子が皇位を繼承し得るかといふに、是はできない。實例として應神天皇は神功皇后の御腹にあつて、仲哀天皇の後を御繼ぎになつたから、後に胎中天皇と申上げたが、今日

の制度に於いては理窟の上のみでなく事實に於いて爲し得ざるものである。之に就いて歐羅巴邊では條文を定めて居らぬ國が澤山あるから、胎中皇子でも繼承はできる。唯其方が生れて女であれば最初から無効となり、男子であれば其の効果が溯つて先帝在位の時から繼承したものと見るべきであるといふ學說もあるが、本邦では之を許さぬと見るのが至當である。

皇位は一日も空うすべからずと昔からいふ如く、元來空位のあるべき筈のものでないが、歴史上には應神天皇より仁徳天皇に至る間の二年十ヶ月を始め屢空位を生じたことがある。然しながら是は繼承する方が定まらなかつたため、餘儀なくさうなつたので、現代の制度では繼承の資格順序も定まり、繼承の原因が生じた場合、皇嗣の御方は直に承繼承せられることに確然と規定してあるから、空位は斷じて生じない。假に皇嗣が外國へ御旅行中に天皇が崩御遊ばしたといふ場合には、皇嗣は天皇崩御のことを其時直に御知りにならぬ。幾何かの時間を置いて御知りになる譯であるけれども、御知りになつた時から皇位を御繼承になるのでなく、先帝が崩御になれば其の瞬間に於て皇嗣が御繼承になるので、御自身に之を御知りになるとならぬとは更に關係はない。歴史上には天智天皇、持統天皇など御即位式を御擧げになつて後、始めて天皇と稱せられた例あれど、今日の制度の精神から申せば、即位式の御擧行と否とに關係はない。如何なる場合にも繼承は崩御と同時に起り、天皇の崩御と同時に皇嗣は天皇に御なりになるのである。

皇位が原則として不可分のものであることはいふまでもない。天皇御自身でも皇位を二つにも三つにも御分ちになることはできない。史上に安徳天皇と後鳥羽天皇と御兩立になつたことがあり、又南北朝の分立があるが、安徳天皇は都を御立退になつても、皇位を御下りになつたのでないから、安徳天皇崩御の時から後鳥羽天皇は正當な天皇と見奉るべきで、今の制度上から見ればさう申さねばならぬ。次に讓位のこととは史上には皇極天皇以來五十八帝あるが今日の制度では條文に讓位がでないことと積極的には書いてないが、皇位繼承の原因は天皇の崩御以外にないのであるから、讓位を認めて居ないのは無論である。一家の相續には民法に死亡相續と隱居相續とあるが、皇位繼承には今日の制度に讓位受禪を認めてない。是は歴史を見ると種々の弊があつて、譬へば天皇御自身の本意でなく、強制的に迫られて御讓位になつた例があるから、國家永遠の計として、此の弊因を豫め除去されたのであらう。外國では讓位を認めて居る國がある、而して其の原則も略定まつて居て、或は條件附の讓位はできぬとか、一旦讓位した方は自分の都合の宜い時再び君主にな

ることはできぬとか、國を二分三分して讓位することはならぬとか種々規定してある。又本邦の史上には重祚の例が皇極天皇と孝徳天皇と御二人あるが、現制度で

ることはできぬとか國を二分三分して讓位することはならぬとか種々規定してある。又本邦の史上には重祚の例が皇極天皇と孝德天皇と御二人あるが、現制度では讓位を認めざる以上重祚のあらう筈はない。又天皇御自身にも御讓位はできないのであるから、其の御治世に期限を附けるとはできぬ。史上には南北兩朝十年づゝで御交代になつた例があるが、今後は斯の如きことは斷じてない筈である。又史上には天智天皇が皇太子で御在しながら繼承を暫く避けて、孝德天皇を御薦めになつた例などあるが、是も元來皇嗣の御方が踐祚を讓るとか讓らぬとかいふ餘裕のあるべきものでない。

皇位繼承の結果として、必ず三種の神器が新天皇に傳はる、是は皇位に伴つて傳はるべきもので、即ち傳國の御寶であることは喋々するまでもない。是を以て皇室典範第十條には「天皇崩るときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く」と規定してある。是故に原則として神器なくして皇位を繼承せらるゝ譯はないのであるが、史上には後鳥羽天皇と北朝の天皇がある。後鳥羽天皇の時、藤原兼實は嘆じて神器なくして皇位を繼ぐは將來禍を生ずる基であるといつたが果せるかな北朝の光嚴天皇御即位の時は後鳥羽天皇の例が引かれて居る。事例はとまれ、理論としては神器の在る所を皇位の在る所と見るが至當である。かくいへば神器を奪つた者でも天皇であるかといふ極論も出やうが奪つたのでなく、正當に傳はつたのでなくしては可かぬ。されば先年大問題となつた南北朝正潤問題でも、後小松天皇が後龜山天皇から父子の禮を以て神器を御受けになつた以後を正當と見るべきであらう。要するに皇位と神器とは密接不離の關係がある。故に登極令第十一條には御即位式には天皇が神器を奉じて京都へ行幸遊ばすことが規定されてある。

次に登極令に就いて一言せば、昔は踐祚と即位と言葉を分けて用ひたことがあるけれども、本來の意味からいへば皇位繼承が即ち踐祚で而して即ち即位である。現制度でも諒闇中には即位式を御舉げになることができないから、即位式は後れるが、皇嗣は御繼承の時から既に天皇であらせられる。又踐祚も附式に依りて踐祚式といふのが行はれるが、之を行はないから踐祚の効力が生じないといふとはない。踐祚其のものと儀式とは區別して考へねばならぬ。普通の法律には要式行爲といつて、其式を行はねば其の行爲の成立たぬのがあるが、踐祚即位の効力は式を行ふと否とに關係はない。事例としても御歴代中弘文天皇、仲恭天皇などは即位式を行はせられなかつた。外國でも同様で即位式を舉げぬから君主と認めないといふことはない。現獨逸皇帝の父帝フレデリック三世の如きは即位式はなかつたが、明かに

皇帝である。尙此外に外國では即位の結果として、皇帝が議會に於て憲法法律を遵守することを神に誓ふ儀式がある。原則としては此の宣誓はしてもしなくても可いのだが、歐羅巴では之が例になつて居る。國に依つては宣誓しなければ皇帝になれぬと憲法に規定された所もあるが、其の實際は皇帝になつてから宣誓するのである。但し日本には宣誓といふことは全くない。

皇嗣踐祚と共に改元を行はれる。皇室典範第十二條の中に元號は一世の間に再び改めないとあるのを受けて、登極令第二條には「天皇踐祚の後は直に元號を改む元號は樞密顧問に諮詢したる後勅定す」とある。此の「直に」といふ文字が注意すべきことで、御一代一元とすれば無論直に改めなければならぬ。明治天皇崩御の時間と今上御踐祚の時間とは瞬間である。或ひは同じ時間といつても可いが、明治天皇は明治に崩御せられ、今上は大正の世に御即位になつて居る。實際は直に改元といふ譯には行かぬ。樞密顧問に御諮詢になる時間が半日や一日はかゝるが、天皇御踐祚の時間に溯つて大正となるべきものである。或は同じ時間を以て一方に明治と書き、一方に大正と書くは不都合だといふ議論も出やうが、一世一元を嚴格に守るといふ上からは、必然さうならねばならぬ。昔は年號は改まれば其年の始めに溯つて新年號になる。例へば慶應四年が明治元年と改まれば、慶應四年はなくなつたのであるが、今はさうでない。是が昔と違ふ點である。

序に年號のことに就いて少しく沿革を記せば、抑年號の始まりは支那では漢の武帝の世、本邦では孝徳天皇の御宇である。「元は始なり人に二始なく、天に二元なし」といふ所から見て、一世一元は至當であるが、支那でも一世に度々改元され、日本では桓武、平城、嵯峨、淳和、清和、陽成、光孝、宇多等の御代は一世一元であるが、宇多天皇以後は大抵の御代に二回以上改元がある。殊に聖武天皇の時は三ヶ月で改元されて居る。歴朝中最も屢改元したのは後花園天皇の御一代に八回と、二條天皇の御一代七年間に五度改まつたのである。年號の最も長いのは明治であるが、之に次いで應永の三十五年、延暦の二十四年、延元の二十二年等である。最も應永は後小松、稱光の二朝に跨つて居る。大體御即位があれば年號は改まる例であるが、稱光天皇の時の如く改まらない例もあり、又御即位後改元までに幾何かの時日のあつた例もある。それから御代かはりの以外、どういふ場合に改まつたかといふと、其一是祥瑞改元で、養老の瀧から酒が出たので、養老と改め、或は黄金が出たといつて大寶と改めたなど、其例である。其二是災異凶變に因る改元で、天變地異、火災風災、疫病飢饉などがあれば改める。延喜を延長に、承平を天慶と改めたなど、其例である。其三是革命改

があれば改める。延喜を延長に承平を天慶と改めたなど其例である。其三は革命改

元であつて、醍醐天皇の時、三善清行が丁未と辛酉の年は革命の年であるから改元せねばならぬとの議を上つてより、延喜應和以來文久に至るまで十數回革命改元がある。元來革命などいふことは、支那のことで、日本帝國にはあるべき筈のものではない。我が國體を辨へざる儒者輩は、往々此のやうな不都合なことを唱へ出す。怪しからぬことだ。徳川時代に至り明和九年に、迷惑と言葉續きになるといつて改元し、明暦には二字とも日がついて居るから火事が多いといつて改めた。其四は革命改元で、甲子の年は革命に當るから、改元して天道に應ずべしとの説に基いたもので、村上天皇の康保以來孝明天皇の元治に至るまで十數回此種の改元がある。明治以來一世一元と定められ、又元號を詔書を以て公布せらるゝことは、登極令第三條に規定してある。

登極令第四條には、即位禮及び大嘗祭を秋冬の間に行はるゝことを規定してある。秋冬の間を擇ばれたのは、兩方と一緒に、行ふには新穀の成熟期を必要とするからである。而して之を京都に於て行はるゝことは、皇室典範第十一條に規定されてあるが、何故京都を選ばせられたかといふに、明治十三年に明治天皇家都に行幸の際、舊都の荒廢を深く御嘆惜あらせられ、後の大禮を行ふものは宜しく此地に於いてすべしと仰せられ、詔して京都の宮闕を修理せしめたまへるに基くのである。實際に於いては何れの點より見るも東京よりは不便であるし、又經費も非常に嵩むのであるが、そこに先帝の深き思召しがあらせられたので、平素殊の外御儉素に渡らせられた明治天皇が、特に京都を御指定になつたのは、桓武天皇以來本邦千年の帝都として、世界に特異なる日本の歴史文物を造り上げた土地であるから、國史の跡を御尊重遊ばされ、祖宗の宏謨を慕はせたまふ御慮に出でさせられたことと、恐察する。是に因つて京都は將來長く其の特種の位置を保ち行くことができ、外國でも露國の戴冠式が首都ベトログラードに於いて行はれずして、舊都莫斯科に於て行ふこととなつて居るのも、亦其邦の歴史の尊重に外ならぬのである。

次の第五條は大禮使を宮中に置くことを規定してある。此の大禮使官制は、勅令に依つて定むるか、はた皇室令を以て定むべきかといふに就いては、種々議論のあつたことだ。由來國務には純粹の國家の事務と、宮内省だけの事務と、宮中の事務であると共に、國家の事務であるものと三種ある。純粹なる國家の事務は、國の官廳に於いて行ひ、純粹なる宮中の事務は、宮内省又は宮中の事務官が行ふが、御即位式は宮中の御儀式であると、共に國民にも關係のある式であるから、そこで兩方に跨る所の大禮使官制の如き特種機關を設け、其の事務を取扱ふのであつて、其の性質上勅

令で定められる方が適當であらうといふことで、昨年の大禮には勅令を以て其の官制を發布されてあつた。昔も御即位の前に之と同じやうな特別の役所として「行事所」といふのが設けられ、役人には奉行を置かれる例であつた。此の奉行は内辨外辨、參議、辨官、少納言、外記、擬侍、從宣、命使、典儀、贊者、燒香、大將代などで、行事所は今日の内閣と宮内省を合せたやうなものである。第五條以下第十八條に至る條文は何等説明するまでもない。又附式の方は今回の御儀式を書く時に必要の部分を併せて記すこととし、登極令の説明は是だけに止める。

制度の解説の序に皇室典範及び皇室令と憲法との關係、並に是等と法律との關係を記して置く。皇室典範と憲法の關係は憲法の第七十四條に「皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず」とあり、其二項に「皇室典範を以て此憲法の條規を變更するを得ず」とあるから、皇室典範を以て憲法を動かすことはできぬ。即ち皇室典範は幾分か効力が弱い。然らば憲法を以て皇室典範を動かす得るかといふに、是は動かす得るものと動かす得ないものとある。即ち皇室典範中純粹の皇室のみに關する條項を動かすことはできないが、皇位繼承とか攝政令などの憲法から湧き出して居る條項は動かす得ると思ふ。皇室令も皇室典範の補則であるから、憲法との關係は皇室典範と同じである。そこで皇室典範と法律との關係はどうかといふに、法律を以て皇室典範を動かすことは絶対にできない。けれども皇室典範を以て法律に牴觸する規定を設けることはできる。皇室令と法律との關係も皇室典範同様である。譬へば攝政令の第四條に於て「攝政は其任に在る間刑事の訴追を受くることなし」と規定してある。是は明に刑法の第四條に總て罪を犯したものは法に依つて罰せられることが規定してあるのに、牴觸して居るが、一向差支ないのである。之に反して法律を以て皇室令を犯すことはできない。故に攝政令第四條の如きも、法律を以て之を無効とする規定を設けることは絶対に爲し得ざる者と解釋すべきである。最も攝政は皇族の御方に限る規定であるから、實際に於いてかういふ必要の起る筈はないのである。

第二章 登極大典の沿革

第六 御即位式

登極大典中、最も重きものは即位禮及び大嘗祭であるが、今此の二大禮につき沿革

の概要を記し、併せて多少儀式に關する方にも及ぼさうと思ふのであるが、古來國家の最大典禮に關することであるから、其の記すべきこと甚だ多く、之を時代々々

第六 御即位式

登極大典中、最も重きものは即位禮及び大嘗祭であるが、今此の二大禮につき沿革

の概要を記し、併せて多少儀式に關する方にも及ぼさうと思ふのであるが、古來國家の最大典儀に關することであるから、其の記すべきこと甚だ多く、之を時代々々に亘りて詳細を盡すことは此の小冊子では許さない。又儀式のことに關しては、餘り繁多に亘ると、却つて混雜を來たすの憂もあるから、時代に因つて繁簡を摺合せ、要は讀者が之に就いて大體を領會し得るを以て足れりとしなければならぬ。尙現代登極令にては即位式と大嘗祭とを併記されてあるが、歴史の上では、之を區別する方が便利なるが故に、先づ即位式を掲げ次に大嘗祭に移ることとする。

即位といひ踐祚といひ、或は登極といふ言葉は、天皇が高御座に御して天津日嗣の御位に御即きになる意味を、支那文字祚の字は阝の方が本當だといふ説もあるが、現はしたのであるから、畢竟同一のことである。上古に在つては踐祚即位は先帝崩御の後、皇嗣が寶祚を御踐みになる謂であつたが、讓位受禪が始まつて以來、登極は先帝崩御の後を承けて次帝が御踐祚になるのと、前帝の御讓りを受けて皇祚を踐みたまふ場合と、形式が二様に分れた。讓位は神武天皇から二十五代を経て繼體天皇に至り、其例が開けたけれども、繼體天皇は皇太子の安閑天皇を御立てになると、即日御登遐になつたやうに日本書紀に見える。日本書紀は勅撰ではあるが、後世誤字が随分あるから、是は字を轉倒したもので、讓位の始めでないとの説もある。されば確な所では、其後九代を経て皇極天皇が孝徳天皇に御讓位になつたのが最初であるが、是は女帝が次の男帝の御踐祚になるまで、中繼に御繼承になつて居たのが、御嗣子の御成長を俟つて御讓りになるといふ所から、讓位は始まつたのである。然るに後世は是が流例となつた。

それで踐祚の式を古書には讓位或は讓國の式と書いた書物もあるが、御國讓りの式は單に踐祚の式といふことでなく、前帝から見られては讓位式で、新帝から申せば受禪の式である。最も先帝の崩御あらせられたのを尙御在世の體面にして、新帝が御踐祚になつた例もあるが、とにかく世の變目であるから、非常を警める。清和天皇の時、制定された貞觀儀式に據れば、御讓位の儀式の當日は「警固」といつて、六衛府の官人に其の司々を守らせ、固關使を遣はして三關即ち近江の愛發、美濃の不破、伊勢の鈴鹿の關を警固させる。而して儀式は紫宸殿で行はれる。先づ節會の儀があつて、宣命使をして宣命を宣らじめ、次に劍璽渡御の儀がある。若し御父子の御間柄でない時は、新帝から上表揖讓の儀があつて、是には異例もある。次に新帝御所の儀式といふがある。劍璽は近衛中將が奉持し、關白以下が扈從して、新帝の御座所に赴き、中將から劍璽を新帝の内侍の女官に渡し、女官は之を夜の御殿に安置するのであ

る。かくて式後數日を経て關の固めは解かれる例であつた。序だからこゝに上皇又は法皇のことを略記せんに、既に讓位になつた前帝を尊稱して太上天皇又は太上皇或は上皇と申し、其の落飾歸佛遊ばした方を太上天皇又は略して法皇と申上げ、太上天皇は持統天皇が始めである。後世には次帝から前帝へ尊號として上られることとなつた。是は淳和天皇が前帝嵯峨天皇に上られたに始まり、爾後の流例となつた。其後又更に天皇の御生父たる親王を尊び此の尊號を上り或は其の薨後追尊して上られる例も開けた。史上にある院政といふのは、一度御讓位になつた天皇が院中に在して國政を御聽きになつたのをいふので、是は白河上皇に始まつたのである。院別當侍者判官代主典代などいふのは上皇に仕へて院事に任じたもので、上北面下北面西面の武士などいふものは皆院中の警護に任じたのである。上古踐祚と即位とは一にして二ならざりしことは前段記した如くであるが、平安朝時代の書には即位式とは踐祚になつて後天津日嗣を知召すことを百司萬民に御宣布になる意義のやうに書いてあり、それから踐祚と即位とを區別して二様に使用することとなつた。即ち踐祚とは申さば御内儀のこと、即位は公式のことといふやうな意味になつた。古事類苑其他にも「踐祚と即位の區別は桓武天皇に始まる。桓武は天應元年四月三日禪を受けて御即位になり、越えて同月十五日に大極殿に御して詔を下された。其詔の文章は後世の宣命と同一意味であるから、二者の區別は桓武天皇の時に始まる」といふ意味に書いてあるが、若し大極殿に御して詔勅を賜はつたことが御即位であるならば、それは既に桓武天皇以前に於いて文武天皇が大寶元年八月一日に受禪即位になり、越えて同月十七日に御即位の詔を賜つた例がある。但し大極殿に御するといふことが記されていないだけの違ひであるが、之を以て見れば文武天皇の時を以て踐祚即位の區別の始めであるともいへる。然るに其後に制定された大寶令の制を見ても、二者の間に區別はない。大寶令の神祇令の義解に「即位之を踐祚と謂ふ」とあるのを見ても分る。されば當時の御即位の模様即ち今いふ詔勅を下された御儀式は後世の御即位と同じであるや否やは實に判斷し難いのである。更に遡りて其の以前の御歴代の事を見ると、そこに大に疑問の點がある。神武天皇の後を次の綏靖天皇が御繼ぎになる間は、四年十ヶ月の空位があるが、是は特例とするも、其の以後に於いても、御歴代大抵三ヶ月乃至一年ぐらゐは、御代かはり毎に空位がある。曆の確に出來た推古天皇以後に於いても空位がある。仁徳天皇の時と顯宗天皇の時は何れも御兄弟御讓合になつて居たから、眞の空位であるが、其れ以外の御歴代に空位のあるは實に不思議である。皇嗣が御定

がある。仁徳天皇の時と顯宗天皇の時は、何れも御兄弟御讓合になつて居たから、眞の空位であるが、其れ以外の御歴代に空位のあるは實に不思議である。皇嗣が御定

まりでありながら、先帝崩御の後十月も一年も、長きは四年以上も御繼承にならぬ筈はないから、是は果して空位であるや否や分らぬ。思ふに、是は後世と同しく踐祚は直にあつたので、所謂天位は一日も空うするとはできないから、先帝が崩御になれば取敢ず御即位になり、天神地祇及び一般人民に御告げになる式は、祭儀が籠つて居るから諒闇明けに行はせられたものではなからうか。果して然らば桓武天皇は無論文武天皇も其初めではなく、即位と踐祚との區別は上古からあつたものと思はれる。畏いことであるが、神武天皇も種々説があるが、御東征前に於て既に御即位になつて、之を神に御告げになり、一般に御宣告になる御式を、中國平定の後に擧げさせられたものでないかと拜察するのである。

さて、上古の即位式の有様は如何であつたかといふに、平安朝以後徳川時代まで行はれたそれとは餘程異つて居る。神武天皇の時の御模様は記録の少い中にも大體は古書に據つて知ることができる。天皇は己未の年に中州を御平定あつて、橿原に御奠都、天富命に仰せて宮殿を御造營になり、翌元年辛酉正月元日に橿原の宮で御即位になつた。古語拾遺の記する所では、天照大神高御産日神の神籬を建て、日臣命は來目部を率ゐて宮門の護衛開闢を掌り、饒速日命は内物部を率ゐる矛盾を造り備へて威儀を莊にし、天富命は諸々の忌部を率ゐて天璽鏡劍を正殿に奉安し、又玉を帛に掛け列べ、天種子命は天神壽詞を奏し、式訖つて物部は矛盾を、大伴來目は仗を建て、門を開いて四方の國を朝せしめて、天位の尊貴と朝廷の威嚴とを見せしめた。とある。其の御儀式の極めて莊嚴であつたことは、今も想像するに餘りある所である。

次に雄略天皇の時の儀式が日本書紀に見えて居るが、それには「有司に命じて壇を設け、天皇の位に即く」とある。此の壇を設けとあるは支那風の文章で、日本紀には餘程支那風の文字が入つて居る。支那風の壇では野原に設けたことになるが、日本の意義では高御座と解釋すべきである。其後成務天皇或は武烈天皇の時にも壇を設けたとあり、或は百僚を召して位に即くとある。孝徳天皇の御即位の式も日本書紀に據ると壇に昇りて即祚し、大伴長徳連が黄金の鞞を帯ひて壇の右に立ち、犬上建部が黄金の鞞を帯びて壇の左に立ち、百官、臣、連、國造、伴造、百八十部が羅列して拜したとある。全く上代の御儀式であつたらしい。按ずるに大化の新政は萬事支那風の制度を採用され、殊に新政のことに主として當られた中大兄皇子は、後に近江令を御撰定になつた程であるから、孝徳天皇の御代には支那風の儀式も餘程這入つて居たのであるが、即位式は國家の重事であるから、是ばかりは御改めにならず、依然上

代の儘で行はせられたものらしい。そは何故かといふに其後天武天皇を経て持統天皇御即位の式を見るに、物部麻呂朝臣は大盾を樹て、神祇伯中臣大鳥朝臣は天神壽詞を讀み、忌部宿禰色夫知が神璽の劍鏡を上り、公卿百官が羅列匝拜して手を打つたと書紀に記されてある。即ち古式のまゝに舉行されて居て、少しも支那風は見えぬ。されば奈良朝時代大寶令撰定の頃も、此の御儀式は古代のまゝであつたらうと思はれる。大寶令にも神祇令に中臣が天神壽詞を奏し、忌部が鏡劍を上る一個條しか即位の儀禮に就ては定めてない。神器を捧ぐることと天神壽詞を奏するは國初以來歴代御即位の儀禮中最も重要なことで、典儀の中樞であるから、是だけを特に定めて置かれたのかも知れぬ。尙其の以後桓武平城嵯峨の御歴代は古式のまゝで行はれ、淳和の御宇に始めて後世の即位式に改まつたやうであるが、桓武平城嵯峨の御三代のは確な記録の徴すべきものがないから明かでない。

奈良朝時代には歴代即位式の宮殿は大極殿であつた。淳和天皇の御儀式は外記に詳しく記されて居るが、「儀は元正に同じ」とある。元正とは正月元日の朝賀の儀、即ち百官が參賀して年始の賀詞を奏する儀式である。

そこで順序として先づ朝賀のことを記さねばならぬ。朝賀の儀は何時頃始まつたか確とは分らぬが、天智天皇の三年に勅して朝賀の儀を制せられたと後の書物に見える。奈良朝時代の朝賀式は正門に烏幢を樹て、左に日像、八咫鳥、青龍、朱雀の旗を樹て、右に月像、玄武、白狐の旗を樹てた。さうして外國人が日本に来て居れば之に參列させたのである。此の儀式がやがて即位式に採用されたものと見える。即位の儀式を書いた一番古い書物は貞觀儀式であるが、此の儀式の制定に依りて讓國踐祚の儀と即位の大禮と全く區別された。かくて次の陽成、光孝、宇多、醍醐等の御代々皆踐祚と即位と時を分つて行はれ、爾後長く歴代の恒典となつた。此の貞觀儀式には即位式は朝賀の儀と同様になつて居つて、全く支那風となり、古代の儀式中最も重い所の神器を上ること、天神壽詞を讀むことは大嘗祭の儀式の中へ移つて了つた。是は大なる變遷である。

さて古來の即位式が一變して朝賀式と同一となり、實際に舉行されたのは淳和天皇の時であるが、之を制定されたのは、其の以前嵯峨天皇の御世であらう。いふまでもなく奈良朝時代にはかういふ儀式典禮はまだ十分整うて居ない。僅に支那風の儀式が稍整頓して居た位であつて、其の完備したのは平安朝の嵯峨天皇の御宇である。嵯峨天皇は御歴代中最も支那の文物を好ませられ、和歌の代りに漢詩を御製遊ばしたくらゐであるから、此の時代は最も盛に支那文物が輸入された。其の結果

御即位後弘仁九年には天下の儀式男女の衣服皆唐法に依るといふ詔が降つたといふとも古書に見える。されば即位式其他の禮典も熱心御調査になり、大嘗祭の儀

遊ばしたくらのであるから此の時代は最も盛に支那文物が輸入された其の結果

御即位後弘仁九年には天下の儀式男女の衣服皆唐法に依るといふ詔が降つたといふとも古書に見える。されば即位式其他の禮典も熱心御調査になり、大嘗祭の儀式三卷を始め即位式、讓國式其他總て十卷を撰ばせられた、弘仁式即ち是である。惜いかな今日傳はつて居ないから其の内容は分らぬ然しながら嵯峨天皇は決して古來の即位式を全然御廢てになつたのではない、それには一方大嘗祭がある。案ずるに即位式を大嘗祭と確然區別せられたのは、一方の大嘗祭に御即位の意義を十分持たせる思召しでなかつたかと拜察される。それ故大嘗祭は飽くまで古式である上に、一方即位式の中樞たりし中臣の壽詞を奏すると及び忌部の劍鏡を上る儀をも大嘗祭の方に移された。其上即位式は支那風であるけれど、支那にかういふ定まつた登極の式はないやうである。そこで御世の始めに神に御告げになる儀式は大嘗祭の方に移し、百官臣僚に謁を賜ひ、即位のことを御宣布になる方は詮ずるところ歳の首に百官の祝賀を御受けになつて勅語を賜ふと同じやうであるから、此の儀式は朝賀式を御採用になり、多少古式を御參酌になつたものと思ふ。かくて嵯峨天皇の時に撰ばれた弘仁式に據り、淳和登極の時初めて唐風の即位式が行はれたのであるが、此の時代の即位式は、今の登極令にある踐祚後行はるゝ朝見式と同じやうなものである。其後仁明文徳の二帝を経て清和天皇の時貞觀儀式が十卷選定され、更に又醍醐天皇の時、延喜式が選ばれた。弘仁式は今日は傳はつて居らぬが、目錄を比較すると貞觀儀式と同じであるから、多少沿革はあるとしても貞觀式延喜式は弘仁式を受けて出來たものであることは疑ひがない。其の以後の御歴代の儀式は大體同じであるが、其内の部分々は後世種々に變遷した。

次に其の御儀式中の重なるものを書かうと思ふが、其前に一寸御儀式を行はせらるゝ場處即ち宮殿のことを記す必要がある。蓋し儀式が以前は何處で行はれたか、それがどういふ事情で、どう變革したかといふことは最も重大なところであるからである。何人も知る如く平安城は桓武帝の奠めたまふ所、唐の長安城の制を取つたもので、宮城は都の中央北邊に位し、北は一條から南は二條まで、東は東大宮から西は西大宮まで、東西三百八十四丈、南北四百六十丈、總坪數は今の四十九万六千二百餘坪ある。四面を十二の門もて二重に圍み、十七の殿と五つの舎が此間に連つて居る。大内裏とは大極殿、豐樂殿、太政官の廳、其他官省全體に、天皇の御常御殿、即ち内裏を併せていふのである。大極殿は八省院又は朝堂院ともいひ、外人の延見、其他大禮を行はせらるゝ所で、廣さは南北百丈、東西七十丈、朱雀大路の最北端、朱雀門を入つた突當りにあつて、其西が豐樂院、東が太政官の廳である。豐樂院は廣さ大極殿に譲ら

す、太政官の廳は南北五十六丈、東西四十丈で、大極殿より餘程狭い。紫宸殿は内部の南門なる承明門を入ると、御庭を隔て、正面に仰がれる。御常御殿なる清涼殿は其の西北に、温明殿は其の東北に、宜陽殿は其の東に接し、春興殿は宜陽殿の南に日華門を隔て、之と對して居る。紫宸殿の南階は十八級あつて、其左には櫻右には橘が植えてある。所謂左近の櫻、右近の橘である。此の御庭を紫宸殿の南庭といひ、左右の中央の門を日華門といひ、右方の中央の門を月華門といひ、各左右兩方に掖門がある。正面の承明門の東方には長樂門、西方には永安門がある。

即位の御儀式は奈良朝にも大極殿があつて、其處にて行はれたが、平安朝とは式の様子は異つて居る。由來大極殿は總ての大儀を行ふ所であるが、清和天皇の貞觀十八年に之が焼失した。此の御宇には二度火災があつて、一度は貞觀七年に應天門が焼け、二度目には大極殿が焼けた。而して二回とも放火であつた。大極殿は何分規模が大きいか、之を再建するのは容易でない。天皇は民の困苦を察して、御普請遊ばされず、聽て御讓位になり、皇太子の陽成天皇が踐祚になつたが、是時の即位式は大極殿がないために、豊樂殿にて行はれた。豊樂殿は正月の御宴、或は大嘗祭の節會などを行はると、賜宴の場處であるが、規模が大きいから代用されたのである。かくて翌々元慶三年大極殿の御造營が成り、光孝、宇多、醍醐、朱雀の御歴代は皆大極殿で舉式があつた。然るに其後村上天皇の崩御後、冷泉天皇御踐祚の時は立派な大極殿のあるに拘らず、御儀式は紫宸殿で行はせられた。其の當時の記録には「不豫に因つて大極殿に御せず」とあるが、是は餘程異例である。而して其の御不豫といふは突嗟に起つた御病氣でなく、精神の方の御病氣であつたらしい。當時は既に外戚藤原氏が權を専らにして居たので、村上第一の皇子を差置いて、第二の皇子の冷泉天皇が其の外孫たるの故を以て御立て申したのであるが、此の御方精神的疾患に渡らせられたことが當時の書物に幾つも書いてある。其のために實際大極殿に御し高御座に御昇りになつて、莊嚴の御儀式を御舉げになることは頗る心配であるから、時の攝政太政大臣藤原實賴の計らひで、紫宸殿に於いて行はれ、而も高御座に出御なく、總べて御帳臺で行はせられたやうである。總べて御失態のないやうにといふ實賴の心配で、八月の始めから諸寺で金剛經、般若經を讀ませ、無事に御式の濟むやうに祈禱をして、十月に式が行はれたのである。

其の以後に於いては御式場は變らぬが、段々藤原氏の人々が專横跋扈し、殊更道長の如きは「此世をば我世ぞ思ふ」などといふ歌を詠んだくらゐで、恰も自分が帝王であるかの如き振舞も仕かねない。それがため天皇を御立て申すにも種々の策略

を弄し甚だしきは天皇に位を御去りになるやうに仕向け、又は皇子に親ら太子の位を御去りにならねばならぬやうな仕向けをするといふ實に憤慨に堪へぬ有様

其の以後に於いては御式場は變らぬが、段々藤原氏の人々が專横跋扈し、殊更道長の如きは、此世をば我世とぞ思ふなごといふ歌を詠んだくらので、恰も自分が帝王であるかの如き振舞も仕かねない。それがため天皇を御立て申すにも種々の策略

を弄し、甚だしきは天皇に位を御去りになるやうに仕向け、又は皇子に親ら太子の位を御去りにならねばならぬやうな仕向けをするといふ、實に憤慨に堪へぬ有様であつた。されば大切の式場に於いても随分無禮な振舞があつた。道長の外孫に當たらせらるゝ後一條天皇御即位の時など、攝政賴通道長の子が壇に上つて、何か事を行ふ様であつたから、人々が目を側てたので、賴通も驚いて降つたといふことである。攝政でも高御座に上る順序がある御儀式の時に上る、それを勝手に上つたのは、僭上極まる振舞である。其上此頃は、何事も漸次華美に流れ、殊に後一條後朱雀の御代などは、即位式参列の禮装は人々競うて美を極めた。後朱雀天皇は之を觀覽あつて實に國家の費えであると宣はせられ、小野宮資房を以て其の本家に當る右大臣小野宮實資に御質問になつた。實資は當時に於ける硬骨の士で、道長などに對抗した人であつたが、此事を攝政などに御話があつても面倒であるからといつて、責を負ふべき位置ではないが、自ら引責して閉居したといふ。其後後冷泉を経て後朱雀の第二の皇子後三條天皇の御即位の時も、賴通の弟の教通が壇に上つて指圖をしたといふので、時人の譏高く、大江匡房の日記などにも非常に非難してある。然し後三條天皇は英明にわたらせられたので、後には藤原氏の權勢を御抑へになり、さすが僭上至極の外戚の勢力も漸次衰微するに至つた。

後三條天皇は藤原氏の權力を御殺ぎになり、中興の英主と仰かれたまひしが、御即位の時は申すも畏きことが多かつた。御即位前七年即ち後冷泉天皇の康平元年二月に皇城が炎上して、内裏も大極殿も烏有に歸した。當時藤原氏の人々は宏壯なる別莊其頃は別莊即ち寺であるを造り、華美と奢侈とを盡して居ながら、民の費えを口實として皇居の造營は顧みない。かゝる間に後冷泉天皇は崩御になつたので、東宮に在した後三條天皇が、假の皇居なる閑院御所で治暦四年四月御踐祚になつた。閑院は今の徳大寺家の祖先である。天皇は大極殿の造營を丹波一國に御下命になつたが、落成は十月になるといふので、早速の間に合はない。公卿の人々は種々評議を凝らし、御式を御造營の成るまで延ばすか、さもなくば大極殿の跡に假屋を建て、式場に宛てるか、或は太政官の廳で行ふべきかの三説に就て研究した結果、延ばさず太政官の廳で行ふことに決した。當時は陰陽道が盛で、方位などを事喧しくいふ頃であつたから、月廻り或は方位の關係上延ばさないことになつたのである。然るに當時藤原氏の人々は權を恃み、皇室に對しても僭上の振舞が多かつたこと、は前にも記したが、特に後三條天皇の御生母陽明門院は三條天皇の皇女で、藤原氏の出でないから、賴通教通等は後三條天皇の御踐祚には甚だ不同意で、總べてに於

いて非常に冷淡であつた。閑院御所は大内裏の外に在るから、御式場たる太政官の廳へは餘程距離があるが、其の御道筋には庶民が處々の築垣に上つて、當日の行幸を見物して居るのに、有司は之を取締らず、仕放題に放任して置く、殊に不都合なのは御儀式に居なくてはならぬ少納言の一人藤原實家は鼻血が出たといつて退出して了ひ、大將代を勤むる當日大將の名義だけで實際の大將ではない、平貞家は腫物が出来たから御免蒙るといつて是も退出する、或は禮服がないといつて出仕しない者もあるといふやうな、至極の不都合なことが數々あつたのは、寔に筆にするさへ遺憾の極みである。

爾後白河堀川鳥羽崇徳近衛後白河の御歴代はいづれも大極殿で行はれた。然るに治承元年四月京都の大火で、大極殿又もや焼失したが、幸に皇居は類焼を免れた。其後三年を経て治承四年四月下流に安徳天皇が寶算三歳で御即位式を行はせられた。是時は紫宸殿は立派にあつたけれども、此處は曾て冷泉天皇が御病氣で大極殿に出御し得ざる爲め、假りに式場と定められた不吉の例があるから、後三條の例に倣ひ、太政官の廳で行ふが可いといふ議論もあつたが、藤原兼實が「後三條の御時は大極殿も紫宸殿もなかつたため、止むなく役所で行はれたのである。大極殿がない時は皇居で行ふのが當然で、皇居を差置いて役所で大禮を行ふことは當を得ない」と主張した議論が通り、遂に紫宸殿で行はれた。

さる程に頼朝義仲の興るに及びて世の中が騒しくなり、聽て壽永二年七月義仲の京都に攻入ると共に、平家は安徳天皇を奉じて都を落ちたので、後白河法皇は安徳天皇の御讓位なきに後鳥羽天皇を御立てになつた。後鳥羽天皇は同年同月二十日閑院の御所で踐祚あり、次いで十一月即位式がある筈であつたが、其月の十九日に義仲が法皇の御殿を圍み火を放つて焼拂つた上、法皇及び後鳥羽天皇を幽閉するといふ騒動と爲り、即位式も一時めちや／＼になつたが、義仲の滅ぶると共に翌年三月いよ／＼御儀式を行はるゝこととなつた。是より先き兼實の意見に依つて式場は紫宸殿と決して居たが、紫宸殿は冷泉天皇の例といひ、安徳天皇の御有様といひ、不吉であるとの法皇の慮に依つて、俄に太政官の廳に変更された。太政官の廳は當時頗る破損して居たが、修繕も勿々に御儀式を擧げさせられた。是より以後は永く大極殿の造營なく、鎌倉時代以來室町時代の應仁の亂までの即位式は、大抵太政官の廳で行はれたが、御式場の様子が變れば模様も亦多少違ふ。後鳥羽以後土御門順徳の御二代は太政官の廳で行はれたが、順徳の皇子仲恭天皇は承久三年寶齡四歳で御踐祚になると、忽ち承久の亂起り、官軍脆くも敗れて、三上皇は隱岐、土佐佐渡

に流されたまふと共に、帝は在位七十四日にして廢せられ、即位式を御擧げになる

に流されたまふと共に、帝は在位七十四日にして廢せられ、即位式を御舉げになる暇がなかつた。世に九條廢帝と申して御追號もなかつたが、明治になつて仲恭と諡號したといふ誠に御不幸な御方であつた。

爾後後醍醐天皇までの御歴代は同じく太政官の廳で行はれたが、後醍醐天皇の御世には、北條氏討滅、建武中興、足利尊氏叛逆、南北朝分立、尊氏僞り降りて天皇を花山院に幽閉し、天皇遁れて吉野に御潜幸等の出來事が起り、尋いで吉野で崩御になつた。そこで後村上天皇が延元四年八月中浣に、吉野で踐祚遊ばされた。太平記に依つて其時の御模様を見るに、時は亂世、場處は大和の山中で、何等の御設備もなく、唯型の如く三種の神器を拜せられたばかりで、御即位になつて居る、寔に慨嘆に堪へない次第である。後村上天皇の時既に右の如くである。後の南朝の御歴代は御式は無論あつたらうが、極めて微々たるものであつたに違ひない。但し勤王の士は前後に歿し、南風競はざりし結果、南朝方の當時の記録特に御即位等に關するものは殆どないから、唯推測の外ないのである。

然らば北朝の方はといふに、是も亦微々たる御有様であつた。然しながらさすが洛中のことゝて、吉野に比しては總べて整つて居た。光明院の時に、即位式舉行のことを足利氏に仰せ下された所が、將軍は國力疲弊の折柄、至極御簡略に定めて頂きたいと申上げ、金銀珠玉の代り、繪模様を書いて代用することゝし、北朝の年號で貞和四年十月に踐祚、翌年十二月御即位になつた。是より先き、同年三月舉式の筈であつたのを、武家の方では費用が二十七萬疋を要すると聞いて、それだけの費用は幕府では支辨ができないから、朝廷御自辨で願ひたいと勝手次第なことをいつたが、結局幕府から二十萬疋を支辨し、不足額は後から出すととして、七月に延期を願つたが、儀式に關係する職員の禮服なども、焼けたり破れたりして、之を新調する金がないので、更に十一月に延びた。然るに十一月は御養父花園天皇の御一週忌に當ればとて、遂に十二月に延びたといふ有様であつた。

さて即位式の御費用は如何なる方法で收支されて居るかといふに、史上に分明して居ないが、平安朝の末期より源平時代には、諸國に莊園が澤山出來、朝廷の御費用が足りなくなつた。そこで買官上納といふことが現はれ、官職に就くために上納した金を以て即位式の御費用に宛られたが、是も亦思ふやうでなく、後には段錢といつて、田一段に就き幾何といふ特別の税を課した。鎌倉時代には、段錢は大嘗祭だけで、即位式には見えないが、室町時代には、即位式にも段錢があつた。其外或は朝廷の御領地である莊園の上納金で支辨せられたのであるが、大體が御手薄な經濟であ

るから、かういふ大儀の御舉行には何分御困難であつたと思はれる。其等の事情で、崇光院、後光嚴院、後圓融院の時などは非常に御式が延びた。最も後圓融院の時は、奈良の興福寺の僧徒が神輿を奉じて京都に入り、三年間其まゝ御所に捨て置き置いたといふ騒動があつたため、止むなく御延引になつたのである。此頃は藤原氏の氏神たる春日神社や藤原氏の氏寺たる興福寺、或は叡山の僧徒などが神木なり神輿なりを御所に昇いで来て捨て置き行けば持つて歸るまで御所では手が着けられない、従つて即位式も行ふことができない、それで僧徒等は何か強訴のある時はいつもかういふことをしたのであるが、武家では費用がかかるため、之を幸として引き延ばしたのである。

南北統一後も即位式は兎角延び勝であつた。然し後土御門天皇の時までは一年半延びるくらいであつたが、應仁元年に至り、久しく兆して居た戦亂勃發して、京都は修羅の巷と化し、皇居も矢玉を受けるといふ有様なので、天皇は後花園上皇と共に室町殿に移御せられ、同年八月より文明八年十一月まで、十年間將軍の邸を皇居として御住ゐになつた。然るに其月將軍邸の炎上に依り北野小路の御所に移らせられたが、三年を経た同一年七月此處も焼失したので、更に一條殿の邸に移御あり、後又土御門邸に移りたまふ。即位式は取敢へず行はれたが、世の中がかういふ有様であるから、無論型ばかりであつた。後土御門天皇は明應八年九月二十七日崩に御になつたが、四十餘日を経て十一月十六日に漸く奉葬したといふ。實に申さう様もなき概は、とき亂世であつた。後土御門の皇子後柏原天皇は文龜元年踐祚になり、程なく即位式を行ふことを幕府に勅命が降つたが、時は恰も應仁大亂の最中で、幕府は命を奉じない。翌々文龜三年に至り、椿阿彌といふ僧が管領細川政元を説き、段錢の支出を承諾させたが、實行に至らずして久しく遷延し、永正十四年朝廷の御催促に依つて、幕府は十一月舉行と決したが、又々延びて十六年十月と定め、此時は山の奉幣(現代の期日奉告)も濟み、豫定圖まで出来上つたが、いよ／＼十月になると費用が整はない、かて／＼加へて再び京都に兵亂が起つたので、御式は三度延びた。翌十七年幕府へ御催促になると、幕府は先づ一萬疋を献じ、残りの三十萬疋は追々献ずることとして八月と決定したが、又もや十月に延び、十月になると管領細川高國伊賀國に出張に就き、京都の警護が疎かになるとの故を以て、翌十八年二月に延ばし、更に三月に延びた。かくして頻に延びたが、遂に幕府より一萬疋を支出し、他の諸大名にも課して、いよ／＼同年三月二十一日を期日と定めたが、當日雨天のため、翌日行はせられた。實に踐祚の後二十年五月目であつた。序に記すが、普通歴史には此時本願

三月に延びたかくして頻に延びたが遂に幕府より一萬疋を支出し他の諸大名にも課していよく同年三月二十一日を期日と定めだが當日雨天のため翌日行はせられた實に踐祚の後二十年五月目であつた序に記すが普通歴史には此時本願

寺の獻金に依つて即位式を御舉げになつたこともあり或は本願寺は是に因りて此時門跡にされたと書いてあるが是時は幕府が用途を支辨したので本願寺獻金のことは古い記録にはない後世の書物或は本願寺の記録には公卿の勸誘によつて本願寺が獻金したとあるさうだが本願寺の門跡になつたことは御所の日記御湯殿記其他に永祿二年十二月五日とあるから是時より遙に後であるとにかく本願寺獻金のことは當時の公卿の日記其他確なものには一つも見えぬ但次の後奈良天皇の天文五年に本願寺が御即位の御禮を獻じて居る然し是も御式の首尾能く濟んだ御祝ひを上つたので即位の費用を獻じたのではないらしい今後もつと確な記録が出ない限りは是時の本願寺が獻金したといふことは信を置き難い。

次の後奈良天皇は太永六年四月に踐祚になり九年十月を隔てて天文五年二月漸く即位式があつた是時は皇室式微の頂點であつて踐祚後行はるべき内侍所の御神樂さへ止めになつたけれども即位式の延びることに就いては公卿も非常に心配し地方の大名を勸説して御費用の調達に勉め地方の大名の間にも多少勤王の思想が起つて居つたので前帝の御代よりは割合に早く調達し得天文二年北條氏綱か五萬疋を今川氏輝が三萬疋を獻上し翌三年大内義隆が四千疋今川氏輝が三千疋北條氏綱が一萬疋を上り其の年の暮に大内義隆が御即位の總費用として二十萬疋を獻上した越前の朝倉も此年と翌年と二回に一萬疋づゝ獻じて居る大日本野史や新井白石の退私録には北條氏綱が御即位の糧米並に黄金二十萬を海路伊勢を経て京都に抵り獻上したとあるが此の事實の實否はさて置き是等の諸大名は進んで御費用を獻じたらしいかく諸大名の獻金で式を御舉げになつたので天皇は非常に御満悦遊ばしたことが天皇の御日記に見えるけれども尙式は昔の如き整つたものではない一例をいへば劍を捧持する女官は長橋局(勾當内侍)勤めたが璽を捧持して前行する女官がないので九歳の女官を新内侍にして捧持させた如き或は左右各九人づゝ都合十八人あるべき執翳の女孺が三人づゝであつたのを見ても當時の御模様を察し得る。

次の正親町天皇は弘治三年十月に踐祚二年三月を隔てて永祿三年正月即位式を行はせられたが是時にも前代からの御經驗に依り諸大名に獻金を御勸誘になつた紫野大中徳寺塔徳禪寺の長老以雲和尚をして豊後の大友を説かじめ周防の國清寺の竺雲和尚をして安藝の毛利を説かじめ毛利元就は當時中國第一の大名で勤王の志深かつたので元就一手で總費用を御引受申した現今の僧侶は國家的の事には役に立たぬが此頃までの僧侶はかういふ方面にも働いたものださて元

就の獻金に依つて御式は滞りなく濟んだから功に依つて竺雲和尚に國師號を賜はり、國清寺は禪宗十刹の列に加へられ、元就は從四位の下に叙し大膳太夫に任じて陸奥守を賜り、尙其子息等もそれ〴〵叙任された。此の御式には三好長慶が警護に任じて居るが、當日は見物數萬其數を知らずといふことが伊勢貞丈の日記に見えて居る。思ふに當時應仁の亂後武家の政治衰へ卑賤より起りて、武力を以て地方に勢力を占めた大名が地位を高むるため皇室に接近し、官位官職を得んと望んだ結果、争つて獻金するやうになり、自然に氣運が勤王の風に向いて來たのであらう。其後織田信長の如きは宮闕を修理し又獻金して、皇室を尊崇で居る。

其次の後陽成天皇は天正十四年十一月七日に踐祚になり、十八日を經同月二十五日に早く即位式を擧げられた。後柏原天皇の二十年延びたのに比して、時勢の變轉の急なるに驚くの外はない。是時は豊臣秀吉が天下を統一平定した後で、殊に秀吉は後陽成天皇を尊敬して居たから、かく御式を早めたのであるが、尙他にも理由はある。秀吉は匹夫から起つたので、實際天下を握つても、其の身分なきを非常に惱んで居た。それ故秀吉の母を書いた物には日輪を呑むと夢みて、孕むとか或は其母がもと宮仕へして、秀吉は貴き方の落胤であるとか傳へて居るが、父の事を書いたものは一つもない。征夷將軍を無上の榮官と思つて、足利義昭に養子にならうと申入れたくらくらであつたが、關白は人臣の極位であるを聽いて、關白となつた然るに古來關白は即位式に天皇が高御座に出御のため、薙道を御徒歩になる時に、即位の灌頂といふことをする。灌頂とは佛教の秘密灌頂即ち秘訣の傳授を受ける意味で、是は二條家代々の獨占であつたといふが、近衛家などの記録では關白が御傳へすることになつて居る。秀吉は關白であるから、灌頂を御傳授申して自分の威勢を天下に示したい希望から、かくも御式を早めた意味もあるかも知れぬ。それで御式には秀吉が即位の灌頂を御授け申し、且つ即位式に奉仕して歸るさの行装は、殿上人諸大夫などに、乘馬で前後を護衛させ、自分は輿に乗り、四方の物見を開いて徐かに打たせたのを、公卿が出て見物した、其の奇麗なる光景は書き盡すことができないと當時の日記に見える。

其次の後水尾天皇は慶長十六年三月二十七日に踐祚、翌月十二日に即位式が行はれた。即ち踐祚の後僅に十四日目である。是も當時の將軍徳川家康が御式を早めたものらしい。最も大阪陣の三年前であるから、秀吉の如き意味からでなく、家康は恰も上洛中であつたので、其の機會に於いて即位式を拜觀したい希望から、御勸め申して式を早めたのであらう。次の明正天皇(女帝)は秀忠の娘東福門院の御腹で、家康

ものらしい最も大阪陣の三年前であるから秀吉の如き意味からでなく家康は恰も上洛中であつたので其の機會に於いて即位式を拜觀したい希望から御勸め申して式を早めたのであらう。次の明正天皇女帝は秀忠の娘東福門院の御腹で家康

の外孫であるが是時は十個月ほど間がある。此の延引は御病氣のためであるが思ふに一つは調度其他の御準備のためであつたらう。是時の御式は詳しい記録があるが實に御立派なものである。老中始め諸大小名よりの獻納夥しく非常に盛な御式であつた。是より以後の即位式は先々帝孝明天皇まではたいした變りはないのであるから省略し、次の明治天皇の御即位式は維新の大業と共に餘程改まつて居る。従來の式は總べて支那風であるから日本の古典に基いて改革され、中世以降用ゐ來つた大旗の代りに帛旗を用ひ、唐制は殆ど廢せられた。其時の御費用は四萬二千五百十三兩とあるが今日より之を見れば實に少額と申すべきである。従つて御式も今回の如く壯麗でなかつた。

以上が御即位に就ての沿革の大要で、次には御儀式に移るのであるが、それに先立ち一寸踐祚より即位に至る期間に就て調べて見たい。平安朝になつて即位式に新意義がつけられて以來を見るに平安朝に於いては踐祚と即位の間が最も短いのは後一條天皇の八日、次が醍醐天皇の十一日である。最も長いのは後鳥羽天皇の一個年であるが、是は木曾義仲の亂の爲に延びたので例にならぬ之を例外とすれば仁明天皇の十月が最も長く、其他は四個月が一番長く、大抵一ヶ月から一ヶ月半ぐらゐである。鎌倉時代も同様で、最も長いのが四個月、最も短いのは十二日目である。南北朝時代では後村上天皇が二ヶ月、北朝の方では延び勝で後光嚴院は一年四個月、後圓融院は三年九個月、後小松天皇の四個月が一番短い。而して兩統合一後も矢張り延びて居る。稱光後花園御二代以後室町時代に長く延びたこと、後陽成、後水尾御二代の時非常に短かつたことは前に記載の通りであるが、江戸時代では中御門天皇までは明正帝の十一月を除く外、大抵一二月又は三月ぐらゐに行はれて居る。それ以後孝明天皇までは早くて五ヶ月、長きは一年四個月、明治天皇の時は一年一個月の間があるが、是は諒闇其他の理由からで、戰國時代に延びたのは全く意味が違ふ。

次に即位式の行はれる月日を御撰定になつた例は澤山あるが、平安朝に於いては十二個月の中二月と八月を除き、いづれの月も行はれて居るが、大凡先例或は吉例を追うて居る。統計を取つて見て一番多いのは十二月で、白川天皇以來光格天皇まで十七代行はれ、次は三月に仁明天皇以來後柏原天皇まで十一代行はれ、四月も同じく十一代行はれた。是に次いで十一月、七月、九月の順で、他の月は少く、殊に五月は平城帝御一代だけである。さて此の先例を追うた例を見ると、桓武天皇が四月に行はれたから、次の平城天皇は五月であるけれども、桓武の皇子嵯峨及び其次の淳

和の御二代は四月である。次の仁明天皇は三月であるが、其次の文徳天皇は四月である。殊に白河天皇が十二月に行はせられ、高倉天皇が三月に行はせられてから以後、此の両月は吉例となつて、多く此の月を追ふこととなり、鎌倉時代には多く三月に行はれ、南北朝頃から應仁の亂頃までは十二月が続いて居る。

第七 儀例の沿革

是より進んで御儀式の沿革を叙するのであるが、是も大極殿に於ける御式に止め、他は略式であるから省く。先づ御儀式には當日は勿論大禮の前儀にも種々順序がある。第一は御式場(大極殿)の修造である。鎌倉時代以後は常に太政官の廳に移つたから、太政官の廳の修造が第一の日割になつて居る。次には職員即ち奉行を定める。次に伊勢大廟へ御即位期日の奉告、所謂由の奉幣の日を定め、其の次が大祓、續いて職員(今の大禮使事務官)の中で儀式に關係する者を定める。之を「擬侍從定め」と云ふ。次には「禮服御覽」といつて、天皇の當日御召になる袞冕十二章を御覽になる。最も袞冕十二章は支那風であるから、無論古い時代にはない。次に由の奉幣即ち今の登極令の期日奉告祭が一日ある。次に山陵の奉告及び諸國の神社に奉幣がある。續いて高御座即ち玉座を鋪設する。いよ／＼太政官の廳の修造が出来ると、式場の檢分をする。之を「官廳巡檢」といふ。次に御即位日の御祈り、即ち當日風雨のなきやうとの御祈りがある。是に次いで、四神の旗を調べ、斯して當日の御式に移るのである。神宮奉告即ち由の奉幣は、平安朝時代にては奉幣使を發遣する日を先に定め、其日に御式がある。而していよ／＼發遣の前日になると、建禮門で大祓があつて、其翌即ち當日大極殿に行幸になり、宣命を賜うて、勅使を發遣せらる。勅使には皇子を之に充て、神祇官が副使として隨行する。但し諒闇中及び幼帝の時は大極殿に行幸なく、攝政が御代理を勤める。それが後には沿革して、建禮門に行幸があつて發遣さるることになつた。之を主上御即位以前に大極殿に御すべきものでないから、建禮門に行幸になるのであると書いて居る書物もあるが、實はさうでなく、陽成天皇の時、大極殿が焼失したため、建禮門に行幸になつたのが始めである。然し其後光孝天皇の時、は大極殿になり、醍醐天皇の時、再び建禮門になつて居る。是は建禮門で大祓を行ひ、翌日大極殿に行幸の上、發遣になるべき兩日の儀を一日に約めて、建禮門で兼ね行はれたので、畢竟略式になつたのである。然るに後三條天皇の時、は内裏が燒失のため、神祇官に行幸になつて、勅使を發遣された。次の白河天皇は前例に依つて、建禮門に行幸になつたが、其後大極殿への行幸は絶えて、神祇官の方が恒例とな

兼ね行はれたので、畢竟略式になつたのである。然るに後三條天皇の時には内裏が焼失のため神祇官に行幸になつて勅使を發遣された。次の白河天皇は前例に依つて建禮門に行幸になつたが其後大極殿への行幸は絶えて、神祇官の方が恒例とな

つた。應仁以後は神祇官がないので、清凉殿の内の御遙拜所で御遙拜になつた。

次に即位の由を山陵に御奉告になる。山陵使の發遣は山陵の数は代々不同であるけれども、天智桓武、嵯峨仁明、光孝醍醐、村上此の御七代の山陵は必ず這入つて居る。其外先帝、先々帝の御陵に奉幣があり、之と同時に功臣及び外戚の方の墳墓にも勅使を御遣はしになる。例は清和天皇御即位の時に源氏である所の清媛(嵯峨帝の皇女)の墓に勅使が立ち、冷泉天皇の時に九條基資の墓に勅使を遣はされたなど其の一例である。

次に禮服御覽といふのは御即位當日御召になる袞冕十二章の御服を始め、御裝束を入れた唐櫃二個ほどを御常御殿なる清凉殿で天覽に供する。幼帝の時は攝政が御代理を勤めるのであるが是は大した儀ではない。

即位式當日の儀禮を記すに當り、先づ其の職員を記さねばならぬ。職員は今日の言葉でいへば事務官と祭儀官と二つに分れる。事務官に當るべきものは即ち奉行で、後には行事官といつた。行事官の詰所を行事所といひ、太政官の廳の中に設けてある。其の役人は現今の如く長官はなく、太政官の役人と藏人と兩方で勤める。今でいへば侍從職と内閣とで分擔する格である。太政官の方では始め左右辨官の中の一で勤めたが、後には二人となり、其下に外記、史生といふのが出來た。藏人は五位の人が一人上に立つて、其下に六位の藏人なり、藏人所の下役がある。是は左程官位の高い人は勤めない。即位式は朝賀の儀と略似て、調度なども年々朝賀に用ふる物で用たすので、事務はさして忙しくないから、是だけで處辨したのであるが、遂に後世となると傳奏(今の事務長官に當る)といふ役が出來て、太政官の大納言之に任じ、總べての事務を取扱はせた。此役は何時頃出來たか分明しないが、鎌倉時代らしく思はれる。

祭儀官の方では内辨といふのが最も責任が重く、左大臣、右大臣或は太政大臣、内大臣の中で一人之に當り、大臣以下で此役を勤めたことはない。役柄は承明、門内の總べての儀式を掌る。次に外辨といふ役は門外の事を取扱ふもので、大納言、中納言、參議の中から三四人乃至七八人を任ずる。是は大した必要はないが、名譽なる役であるから特に其役を多くし、後には七八人の場合が多かつた。次に擬侍從といつて高御座の御側に伺候する役がある。古くは左右各二人とし、三位より二人、四位より二人採用されるの定めであつたが、後には少納言の人が二人加はつて六人となり、更に其後擬侍從の中には親王が加へらるゝこととなつたが、是は數代にして止み堀河天皇以後昔の如く臣下に改まつた。然し必ず三位の人を以て之に充て稱して親

王代といつた。其外後世には少納言の代りを他の人が勤むるやうになり、之を納言代といつた。

次に宣命使(宣命の太夫ともいふ)といつて詔勅を奉讀する役があり、外辨の中の内納言が勤める。昔は天皇親ら御宣みにならなかつたのである。次に典儀といつて當日御式場に天皇出御の際、再拜を百官に合圖する役がある。是は一人で少納言を用ゐる。其の典儀を助けて合圖を取次ぐ役に贊者といふのが一人、是は彈正疏、勘解由主典がなる。次に燒香といふのがある。當日南庭で香を炷く役で、圖書主殿の允又は屬などいふ低い屬官が勤める。此外平安朝の宇多天皇の頃から大將代といふものが出來た。是は大將は身分高く、外辨を勤めるに相應じくないためであらう。

又女官には劍璽内侍、褰帳命婦、威儀命婦、執翳女孺等がある。劍璽内侍は劍璽を奉じて御側に侍するもので、二人。褰帳命婦は天皇が出御になると、高御座の御帳を褰け又は下す役で、二人。是は最も重い役であるから二人の中一人は女王の容儀の端麗な方を選び、一人は内侍司の典侍の儀容の端麗なのを選んだが、後には必ず御乳母が勤めるやうになつた。乳母は主上を御養育申上げた重い役柄であるから、即位式にも關係したのである。威儀の命婦は左右二人で、御座の側に侍座して御式場の威儀を繕ふ役。執翳女孺は左右各九人、翳を以て龍顔を覆ひ奉る役である。貞觀儀式では殿上の侍従少納言を定めるのは儀式前十日となつて居るが、北山抄には同日右の外宣命使、典儀及び女官等も定めるとある。然し後には二個月も前に所謂擬侍従定めが行はれた例もある。

即位式前四日に式場を調べて、總べての位置を定める。其定めた位置を本位と云ふ。次に二日前に大極殿の裝飾舗設をする。此の設備は随分繁雜なものであるが、其の大略をいへば、先づ南階を去る十一丈の所に七本の幢旛を樹てる。中央に樹てるのを鳥形幢又は銅鳥幢ともいひ、竿の上に金銅の鳥を臺に据ゑ、臺の廻りには瓔珞を飾り、竿は黒塗で五色の雲が畫いてある。其東が日像の幢で、竿の上に三足鳥を畫いた金色の圓板を着け、其の周圍に金色の串十七本挿し、竿には金色の圓輪九つを貫いて居る。鳥形幢の西に月像幢を樹てる。是は竿の上に兎と蟾蜍と月桂樹と瑠璃色の白さを畫いた圓板を着け、圓板の圍りに銀色の串十七本を挿してある。日像幢の東に朱雀、其東に青龍の二旗を樹て、月像幢の西に白虎、其西に玄武の二旗を樹てる。之を四神の旗といふ。四神旗の左右即ち青龍の東方と玄武の西方とに龍像、各一旒を樹て、龍像、龍の南方に左右各一旒の萬歳旗を樹てる。而して其の東方のは赤地の絹に金箔で表裏に萬歳の二字を篆書で書き、縹網模様の縁が着いて居る。西方

之を四神の旗といふ。四神旗の左右即ち青龍の東方と玄武の西方とに龍像、鳳各一旗を樹て。龍像、鳳の南方に左右各一旗の萬歳旗を樹て。而して其の東方のは赤地の絹に金箔で表裏に萬歳の二字を篆書で書き、縹網模様の縁が着いて居る。西方

のは眞書で萬歳と書くのであるが、兩方とも竿の上には戟を着ける。萬歳旗の南に左右各鷹像、幡二旗づつを樹て、次に陣の鋒を列べ立て、又日月像の幟と南階との間に火爐二つを置くのである。

御式場參列に就いては皇太子、親王の方々を始め、内辨、外辨、宣命使、其他參列諸員の位置も悉く定まりがあるが、こゝに一々記すのは容易でないから省く。若し外國使臣の參列する場合には、五位の者と同一位置に着ける。いよ／＼御即位當日となる朝の四時頃、寅の一刻から關係の役人が式場を檢分し、聽て會昌門及び左右の門が開く。大伴、佐伯が門部今の門衛を引連れ、門内に入り、左右の胡床に着いて警護をする。大臣以下が參集して朝集堂に控へる。威儀の官人は各威儀の物を執つて其の本位に控へる。主殿、圖書の役人は火爐の東西に列立し、典儀は贊者を率ゐて其の版位に就く。昔は即位式には叙位の式が行はれたので、内辨が文官を代表する式部と武官を代表する兵部とを間出して、新に叙位の恩命を受ける者の位記の篋を賜はり、位記は定め案上に置かれる。辰の一刻、八時に主上は冕服を召して出御になり、暫時小安殿で御休憩になる。此時執翳の女孺が十八人三行になつて前行し、翳を以て龍顏を翳し奉る。上卿は内辨の合圖を受けて、鼓師に外辨の鼓を打たす。諸門之に應じて鼓を打つ。是が諸員の參列を促す合圖である。そこで五位以上の者が會昌門より入つて、定め位の位に著き、六位以下は後から這入る。是時例の隼人が犬吠を三節するのである。

犬吠は神代の遺風で、神話に火闌命が優倡をしたといふ古事に基き、命の後胤に當る隼人が之を勤めたのである。延喜式に依れば、朝賀の儀或は外國の使節を御延見になる時も犬吠を奏すとある。宛然犬の如き異様の風をして、多人數控えて居るが、吠えるのは其内の二十人である。是が左右に分れて、胡床に凭り、左の方から元聲を發し、右の方の末の聲を吠え、大聲一回、小聲一回、次に一人が更に細い聲で二回吠えるのである。此の吠様が頗る困難なものと見え、前以て稽古をして置く。三條天皇の時に隼人が吠聲を發しないので、側に居た公卿が催促して吠えさせたが、例時と違つて頓狂な聲を出したといふことが當日の日記に見える。此の犬吠は鎌倉以後明治天皇御即位の時まで、毎時も次第書にはあるが、實際は絶えて居た。

犬吠が済むと主上には小安殿から高御座に出御になる。先づ命婦が二人前行を勤め、内侍が二人、劍と璽を捧持して玉座の後の定め所に納め、御供をして來た女房達、奥の御帳の傍に控える。主上いよ／＼玉座に御着きになると、執翳十八人左右より斜に翳を翳し合せて居る間に、褰帳の命婦が高御座の東階と西階から昇つて、

南面の御帳を内部に巻き込み、八字形に糸で綴ち上げて元の座に復る。同時に女孺も各其座に復する。若し幼帝の時なれば御生母が御同座で高御座に御着きになる。後一條天皇、安徳天皇の時などさうであつた。

高御座の御帳が開けば、宸儀始めて見れたまふのであるから、警衛して居る近衛以下諸仗が戟を執つて「警蹕」を唱へ、式部が「面伏」と唱へると、参列の百官が「磬折」といつて、立ながら腰を折り禮をする。同時に諸仗も伴佐伯も齊しく蹲踞する。續いて主殿、圖書が火爐の傍に進み、左右から臺に上つて、主殿が炭を生け、圖書が香を焚く。此香を焚くことは平安朝以來御一新以前までの即位式の大主眼であつた。是は支那の儀式を取つたもので、香の煙が天に立ち上ることに因つて、御即位を天神に御告げになるのであるが、禮記に「泰壇に焚柴して天を祭る」或は後漢書に「燔燎して天に告ぐ」とか「天高くして達すべからず故に焚柴して之を祭る」とある所から出たのかと思はれる。是は嵯峨天皇の時に始まつたもので、古式の眼目たる中臣の壽詞を奏すること、忌部の劍鏡を上ることは、是時から大嘗祭の方に移されたから、其代りに香を焚くこととなつたのであらうが、既に述べた如く即位の式は朝賀の儀と同じであるから、従つて朝賀にも香を焚いた。但し支那のは天を祭るのであるが、日本ののは天神に御告げになるのであることは申すまでもない。

炷香と同時に、典儀が二歩進んで再拜と唱へると、傍に控へた贊者が之を受け傳へる。最も皇太子が御参列の場合は典儀の發聲だけで贊者は傳へない。そこで皇太子が御再拜になり、續いて親王以下五位以上か再拜し、次に六位以下が再拜する。昔は五位と六位とは格に非常な差があつたものと見える。之に次いで宣命使が其の版位に着いて宣命を読む。宣命には讀方があつて、句切る處が定つて居るから、其處まで續けて讀んで一句切る。其時参列諸員が「おう」といつて再拜する。其式は宣命使が一揖の後、笏を綬に挿して宣命を披き、先づ右脇で二つ折に合せ、一旦眼の上に捧げた後、引下して讀み訖つて又右脇に二つ折にして右の方を向く。之を「宣制一段」といふのである。宣命は御即位に就ての大御言葉で、御歴代略同じであるが、時には御政治向のことを宣はせられたことがある。一例をいへば天智天皇のは、當時御制定になつた法令のまゝ政治を御施行になるとか、或は賢臣を得て天下を平に御治めになりたいといふ意味が書いてある。桓武天皇の時は一人此喜びを享くべきでないから御生母を皇太夫人と尊稱なさると、官人及び諸社の神官に位階を賜ふこと、又智徳高き僧侶八十歳以上の老人貧民等に物を賜ふこと、或は其年の租税を免除せられることなどが含めて書かれてある。明治天皇の時の宣命は御歴代と違ひ、神

いから御生母を皇太夫人と尊稱なさると、官人及び諸社の神官に位階を賜ふこと、又智徳高き僧侶八十歳以上の老人貧民等に物を賜ふこと、或は其年の租税を免除せられることなどが含めて書かれてある。明治天皇の時の宣命は御歴代と違ひ神

武天皇御創業の跡を御承けになつたといふ王政復古のことが特に書き加へられてある。

宣命が済むと百官が拜舞する「拜舞」とは先づ立つて再拜して體を左右するので左、右、左と向き、又坐つて左、右、左とする。是が所謂再敬禮である。すると参列の武官が一齊に立つて席を振りながら、宣命使の復坐するまで萬歳を奏した。但今の様に「萬歳」と唱へるのではない、どういふ風に唱へたか確に分らぬが儀式の書物には其聲「萬歳」とあるから「エーッ／＼」と呼んだものと見える。鎌倉時代以後は唯席を振るだけで萬歳は唱へなくなつた。是にて宣命使が退くと、次には叙位の式が行はれ、文武官の代表者たる式部及び兵部に位記を賜はる。是時親王の叙位があれば親王は一品より四品まであり、式部或は兵部の方で御渡し申す。叙位された人は再拜して舞踏し、次で典儀が又再拜と唱へ、贊者が之を受け傳へて、参列の諸員が共に再拜する。それより控へて居る侍従なり親王なりが御前に進んで拜禮し、膝行して後に退ること。又執翳の女孺が兩方から翳を捧げ、褰帳命婦が御帳を垂れ、諸仗が警驛を稱へる間に主上は入御になり、鼓を合圖に群臣退下し、續いて諸衛が陣を解く。

即位式の時、諸員の進退は如何にして定めるかといふに、それには鉦と太鼓を用ゐたものである。陛下の御動作に就ては鉦を以て合圖とする。即ち褰帳命婦が御帳を褰げる時、或は御帳を降す時には鉦を三つ叩くといふやうのが是である。太鼓の方は門の開閉、或は諸員を御召しになる時、或は内辨が差圖をするの合圖とする。

平安朝以後、前にも記せる通り、即位式に傳つて居る恒例の内に、即位の灌頂といふことがある。是は即位式の當日、天皇が高御座に御する時に、眞言の秘密を御授け申すのであるが、手短にいへば口に眞言を唱へ、手に大日の印を結ぶといふのである。此例は後三條天皇の時、醍醐の護持僧成尊法印が御授け申したのに始まるといふこと。其後暫く中絶したが、伏見天皇以來、又御歴代に見えて居る。伏見天皇には青蓮院門主道玄准后(二條良實の子)が御傳授申上げ、後小松天皇の時は二條良基が御傳授申上げ、それから攝政關白が御傳授申すこととなり、先々帝まで續いて行はれた。そこで後三條天皇が果して此の大日如來の印を御結びになつたかといふに、大江匡房の日記には、大日の印の様に御結びになつたと書かれて居るが、然し是は、尙考ふべき餘地がある。天皇が通常紫宸殿に御する時には、御手に檜扇を御持ちになるが、御即位の時は空手を出御になる。それで何氣なく御手を御結びになつて居たのが、大日如來の印の様に見えたから、匡房が右の如く書いたのを、鎌倉時代に至り佛教の盛になると共に附會して遂に眞個の眞言秘密印となつたのであるまい。

か元來灌頂とは頭に水を灌ぐ義であるが物を傳授する意味もあるので歌を教えることも灌頂といふ由、或國學者はいつて居る。議論はさて置き昔は之が非常にやかましい即位式の行事の一つで、東山天皇の時などは二條家と一條家の争ひが起り、大激論があつた程である。

佛教關係を書いた序に記したいのは昔から即位式、大嘗祭には御歴代佛教を御尊崇遊ばしたにも拘らず、僧侶の參列を許されないのみならず、宮中に僧尼の出入を差止め、寺々の鐘を撞くことを禁じ、宮中の襖障子に法師の繪あるものは悉く撤されたものである。又當時の醫師は法體であるから、特に衣冠を着けて出入せしめた。然るに或時地下の輩から用意の束帶は御法事御葬儀に用ゐたもの故、束帶の料を拜領したいといつて願ひ出たが、それを聽届ければ多額の費用を要するから、當時の攝政が祓をして着用せば苦しくないといふ矛盾な答へをしたといふことが、堯恕法親王の日記に見える。然し歴史には孝謙天皇御即位前、鑿真和尚支那より渡來の高僧から具足戒を受けて法基尼と仰しやつた、されは天皇は法衣を着けて神々の御祭を遊ばした。天皇がそれで在したから、無論僧侶も御式に列席する。天皇は天皇に在すと同時に尼僧で在したから、大臣も亦僧侶ならざるべからずとて、弓削道鏡を大臣になされたこともあるが、是は一時の變態である。

尙ここに記して置きたいことは、神武天皇御即位の時には天種子命が神代の故事を申したといふ事がある。是は皇祖皇宗の御事蹟を語るもので、既に天皇と御なり遊ばす以上は國の歴史特に祖宗の御事蹟を御承知なされて置かなければならぬといふ意味である。此後御歴代も此例を追うて、語部といふものが出て、古代の歴史を語る事になつて居たが、中古以來語部の廢れると共に、其事も止んで了つた。誠に惜しいことのやうに思はれる。

さて愈御即位の式が濟むと、伊勢大廟及び全國中の諸社に奉幣の勅使が發遣される。持統天皇の時には幣帛を願つて天神地祇を祭つたとあり、文德天皇の時にも五畿七道に幣帛を奉つたとある。此の勅使發遣に就ては由の奉幣使發遣と同様、建禮門で大祓がある。中にも宇佐八幡香椎宮へは、必ず和氣氏の人が勅使に立つ例で、餘程重くなつて居る。思ふに是れ祖先清麿の誠忠能く奸賊道鏡を斥けた時の例に依つて、和氣氏が代々宇佐に使用することとなつたものと見える。

以上御歴代の御式は平安朝のに則つたので、唯少し違ふだけであるが、明治天皇の御即位には餘程變更された。蓋し大政復古といふ大氣運と、開國進取といふ大潮流に際會した自然の結果であらう。即ち明治天皇の時は舊來の唐制を御改めになる

御即位には隆程變更された蓋し大政復古といふ大氣運と開國進取といふ大潮流に際會した自然の結果であらう。即ち明治天皇の時は舊來の唐制を御改めになる

必要上新式取調御用係といふものが置かれて、御式に關する取調をしたのである。そこで先づ支那風の禮服を廢して、主上を始め奉り、參列諸員も我國固有の服裝を用ひられた。御式は紫宸殿で行はせられたが、玉座即ち高御座は名は依然として高御座であるが、舊來の所謂壇ではなく、之を御帳臺に御改めになつた。次に從來の幟を廢し、代ふるに幣旗を以てし、其の竿の長さ二丈七尺、上には青葉多分紳であらう。眞中に鏡と劍と玉とを糸に通じて著け、竿の上部から紅、白、緋、青、紫の五色の絹を長く垂れ、此の大幣旗を正面即ち以前の烏形幟の位置に樹てた。次に日像月像の幟は之を日幣旗、月幣旗と改稱し、竿の長さは共に二丈五尺九寸、いづれも紳と鏡を飾り、日幣旗を赤とし、月幣旗を白とした。次に玄武、朱雀、青龍、白虎の四神の旗を廢し、之に代ふるに、御前幣旗といふを以てした。是も竿の長さ二丈五尺九寸、鏡と劍を懸け、赤、白、青の絹が垂れてある。其の他左右に同じく鏡と劍とを懸け、赤、白、青の絹を垂れた。五本の幣旗を樹て、斯くして本邦の古典に依つて鋪設し、好く式場の調和を取られた。

褰帳命、婦威儀命、婦擬侍従といふ言葉は此時も依然用ひられ、親王代、侍従、少納言代などに變りはないが、是時は尙廢藩以前であるから、諸藩の大名が參列して居る、是が違つた點である。次に南庭の鋪設は依然内辨が控えて居るが、火爐及び香納桶を廢して、代ふるに大地球儀を以てし、之を階段の南に二丈二尺を隔てて置かれた。此の地球儀を置れたことは有名な話であるが、何故に地球儀を御用ひになつたかといふことは考へなければならぬ。日本が世界の強國の班に列する今日から稽へれば、明治天皇が世界に雄飛遊ばすといふ叡慮に基いたことは勿論の義と拜察されるが、唯其の意味ばかりでなく、當時の時勢は尙世界の大勢を知らぬ者が多くして、或は内心尙ほ鎖國攘夷の思想を懷いて居るものが少くない。そこで新式取調係の方で建議をして、廣く知識を世界に求めるといふ五個條の御誓文の意味を御即位の盛典に當り、地球儀を以て萬民に御示しになつたものと思はれる。國民は嶋國的根性を去つて、世界的氣象にならねばならぬといふ深き御教訓の大御心に基かせられたものであらう。

御此の地球儀から二丈二尺を隔て奉幣の案を置き、之を以て以前の香を焚く儀式に代へられた。御儀式は大體に於いて昔と異りはないが、天皇が出御になり、褰帳が帳を褰げ、近衛の武官が警蹕を唱へ、參列員が拜禮すると、此時に辨侍といふが、幣帛の案を奉じて御前に奉侍する。次に神祇官が西の階段から昇つて御前に伺候し、幣帛を頂いて中の階段を下りて元の案に供へる。是が則ち平安朝以來の香を焚く儀

に當るので、是は日本の古式に依つて御即位のことを天神地祇に御告げになつたのである。典儀が再拜と呼び賛者が之を受次ぎ、宣命使が宣命を讀むことなども昔と異ならなかつたが、こゝに一の違つたことは、宣命が訖ると、外辨の上席の人が庭上に出で壽詞を奏した。其の壽詞といふは、昔御代毎に出雲の國造の奏した神壽の詞である。是が濟むと次に萬歳であるが、此時は萬歳の代りに御祝詞を申上げ、次で伶人が承明門から内に入つて大御歌を奏した。其歌は「わたつみのはまのまさこそかぞへつゝ、きみがちとせをあるかつにせむ」といふ古今集の賀の部にある歌で、之を下の句だけは繰返して、そのかつにせむ」と詞を變へて歌つた。若し「君が代」が國歌であつたならば無論歌はれたのであるが、此時はまだ「君が代」は國歌でなかつた。是が萬歳の代りである。今回は登極令の規定に依り、内閣總理大臣が壽詞を奏し、萬歳も唱へて居るが、即ち昔の式を折衷された譯である。以上で即位式の沿革は一通り終つたから次に大嘗祭の沿革に移ることとする。

第八 大嘗祭

大嘗祭は大嘗會ともいひ、御即位の後に始めて新穀を以て天照大神を始め、あまねく天神地祇を御親祭遊ばさるゝと共に、親らも新穀を聞き召す御儀式で、古は之を「おほにえのまつり」とも、おほむべのまつり」ともいつた。大嘗會とは此時に行はるゝ節會、即ち御親祭後に行はるる宴會をいふのであるが、今では大嘗祭も大嘗會も同じ意味になつて居る。文字は矢張支那の文物の盛に輸入された時に、支那の古代に秋祭を嘗といつたのを取つて當嵌めたもので、禮記に「天子諸侯宗廟之祭、春曰禘、夏曰禘、秋曰嘗」又「嘗新穀熟而嘗之」とあつて、日本の「おほにえ」と似て居るから、嘗の字を假り用ひたのである。抑是は神代の昔、天照大御神が新嘗を聞き召して以來、歴代の天皇が相承け相繼いで、毎年新に稔つた稻の初穂を以て、所謂新嘗祭を行はせられたので、實に日本古有の御儀式である。いふまでもなく我國は米食の國で、米は最も重んぜられたから、自然にかういふ儀式が出来たものであらう。

上古は此祭の毎年行はるゝものと、御代の初めに行はるゝものとの區別はなかつたが、後には毎年行はるゝものを新嘗といひ、御代の初めに行はるゝものを大嘗といつて、両様に區別するやうになつた。それ故に昔は今の新嘗祭のことをも大嘗祭と稱へ、弘仁式貞觀儀式或は延喜式でも、踐祚の時の大嘗祭は踐祚の文字を上冠して區別してある。毎年の大嘗祭今の新嘗祭と踐祚後の大嘗祭との區別は、何時始まつたか、確に分らぬが、歴史に顯れた所では天智天皇の御代といふことである。但

と稱へ弘仁式貞觀儀式或は延喜式でも踐祚の時の大嘗祭は踐祚の文字を上冠して區別してある。毎年の大嘗祭今の新嘗祭と踐祚後の大嘗祭との區別は何時始まつたか確に分らぬが歴史に顯れた所では天智天皇の御代といふことである。但

し日本紀には天武天皇の御代に見えて居るのが始めである。按ずるに此の大嘗祭は唯新穀を神に献り、天皇が親ら聞召すだけの意味のみでなく、それ以外に大に産業獎勵の意味が含まれて居つたので、新穀中でも最も豊熟した初穂を神に捧げて、御祭を行はれるのであるから、昔に在つては無二の産業獎勵となつたのであらう。さて新嘗祭と大嘗祭との區別は毎年行はるゝものを新嘗祭とし、御代初めに行はるゝものを大嘗祭といふだけであるかといふに、唯それだけではない。新嘗祭とても鄭重ではあるが、御代初のは更に一層鄭重である。儀式に於いても多少は違ふが、殊に儀式の後の節會が大嘗祭の方は實に手重である。即ち大嘗祭でも新嘗祭でも、新穀の成熟後たる必要上、十一月の下の卯の日に御親祭になることに定まつて居たが、大嘗祭の方は御祭の後辰巳午と三日間引續いて節會が行はれるのだが、新嘗祭の時は辰の一日で節會を済ませて了ふ。主上に於かせられても、新嘗祭は唯其時に御祭りを行はせられるが大嘗祭は豫め御禊といつて御潔齋を遊ばす。又總べての規模も非常に違ふのである。以下此の大嘗祭及び新嘗祭の沿革を簡短に記す積りであるが、素より即位式の如く種々なる沿革はない。然し大嘗祭も又天皇が御一代に一度行はせられる盛典で、諸祭祀の中で最も重き御祭であるから、國民は其の沿革の大體を知つて置くことも強ち徒爾ではなからう。

奈良朝時代になつて例の大嘗令の制に、大嘗祭に關する事項は神祇令に明かに規定されたけれども、尙此の令制では踐祚即位の後に行はれる御一代一度のものも、毎年行はるゝものも、共に之を大嘗祭といつた。即ち毎年の大嘗祭(後世の新嘗祭は仲冬十一月)の下の卯の日(三卯ある時は中の卯の日を用ふ)に之を行ひ、神祇官をして専ら祭事に當らしめた。而して踐祚即位後に行はるる大嘗祭は、悠紀、主基の兩齋國を定めて、主として之に祭事を與り行はしめることに定めてある。即ち「凡大嘗者每世一年國司行事以外、毎年所司行事」とあるのが即ち是である。其後貞觀儀式の制定さるゝに及びて、受禪の天皇は其の御即位が七月以前にある時は、其年に大嘗祭を行ひ、御即位が八月以後にある時は、翌年之を行ふことに定め、又先帝の崩御を承けたまふ天皇にあつては、諒闇期滿の後に行はるゝことに定められたが、然し古來異例はある。現代の制の諒闇が明けてから大嘗祭が行はせらるゝ定めは、蓋し此舊制に基かせられたものであらう。

昔は大嘗祭も朝堂院で行はれたが、光仁、桓武の御代には太政官の廳で行はせられた。平安朝に入つては平城天皇は大同二年に大嘗祭を行はせらるゝ筈であつたが、其年の十月に天皇に讒訴するものがあつて、皇弟と御不和になり、皇弟を御討ちに

なつた騒ぎの爲めに、御式は延引して翌年行はれた。此時の詔に「此頃樂人等が古式を重んじないで支那のものを以て飾りとするといふことであるが、是は甚だ宜しくないから、速かに禁斷すべきである」といふ意味で、日本の古式に背くことを誡めさせられた。是に由つて見ても、大嘗祭が即位式とは異り、非常に古式を重んぜられたことが察せられる。次の嵯峨天皇の時は盛に支那の文物を取入れた結果、各種の禮典も支那風に則り、服装も唐服を用ひられ、即位式の如きも支那風を模倣したが、單り大嘗會の御儀式のみは何處までも古式で行はせられた。

次の淳和天皇が大嘗祭を行はせらるゝ時に當り、右大臣藤原冬嗣と大納言藤原緒嗣とが面白いことを奏聞して居る。此の緒嗣は天皇の外戚になつて居て、なか／＼誠忠硬骨の士であつたから、世態を察して、冬嗣と共に大嘗會の費用の成るべく冗費のないやうに取計らつた。それは桓武天皇以後、平城、嵯峨、淳和の御三代は皆桓武天皇の皇子に在したが、第一皇子の平城天皇が大同三年に御即位になり、其の後僅に二年にして光仁元年に第二の皇子嵯峨天皇が御即位遊ばし、更に今度は僅に十四年目で淳和天皇が御即位になつのであるから、即位式並に大嘗祭が短い年月の間に度々續く譯である。而して當時に於ても大嘗祭は頗る多額の費用が要るから、そこで緒嗣等が「斯く歴代相次いで御即位があり、頻りに大嘗祭が行はれる爲め、人民は非常に疲れて居る、けれども大嘗祭は神業であるから之を廢することは出来ぬ、唯願くば此度の大嘗會は總べての裝飾の虚飾に亘るものを停廢して、極めて質素に行はせられたい」といふことを奏上した。天皇は固より叡明に渡らせられたから、直に御嘉納あらせられた。それで此時は大嘗宮も別に建てず、宮内省の一部を悠紀殿に宛て、中務省を主基殿に宛て、其處に假屋を建てたのみで、金銀などの裝飾を一切廢せられた。費用は從來は國々で一萬束づゝ、即ち六十萬束を徴し、之を悠基主基に各三十萬束づゝ用ひたのであるが、此度は悠紀主基各十萬束を以てすることにしたが、それでは餘り少いといふので、國司が願つて五萬束づゝを増した。實に難有い御仁政である。此後は大嘗祭も屢延期されるやうになり、中には諒闇が二年續いた上、尙二年も延びたやうなこともさへある。

後三條天皇の御代には内裏が焼けて、朝堂院も紫宸殿もないから、大嘗祭を太政官の廳で行はれたが、至つて御質素であつた。それから數代を経て安徳天皇の御代にも大極殿が焼けてない。此の天皇は治承四年二月に受禪あつて、四月に即位式を擧げさせられたから、制度の上からいへば、其年の十一月に大嘗祭を行はねばならぬ。然るに治承四年の六月には、賴朝が關東を切從へて勢銳きのみならず、奈良法師が

以仁王に與して平氏を討たうとする、叡山の僧徒も神輿を奉じて京都に強訴するなどのことがあつて、世の中が物騒はしいので、清盛は未だ大嘗會の行はれざるに

も大極殿が焼けてない。此の天皇は治承四年二月に受禪あつて、四月に即位式を舉げさせられたから、制度の上からいへば、其年の十一月に大嘗祭を行はねばならぬ。然るに治承四年の六月には、頼朝が關東を切從へて勢銳きのみならず、奈良法師が

以仁王に與して平氏を討たうとする。叡山の僧徒も神輿を奉じて京都に強訴するなどのことがあつて、世の中が物騒はしいので、清盛は未だ大嘗會の行はれざるに先たち、都を福原に遷した。但し諒闇中でないから大嘗祭を延ばすことは出来ない、けれども十一月までにはとても福原の都城の大極殿が落成しない。そこで大嘗祭を何處で行ふべきかに就て評議をした。是時九條兼實は「大嘗祭も國家の重事であつて、踐祚も國家の重事である。之を同時に並べて行ふことは國家の費えであるから、宮殿を建て、式を行ふよりは、秘かに平安城に還幸を仰いで、大嘗祭を済ますが便宜である」といふ説を述べたが、議は遂に纏まらず二三個月を過ぎて、延期することに決した。さる程に翌年正月には帝の御父高倉天皇が崩御あらせられて世は諒闇となつた。従つて大嘗祭も一年延び、翌壽永元年京都に還幸になつて紫宸殿で行はせられた。

次の後鳥羽天皇の時も大極殿は御造營が出来て居ないから、紫宸殿で行はるべきであるが、安徳帝の御先例が好くないといふので、太政官の廳で行ふことに決したが、更に又之を變更して大極殿の跡に大嘗宮を建て、此の御祭典を行はれた。爾來是が恒例となつて、應仁の亂頃まで繼續した。鎌倉時代の仲恭天皇は在位七十餘日であるから、大嘗祭は勿論、即位式もなかつた。南北朝時代には、後村上天皇は吉野の山中にて踐祚になつたのであるから、無論即位式だけであつたと推察される。後村上天皇でさへ然りとすれば、爾後南朝の御歴代は、無論大嘗祭の擧式はなかつたと思ふ。北朝に在つても、崇光院は足利尊氏が弟の直義と不和を醸し、足利直冬が西國から軍を率ゐて上つて來るといふ騒ぎのために、遂に行はれなかつた。次の後光嚴後圓融の御二代は型の如く行はれ、後小松天皇も後龜山天皇から神器を御繼承になる前、既に大嘗祭を行はれ、南北合一後に於いては、稱光、後花園、後土御門の御三代は行はれて居るが、式は昔の如く整つたものではない。或は御費用の點から、或は兵亂のために延びたりして、唯型ばかりの御式であつた。最も式の次第書は立派に書いてあるが、それは唯理想に過ぎなかつたらうと思ふ。

降つて應仁の亂の頃になつては、後柏原天皇は即位式すら廿年も延び、次の後奈良天皇も長く即位式が延びたほどであるから、御二代とも無論大嘗祭は行はせらるゝことが出来なかつた。正親町天皇も同様である。次の後陽成天皇の時は、豊臣秀吉の天下統一に因つて、即位式は前々に例のないほど早く行はれたが、何故か大嘗祭を行ふまでには至らなかつた。續いて後水尾天皇の時も大嘗祭はなかつた。是時は大阪の役の前とはいへ、家康は既に將軍になつて世は泰平である。されば秀吉の時

でも家康の時でも大嘗祭の御費用の出せない氣遣ひはないが、當時の卿相等に大嘗祭復興の意がなかつたものか、大嘗祭のことは少しも記録に見えぬ。殊に宮中の年中行事も久しく廢れ勝ちであつたのだから、御聰明に在した後水尾天皇には、必ず大嘗祭復興の思召が在したに相違ないが、幕府を憚つて行はせらるゝに至らなかつたものかと拜察される。其後も明正後、光明後、西院、靈元の御四代の間、徳川でいふと五代將軍の代までは、大嘗祭を行はるゝことができなかった。

靈元天皇の皇子東山天皇の御即位の時に至つて、應仁の亂以來久しく廢絶して居つた大嘗祭が復興せられた。是は靈元天皇が御在位の時から切に大嘗祭復興の叡慮が在したからで、之を復興遊ばすために御讓位になつたかと推察し奉ることができる。朝廷は幕府へ所司代を以て屢大嘗祭復興の事を御下命になつたが、幕府(五代將軍綱吉の時)では費用がないといつて御受をしない。其時幕府へ下された詔勅の御趣意は、『此度東宮の御即位に方り、大嘗祭を復興することは、上は神慮に副ひ、下は皇武合體して和睦長久の基となるのであるから、是非再興して貰ひたい』といふのであつたが、幕府は勅命を奉じない。其内貞享四年東山天皇は御即位になつた。そこで靈元上皇は『幕府が應じなければ幕府に費用を出させなくとも可い、即位式の費用を節約し、それを以て大嘗祭の費用に充てる』と仰せられた。當時幕府より御即位の費用として支出する額は七千七百石で、此中から二千七百石を割き、別に銀若干を節約し、それで大嘗祭を行はせらるゝことになつた。然るに此の費用の大部は主として卿相即ち儀式に關係する公卿始め役人等に御下賜になるのである(當時の公卿衆は皆薄祿であるから、かういふ御儀式、或は幕府の將軍宣下の儀のある時に、幕府から支出する費用を上から賜つたものである)今それを以て大嘗祭を行ふことになれば、公卿は實際困難であるから、此の御企には賛成しないものが多く、『足りない費用を以て形式ばかりの大嘗祭を行ふことは、神に對して禮を缺ぐから、寧ろ停止せられた方が宜い』といふ意見が公卿の間に盛であつたのみならず、靈元上皇の弟宮なども御不同意で在した。是には他の理由があつたのである。事情此の如くであつたけれども、靈元上皇は英明活達な御氣象に渡らせられたから、固く執りて御許しなく、何處までも大嘗祭を營むと宣はせられ、聽ていよ／＼國郡卜定の儀も濟んだ。然し公卿の間には首尾能く行けば宜いかと危むものが多く、或は中途で中止するといふやうな風評もあつた。ところが當時の日記に見える。かゝる次第で、此の復興は非常に困難ではあつたが、上皇は飽くまで御意志を貫かせられて、貞享四年十一月に式を御舉げになり、茲に久しく廢絶して居た大嘗祭を御復

興になつた。さりながら總べてが御節略といふので、本來卯の日に御式を濟まし續いて辰巳午の三日間節會があるべきのを昔の新嘗祭同様、辰の日に三日間の式を併せ行はせられた。幕府では勿論之を喜ばず、時人も亦彼此論議したので、時の園白

或は中途で中止するといふやうな風評もあつたことが當時の日記に見える。かゝる次第で此の復興は非常に困難ではあつたが、上皇は飽くまで御意志を貫かせられて、貞享四年十一月に式を御舉げになり、茲に久しく廢絶して居た大嘗祭を御復

興になつた。さりながら總べてが御節略といふので、本來卯の日に御式を濟まし續いて辰巳午の三日間節會があるべきのを昔の新嘗祭同様辰の日に三日間の式を併せ行はせられた。幕府では勿論之を喜ばず、時人も亦彼此論議したので、時の關白一條兼輝は朝廷と幕府の間に立つて非常に苦心したといふことである。

其次の中御門天皇の御世には遂に行はれなかつた。蓋し其の理由は東山天皇の時に反對があつたのと同様費用不足の中を無理に略式で行ふことは宜くないといふので、遂に中絶したのであらう。是には種々紆餘曲折もあること、今日史上に立派な人だといはれて居る人でも、内々反對して居た人もあるかも知れぬ。其次の櫻町天皇の時に又大嘗祭復興のことを幕府へ勅命が下つた。而も是時には幕府に退つ引させぬやうの御交渉があつたので、外交的の言葉でいへば極めて巧妙な手段を御取りになつた。即ち其の勅命にはかういふ意味の三個條の御申渡しがある。それは朝廷に於いて最も大切なる神祇の御祭が三つ缺けて居る、第一は六月十一日の神今食が長く廢絶して居るから、之を復興遊ばしたいといふと、神今食は新嘗祭と同じく神嘉殿に於いて天照大神を御親祭遊はさるゝ御儀式、第二は新嘗祭の復興である。新嘗祭も既に久しく中絶して居たのを、貞享の時復興されたけれども、式は宮中で行はせらるゝのでなく、吉田家に八神殿があるから、吉田家に御委託になつて行はれて居たのであるが、之を昔の如く宮中で行はせらるゝことに復興遊ばしたい。第三は即ち大嘗祭の復興である。之を幕府へ御申下しになつた。是時は一條兼輝の子の兼香が攝政であつたが、大嘗祭に就いて非常に心痛したものと見え、祈願を籠めて御圖を取つた。所幕府へ申渡した三ヶ條の中の大嘗祭は成就さうであるといふことが、元文三年正月十八日此人の日記に見えて居る。而して今回は以前の東山天皇の貞享の時とは違ひ、公卿衆は一同一致して幕府に交渉したのである。恰も其時京都所司代が關東に下るのを幸ひに、關白始め諸卿列座の席に所司代土岐丹後守頼藝を召して、曩に記した神今食、新嘗祭、大嘗祭復興のことを老中に申聞けるやう嚴重に申渡された。此の當時は世態變遷して元祿享保時代に比しては皇室の御稜威が餘程盛なるに反し、幕府の威勢は既に稍下り坂である。幕府では此の勅命を受けて多少物議もあつたらうが、時の將軍吉宗は賢明の資であつたから、妄に全然勅命を拒むやうなことはしない。聽て所司代が京都に齎した復命には大嘗祭は是非行はせられたいが、新嘗祭は此度は延ばして戴きたいといふことであつた。天皇は此の復命書を敷覽あつて非常に御滿悅遊はしたといふことである。

かくして大嘗祭は眞に復興の實を見た。此度は幕府が費用を支辨するのであるから總べて節略するには及ばないので、節會も大嘗祭の後引續き三日間行はれ、頗る御盛儀であつた。之を幕府の方の記録で見ると、如何にも大嘗祭の中絶を歎き、幕府から進んで復興したやうに書いてあるが、事實は右に記す通りである。但し關東の方にも大嘗祭復興の意見を有して居た人々のあつたことは確である。就中將軍吉宗の子の田安宗武の如きは深く國學に心を寄せ、荷田在滿を召して國學を究め、後には加茂眞淵を召したほどの人であるから、大嘗會復興の志を懐き、内々吉宗に勧めたものと思へるが、畢竟朝廷の方の御意志が堅く、公卿が一致して關東に迫つたものと幕府にもかういふ人が復興の意志を懐いて居たのと、兩々相俟つて復興されたものであらう。是に由つて見ると當時國文學の興隆したことも、亦間接に大嘗祭の復興を助けて居るといふことができる。吉宗將軍は是時御儀式も御調度も拜觀したいといふので入洛し、荷田在滿と畫家の住吉某を連れて拜觀の榮に浴したのである。然るに此時在滿が大嘗會の御式の模様を著述し、之に住吉某が圖畫を書いた所、意外にも御咎めを蒙つた。在滿は其の著述を公にした譯ではないが、門生等が是非大嘗祭の大要を知りたいと乞うたので、別に之を簡短に書いて、元文四年に版に附し、大嘗祭便蒙と題して公にした。然し實際在滿自ら書いたのは最初の一枚と、それに添へた序文だけであるといふが、とにかく其の著述の趣旨は、御儀式の御模様を廣く世人に知らしめて、大嘗祭の尊き所以を傳へるにあつたのであるが、當時の時勢は今日とは違ひ、官邊の機密を世に洩らすことはやかましく、又一方に於いては耶蘇教を禁じて居る關係から、延いて總べての出版が嚴しいのである。殊に雲上の大切なる御儀式を世に公にすることは、輕忽も甚だしいといふので、五年に絶版され、同年九月其身も遂に閉門を仰せ付られた。本人は決して惡意あつてしたことではないが、時運の然らしむる所、寔に氣の毒な破目に落ちた。大典に關して筆禍を買つた人は先づ他にないから、序に記した次第である。

櫻町天皇の御世に大嘗祭を御再興遊ばされて以來、御歴代引續いて行はせられ、爾後中絶を見ることはなかつたが、御式は御歴代とも皆同じであつて、沿革として取立て、記すほどのことはないが、先帝明治天皇御即位式の變革と共に大嘗祭も多少變つて居る。先づ第一に違つて居るのは御式の場處である。明治天皇は明治四年に東京に於いて式を擧げさせらるゝこととなり、大嘗宮は皇城内吹上山里の禁苑に建てさせられたが、是は古今に例のないことで、是までは京都及び大和地方で行はせられたものである。明治天皇の時は先づ其年の三月に、同年冬東京に於いて大

嘗祭を行はせたまふ旨の布告があつて、四月に孝明天皇の山陵に勅使が發遣され、

五月に入つて國郡卜定齋田點定が濟み、悠紀の地は甲斐國巨摩郡、主基の地は安房

國長狹郡と定められた。次いで九月に拔穂使が差遣され、十月に伊勢兩宮に由の奉

に建てさせられたが、是は古今に例のないことで、是までは京都及び大和地方で行はせられたものである。明治天皇の時は先づ其年の三月に、同年冬東京に於いて大

嘗祭を行はせたまふ旨の布告があつて、四月に孝明天皇の山陵に勅使が發遣され、五月に入つて國郡卜定(齋田點定)が濟み、悠紀の地は甲斐國巨摩郡、主基の地は安房國長狹郡と定められた。次いで九月に拔穗使が差遣され、十月に伊勢兩宮に由の奉幣を、十一月上旬に神殿と皇靈殿に奉幣を行はせられ、並に加茂の兩社、氷川神社、男山八幡宮始め、諸國の官幣國幣の諸社に奉幣が行はれ、十一月の十五日に大嘗宮地鎮祭、神門祭及び悠紀主基兩殿祭が行はれ、宮中では大祓があつた。さうして此日告諭を下して大嘗祭を行はせたまふ由を天下に御示しになり、翌々十七日に御祭を行はせられた。

是時の大嘗祭に就いて神祇官の上申の趣意では、「大嘗祭は天孫此國に降臨の時、天祖天照大神より受けたまひし所の稻穂を播きて新穀を聞召したに起源して居る國家の大典であるから、歴朝其儀を改めず、舊慣に仍るのであるが、中葉以降政權武家に移つて、百官其職を失つて居るから、唯空名を存するばかりで、殊に古い所の神代世襲の官などは後世には名實叶はないのである。それを何々代といふ名を存して(例へば中臣代忌部代といふが如き)置くことは宜しくない。今や維新中興の政を施されるのであるから、徒に有名無實の古事を何處までも襲踏すべきではない」といふことであつた。是は寔に有理なことで、實際名家の子孫がないのであるから仕方がない。それで古式其まゝに行ふことはできないから、古式を參酌して行はせらるゝことになつた。御式の模様は式の沿革の所で記すこととする。

尙序に大嘗祭の費用に就いて一寸記して置く。大嘗祭の費用は延喜式や貞觀儀式にある古い所では、國毎に一萬束とある。或は悠紀が一萬主基が一萬といふ解釋をして居る人もあるが、淳和天皇の時の御儉約遊ばしたといふ大嘗祭でも、三十萬束の費用とあるのを見ると、無論國毎であらうと思ふ。國毎とすれば六十六萬束集まる譯である。却説古い時代には制度が整つて居つたから、是だけのものが容易に集まり、それを以て立派な儀式が行はれたのであるが、後世段々莊園などが出來て、官有地が少くなり、従つて朝廷に納まる租税が少くなつたので、逆も昔のやうに國々に一萬束づつを宛てるといふことはむづかしい。そこで買官上納即ち官職に任ずる者、或は官職を進めらるゝ者から獻金し、それを以て大嘗祭の費用に充てさせられた。後鳥羽天皇の時などは二十人新に官に任せられて獻金して居る。或は莊園に大嘗祭の費用として段錢といふ一種の税を課せられた。後には御即位の段錢も課することになつた。北朝の後光明院の時の大嘗祭には、一段に三十文づつの段錢が課せられて居る。室町時代になつては買官上納といふことは餘りなく、總て段錢を

以て費用に充てられたやうである。降つて江戸時代になつては、大嘗會料即ち外宮米といふものを出し之に依つて費用を辨せらるゝことになつた。

第九 大嘗祭の儀式

是より大嘗祭の古式の模様を記するのであるが詳しく書けば甚だ煩はしいのみで面白味が少いから成るべく簡短に記述するつもりである。大嘗祭は既に記した如く十一月の卯日の祭に始まり辰巳兩日の節會及び午の日の豊明節會に至るまで前後四日間に亘るのであるが此の前後に齋物忌がある。凡そ神事を行ふには齋には散齋致齋の二種あることは神祇令以來の定めである。踐祚後の大嘗祭は大祀であるから養老令には九十十一の三箇月間散齋を行ふ定めであつたが大同三年十月に至つて散齋の期限を一個月短縮された。其他の中祀祈年祭神嘗祭新嘗祭等にあつては散齋は三個月致齋は一日とし小祀天忌祭風神祭鎮花祭三枝祭相嘗祭鎮魂祭鎮火祭道饗祭等にあつては致齋一日だけである。此の散齋中は奉事の諸有司に對して喪を弔ひ病を問ひ或は肉を食ふこと音楽をすること穢惡の事に預ること或は刑殺を判じ罪人を決罰することなどを禁じ之を七禁といつて居る。致齋の時には唯祭祀のことをのみ行ふことを許し自餘のことは悉く禁斷し且つ祭事に與らざる百官も皆是等のことを停止して只管謹慎を保つ定めであつた。されば平素は宮中へも宮門跡始め僧侶が出入して恒例臨時の祈禱讀經などが行はれ大内裏の中にも眞言院などがあるにも拘らず大嘗祭の時は一切僧尼の宮中出入を差止め佛經の如きも當分他所へ移され或は死ぬことを奈保留といひ病氣を夜須美といひ血を赤汁といふ類の一種の忌詞が出来たほどである。之に就いての一つの話は康治元年近衛天皇の大嘗祭の時散齋であつたに拘らず攝政忠道が僧侶を召して佛事を行つたので日本は神國なるに大嘗祭以前攝政が齋月に佛事を行ふとは甚だ不埒であるといつて攻撃して居ることが臺記に見える。或は寺々の鐘を撞くことを止めたとか色々の停止があるが是は畢竟日本の風俗でないから神事を行ふに畏れ多いといふ意味からであらう。

凡そ大嘗祭に就て一番最初に取定められるのは大嘗祭の新穀を奉るべき候補地即ち悠紀の國主基の國である。現在の登極令では京都以東以南を悠紀地方とし以西以北を主基の地方として其の地方は之を勅定せらるゝことになつて居る。中臣壽詞に據れば天孫瓊々杵尊が此の國土に降臨せられた時に悠紀主基の國々を齋定せられたのである。本居宣長は悠紀は忌清の義主基は濯清の義なりといつて居

るが詰り其の國の稻を以て神饌の料とせらるゝのであるから豫め其の國と郡とを定めたのであつて之を國郡卜定といつた。御歴代の悠紀主基の地方を調べて見

西以北を主基の地方として、其の地方は之を勅定せらるゝことになつて居る。中臣壽詞に據れば、天孫瓊々杵尊が此の國土に降臨せられた時に、悠紀主基の國々を齋定せられたのである。本居宣長は悠紀は忌清の義、主基は濯清の義なりといつて居

るが、詰り其の國の稻を以て神饌の料とせらるゝのであるから、豫め其の國と郡とを定めたのであつて、之を「國郡卜定」といつた。御歴代の悠紀主基の地方を調べて見ると、古くは悠紀に尾張、三河、伊勢、美濃、近江等の東國があつたともあり、備前、丹波の兩國があつたこともある。主基は總て西國で、丹波、但馬、播磨、美作、備中などの諸國が見えて居るが、其國は必ずしも一定して居なかつた。然るに延喜以降は悠紀が近江に、主基が丹波若しくは備中に定まり、或は丹波と備中との兩國が交々主基となることとなり、唯其郡のみを定めらるゝこととなつたが、名稱は依然國郡卜定と稱して居た。但し冷泉天皇の大嘗祭に、播磨が主基になつたのは例外である。中世以降孝明天皇の御世までは悠紀主基は一定の地方に定まつて居つたが、古くは必ず其の地方が一定して居つた譯でない。登極令には京都を中心として、以西以北、以東以南と見えるだけで、地方を確に何處と指定せず、廣い意味に規定されてある。それで今回は悠紀地方が愛知縣主基地方が香川縣に定まつたことである。

此の國郡卜定は多くは其の年の四月中に行ふ例であるが、時宜に依つては早きは二月に行ひ、晚きは九月に行つたともある。儀式は上卿の大臣が勅を奉じて、神祇官を召し、紫宸殿の東軒廊に於いて、悠紀主基の國郡を卜ひ定める例で、神祇官の官人は大臣から國郡の名を書いた封書を受取つて之を卜ふので、是は我國上古の遺風である。太初、天照皇大神が天岩戸に御籠りになつた時、天兒屋根命に天香山の眞男鹿の肩骨を抜いて、天香山の波々迦を取つて卜はせたといふことから出たのであるが、上代には鹿の肩骨を灼いて一種の卜をしたものと見える。後に此卜は卜部氏の家業となつた。卜部氏は中臣烏賊津を祖先として、雷の命と申して居るが、代々祖先傳來の太占を以て朝廷に仕へて居つたが、神功皇后征韓の後、烏賊津は百濟に使して其國を治め、後に對馬に歸り、子孫代々卜部として居住した。後世國郡卜定に龜卜の法を用ゐたのは、此の卜部家が韓國を通じて我國に傳へたもので、以來鹿の骨を焼くとは止んだ。然し支那風の龜卜は、荊を以て龜甲を焼くのを我國では波々迦を用ゐて居たのは古傳の全く失せぬ爲である。其の方法は龜甲の裏を削つて、分程の厚さにし、表を鏡の如くに研ぎ甲の裏に五六分四方の窪みを幾個所にも彫つて、町方を墨で書くか、或は小刀でつけ、燧火を以て波々迦の木の枝に火を點じ、龜甲の裏の町方の所々を燻すと、割れ目が表へ通つて種々の形が現れる。それを占書に照して判斷し決定するのであつて、之を卜形といふのである。此の波々迦の木といふのは、かにはさくら、又は「かばさくら」といひ、俗には犬櫻ともいふが、日本特有の植物である所を見ると、大昔鹿の骨で卜つた大占の法は、蓋し日本特有のものであらう。

此波々迦の木は古くは大和の南葛城郡の笛吹神社から採る例であつた。延喜以來郡だけを卜定するやうになつてからは上卿から神祇官に與へられる封書は、一郡に一枚、二箇所に二郡づゝ、即ち四枚であつた。天文三年の大嘗祭國郡卜定には龜甲の長さ八寸の物を首を三角、尾を二角に切つて四枚を用ゐ、一枚づゝ竹に挿んで波迦の木で焼き水を掛けたとある。明治四年の大嘗祭には神祇官の庭で國郡卜定が行はれ時の神祇官出仕であつた吉田良義といふ人が龜卜を取つた。今回は吉田家の舊臣鈴鹿正靜といふ人が臨時事務囑托として御用を承はり、卜定のことが行はれた。尙大嘗祭には總ての關係者用度の決定まで古くは卜食といつて、皆卜を用ゐて定めたものである。

國郡の卜定を終ると次で職員即ち檢行、行事等が任命される。檢行は祭祀に關する一切の事を監督する職で、大納言、中納言、參議等を以て之に充てる。行事は悠紀、主基に分れて各其の事を分ち掌る職で、辨官を以て之に充てる。而して此の祭儀に關する命令は總て是等の諸官に依つて統轄指揮せらるるのであつて、此職を定めることを「檢校行事定」といふ。斯くて齋田の稻穂の成熟した時勅使を發遣せられて、拔穂の儀式が行はれる。無論其の以前に於いて齋田は一定の區劃を定めて之を清め、地方官監督の下に植付の前後特別の注意を拂はれる。拔穂使は多く八月下旬に發遣さるゝ例で、延喜式には八月上旬とある。神祇官から卜部三人、宮主一人を卜定して、兩齋國に悠基、主基各二人發遣し、拔穂使は國郡司以下人民を率ゐて、拔穂の式を行ふので、其の順序は延喜式を見ると先づ齋郡の郡司の處女で酒造兒といふが一人で、拔き、稻實公一人、御酒波一人、雜色一人といふ順序で、歌人、歌女各二十人が、謠を歌ふ。さうして初穂、四束、四把を一束とすを取分けて御飯の分とし、其他を白酒、黒酒を造る料に充てるのである。かくて神膳の料、稻は九月下旬京都に持歸つて、齋場所の拔穂、稻を納める屋舎に納められる。

大嘗祭は最も嚴重なる御神事であるから、昔は八月の上旬に大祓使を卜定して、五畿七道に發遣せられ、さうして總べての汚穢を祓ひ清めさせ、伊勢大神宮のために、特に同使を近江、伊賀、伊勢の三國に派遣せられた。次いで同月下旬には、奉幣使を諸國に遣はされ、浴ねく天神地祇を祭れる諸社に奉幣が行はれる。之を「大奉幣」といふのであつて、三代實錄元慶元年九月二十五日の條には、天神地祇三千一百三十二神に奉幣のことが見えて居る。即ち延喜式々内の神社である。次に大嘗祭にも由奉幣がある。是は初めは伊勢大神宮のみであつたが、後には石清水、賀茂の兩社を加へられ、之を三社奉幣といつた。石清水は神宮に次いで第二の宗廟と申され、賀茂は平

安遷都後、王城鎮護の社と申されてあるからである。後世大奉幣使の典が停廢さるゝに及んでも、此の三社の奉幣のみは長く廢せられなかつたが、現制度の登極令で

幣がある。是は初めは伊勢大神宮のみであつたが、後には石清水、賀茂の兩社を加へられ、之を三社奉幣といつた。石清水は神宮に次いで第二の宗廟と申され、賀茂は平

安遷都後、王城鎮護の社と申されてあるからである。後世大奉幣使の典が停廢さるゝに及んでも、此の三社の奉幣のみは長く廢せられなかつたが、現制度の登極令では伊勢大廟の奉幣に限られて居る。

此の外由加物使と神服使といふのが發遣せられる。古くは大嘗祭の御調度一式は之を諸國に課せられたのであつて、神服は三河の神服部が織つて奉り、大嘗宮の南門に立てる楯は丹波の楯縫氏が掌り、戟は紀伊の忌部氏が作り、物部、門部、語部、美濃、丹波丹後、但馬、因幡、出雲、淡路から進むは諸國から之を奉り、大嘗祭の御用に供する。調度神饌の材料は由加物といつて紀伊、淡路、阿波、河内、和泉、尾張、三河備前から奉り、其中、高坏比良加等の雜器は河内、和泉、尾張、備前、三河の五箇國が作り、木綿麻、麩などは紀伊、淡路、阿波、三國が奉る。それで八月上旬に神祇官の史生を河内、和泉、尾張、三河、備前の諸國に遣して、是等供神の調度を監造させ、又九月上旬には卜部を紀伊、淡路、阿波の三國に遣して、供神の贄を監作させた。此の使を由加物使といふのである。次に九月上旬に神服使を三河國に遣はして、神服部に調絲を作らせる。而して是等の品々は下旬に京都に持歸つて齋場所に取纏めるのである。

是等の御用を承はる地方は、昔から歴史的に定まつて居る。一例を云へば神服使には三河國神服社の神主が任せられ、同國の神戸から織女を卜つて採用したのであるが、同國には古くから神服部氏が居つたので、神服社は其の祖神を祭つた神社である。或は阿波には古くから忌部氏が居つて、其處には阿波忌部の祖神天日鷲神を祭つた忍部神社がある。神武天皇が橿原に宮殿を御造りになるために、天富命に命じて諸國から材料を集めさせられ、又種々の神寶等を作らせられたが、此時天富命の孫には木綿麻織布を作らせられた。天富命は天日鷲命の孫を率ゐて、穀麻を植る適當の地を求めて阿波國に赴き、穀麻を植えたが、天日鷲命の後裔は其國に留つて永く住居した。大嘗祭の行はれる毎に木綿麻、布等を此地から奉るのは全く此の由緒から出て居るのである。却説以上の諸國からかくして集まつた材料に依つて、京都の齋場所では大嘗祭の調度神饌が調進せられるのである。

大嘗祭は國家最重の神事であるから、嚴重の上にも嚴重に潔齋を必要とする。そこで十月下旬になると、天皇が河上に臨幸あつて「みそぎはらへ」といふことを行はせられる。之を御禊行幸といふ。それから忌火の御飯を供する儀がある。水上に於いて祓を修することは古く印度にも支那にも行はれ、日本では伊弉諾命が楯の小戸の楯原に於いて御禊のあつたとが其の起原である。又檢校、行事以下の職員が任命せられると共に、其の家々に今日より僧尼重輕服、觸穢の人參入すべからずとの神事